

第2次世羅町農業振興ビジョン

～所得の向上による持続可能な農業の実現～

令和4年～令和13年

令和4年3月

広島県世羅町

はじめに

世羅町では、人口減少や少子高齢化、デジタル技術の急速な進化、地球温暖化に象徴される環境問題等々、社会情勢の変化を見据え、令和3年3月に第2次長期総合計画・後期基本計画をスタートさせました。現在、これを基本とし「いつまでも住み続けたい日本一のふるさと」の実現に向け、「ものづくり」や「地域づくり」など5つの基本目標を掲げ、町民目線でまちづくりを進めています。

農業分野では、「所得の向上による持続可能な農業の実現」を目指し、「担い手育成」「産地力強化」「農村資源の保全活用」の3つを施策の柱として必要な取り組みを進めてまいりました。そのなかで、多くの農業者及び町民、関係者のみなさまの努力と創意工夫によって、広島県を代表する農業経営モデルを数多く生み出し、また、個性的で魅力あふれる農業地帯を形成し、さらに、陰陽を結ぶ交通アクセスの整備等も相まって、県内外から多くの人々を呼び寄せる地域として発展し、進化し続けています。

一方で、農家の高齢化や担い手不足への対応、食の多様化や農産物流通の変化、米需要の大幅な減少、依然として多くの農家を悩ましている鳥獣被害の問題、さらに、未だ収束しない新たな感染症や近年頻発し大型化する気象災害等々、農業・農村を取り巻く環境は従来にも増して目まぐるしく変化し、かつ予測し難い形でリスクを広げています。

こうしたなかで、様々な環境変化に適応し、将来にわたって持続的で活力ある農業・農村として発展していけるよう、新しい時代に対応できる人材、産地を育てていくため、これからの10年を見据えた施策指針として、第2次世羅町農業振興ビジョンを取りまとめました。

このビジョンの実現に向けて、着実に施策を進めてまいります。皆さまのご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

結びに、このビジョンの策定にあたり、アンケートにご協力いただきました多くの皆さま、貴重なご意見やご提言をいただきました世羅町農林業振興協議会委員をはじめ関係各位の皆さまに心からお礼申し上げます。

令和4年3月

世羅町長 奥田 正和

《第2次世羅町農業振興ビジョン》

総 論	1
第1章 ビジョン策定の趣旨	2
1 第2次世羅町農業振興ビジョン策定にあたって	2
2 ビジョンの位置づけ	3
3 ビジョン策定の方法	4
第2章 農業を取り巻く現状	6
1 国内農業の動向	6
(1) 農業構造の変化	6
(2) 食料需要の変化	8
(3) 大型化する気象災害、感染症等によるリスクの拡大	9
(4) 国内農業政策	11
2 世羅町の概要	12
(1) 位置、地勢	12
(2) 気象	12
(3) 人口、世帯	12
(4) 産業	13
(5) 交通	13
3 世羅町農業の現状	14
(1) 担い手(農家、農業経営体、労働力等)	14
(2) 経営構造	15
(3) 農業産出額	17
施策の検証、課題	19
第3章 振興施策等成果と課題	20
1 農業振興ビジョン(H28～R2年)の施策体系と取組実績	20
2 施策の取組成果と課題	22
3 農家等の意向調査結果(アンケート、ヒアリング調査)	38
4 農業振興の課題	40
基本方針	43
第4章 農業振興の基本方針	44
1 基本方針	44
2 農業振興施策の基本的な考え方	46
(1) 施策の考え方	46
(2) 施策体系	47
施策の展開	49
第5章 農業を担う経営体の育成	50
1 次代を担う新規就農者の育成	50
2 担い手の育成と効率的な経営基盤の確保	52
第6章 産地力強化による所得向上	54
1 水田農業の収益性向上	54
2 園芸作物産地の拡大	56
3 周辺環境と調和した畜産経営の確立	58
4 6次産業化による所得向上	60

第7章 良好な生産環境の保全と多様な資源の活用促進	62
1 有害鳥獣による農作物被害の防止	62
2 農業生産基盤の整備と維持・保全	64
3 安全・安心な地域農業の確立	66
第8章 新たな農業の展開	68
1 持続的な生産体制の構築	68
基礎資料	71
1 国内農業の動向	72
2 世羅町の概要	76
3 世羅町農業の現状	77
4 施策の取組成果と課題	80
5 農業振興に関するアンケート調査結果	86
用語集	95

総論



第1章

ビジョン策定の趣旨

1 第2次世羅町農業振興ビジョン策定にあたって

平成23年から令和2年までの10年間の計画期間（平成28年に5年間の中間見直しを実施）として策定した世羅町農業振興ビジョンの取組成果とともに、この10年間の農業を取り巻く情勢変化を踏まえ、今後10年間の農業振興施策の基本指針として、第2期世羅町農業振興ビジョンを策定しました。

本町では、平成23年度から令和2年度まで、10年間の農業振興施策の基本指針として世羅町農業振興ビジョンを策定し、「農業を担う経営体の育成」、「産地力強化による所得向上」、「良好な生産環境の保全と多様な資源の活用促進」の3つの課題を掲げ、これらを総合的に支援するための体制整備を通じて、目標として掲げる「所得向上による持続可能な農業の実現」に向け必要な施策を進めてきました。

「農業を担う経営体の育成」では、水田農業を支え、リードする集落法人の新規設立や集落法人間の連携を通じた経営資源の有効活用と経営の合理化等を進めるとともに、産業として自立し、新しい農業の可能性を切り開く新規就農者の育成にも取り組んできました。

「産地力強化による所得向上」では、集落法人の経営安定、所得向上を念頭に米のブランド化や水田を活用したキャベツ、アスパラガス、白ねぎ等野菜の生産拡大に取り組み、耕畜連携の推進とともにWCS用稲等の生産拡大に取り組みました。また、大規模営農団地で展開される梨等の産地力強化、立地を活かした観光農業や6次産業化の取組についても農産物ブランド化の取組とともに推進しました。

「良好な生産環境の保全と多様な資源の活用促進」では、集落共同の取組を基礎とした有害鳥獣による農作物被害の防止や、農地・農業用施設の適正管理、環境にやさしい農業等について施策を講じてきました。

こうした取組を通じて、農業の収益性向上や農地、農業用施設等の維持保全に一定の成果をあげることができた半面、新規就農者の経営安定や集落法人の構成員が高齢化するなかでの水田農業の担い手確保など、対応すべき次の課題も出ています。園芸作物の生産拡大、収益性向上に取り組むうえでも高齢化や労力不足の問題に直面し、有害鳥獣による農作物被害は多くの農家の営農意欲を減退させる問題となっています。

あわせて、農業を取り巻く環境も大きく変わりつつあります。特に、予想を上回る米需要の減少とともに新たな米政策に関連した国内各産地の生産動向は水田農業の先行きを一層不透明にしています。さらに、地球温暖化、気候変動に起因する気象災害の激甚化、豚熱や高病原性鳥インフルエンザなどの家畜感染症の拡大、新型コロナウイルス感染症による農産物等流通及び観光産業への影響等々、経営リスクは様々な部門で拡大している状況です。

第2次世羅町農業振興ビジョンでは、農業を取り巻く内外の環境変化を踏まえ、これまで取り組んできた振興施策の成果と課題を整理し、次の10年で取り組む施策の方向性を明確にすることを念頭に、基本指針となる計画書としてまとめました。

2 ビジョンの位置づけ

このビジョンは、「世羅町第2次長期総合計画（後期基本計画）」及び、「世羅町農業振興地域整備計画」、「世羅町農業経営基盤強化促進法に基づく基本構想」を踏まえ、また、広島県の「2025広島県農林水産業アクションプログラム」との整合を図りつつ、令和13年までの本町農業の振興方向と基本施策についてまとめたものです。

世羅町第2次長期総合計画・後期基本計画

（令和3年度～令和7年度）

「いつまでも住み続けたい日本一のふるさと」

～ひとと、歴史と、未来をつなぐ、せらのまちづくり～

【農業振興】

- ◆ 農業の発展と活性化を図るため、農業生産基盤、農業振興体制の整備を進め、農地の保全と農業経営の安定・合理化を推進するとともに、地域の特性を活かした新たな農業を展開。
- 世羅ブランドの促進
- 農業生産基盤の強化
 - ・担い手への農地集積（人・農地プラン策定支援、担い手間連携支援）
 - ・農業用施設等の保全、整備（水田の排水対策、長寿命化）
- 有害鳥獣被害防止対策
- 後継者・担い手の育成・確保（世羅産業創造大学等）
- 特産品開発と地域活性化（世羅高原6次産業ネットワーク）
- 新たな農業の展開（農業のデジタル化）

世羅町農業振興地域整備計画

～優良農地の確保・利用及び生産基盤等整備方針策定～
（令和4年～13年）

世羅町農業経営基盤強化促進法・基本構想

～経営体の育成、農地の利用集積等基本構想策定～
（令和4年～13年）

2025広島県農林水産業アクションプログラム

～生産性の高い持続可能な農林水産業の確立～
（令和3年～7年）

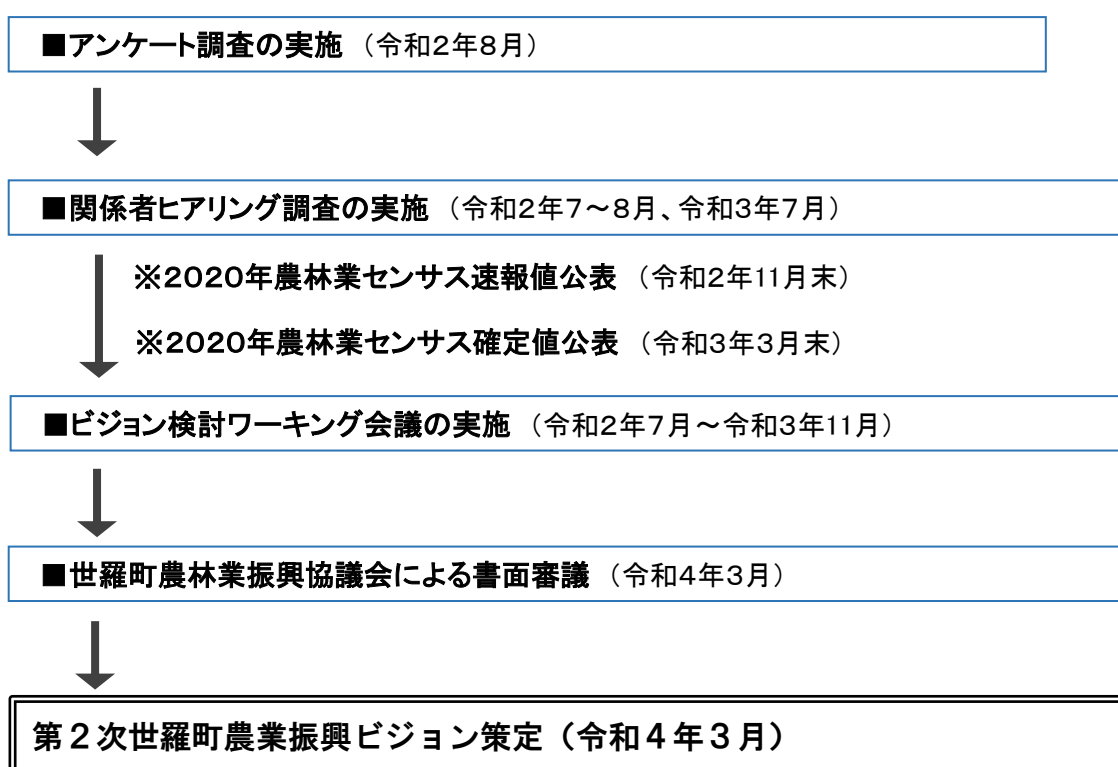
第2次世羅町農業振興ビジョン

（令和4年～13年）

3 ビジョン策定の方法

ビジョン策定については、農業者、農業関係組織など、多くの方々に対してアンケート調査やヒアリング調査を行い、様々な意見を踏まえて策定しました。

《策定手順》



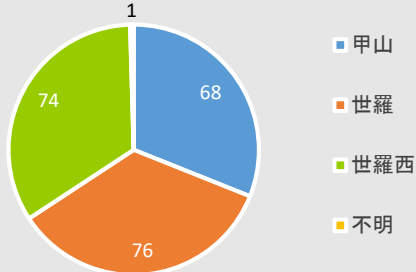
※なお、関係者ヒアリング、ワーキング会議については、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を考慮し、最小限の形で実施しました。

【アンケート調査の実施概要】

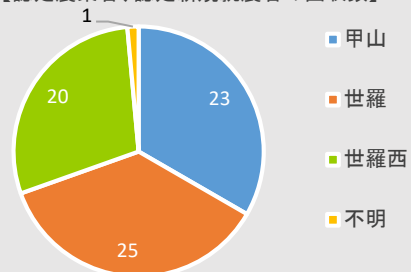
- (1)実施期間 令和2年8月3日～8月31日
 (2)実施方法 郵送による配布、回収(高校生は世羅高校に依頼)
 (3)対象及び発送・回収結果

	発送	回収	回収率
一般農家	360	219	60.8
中山間直接支払協定地区代表	96	61	63.5
認定農業者等	135	69	51.1
町民(非農家)	315	138	43.8
企業(食品関連等)	100	71	71
高校生(世羅高校)	85	85	100
合計	1091	643	58.9

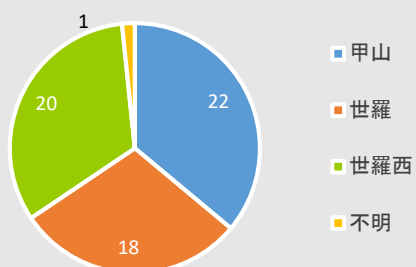
【一般農家の回収数】



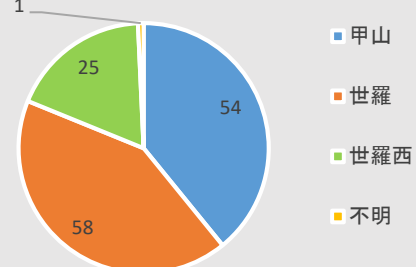
【認定農業者、認定新規就農者の回収数】



【中山間直接支払代表者等の回収数】



【町民(非農家)の回収数】



【関係者ヒアリング調査の実施概要】

《ヒアリングテーマ》

- 担い手育成等について(担い手間・集落法人間連携、新規就農者の経営安定等)
- 生産対策、産地強化等(水田農業全般、果樹、畜産、6次産業化等)
- 農地、農村資源等保全(有害鳥獣被害対策、中山間地域等直接支払制度等)

《関係者》

- 生産者(集落法人、認定新規就農者)
- 広島県東部農林水産事務所尾道農林事業所、東部農業技術指導所、東部畜産事務所
- JA尾道市営農経済部営農販売課、JA尾道市世羅営農センター
- 世羅郡農業再生協議会

第2章

農業を取り巻く現状

1 国内農業の動向

(1) 農業構造の変化

- ◆ 個人経営体（農家）数は大幅に減少し、団体経営体（法人経営体）数は増加。
- ◆ 農業労働力（基幹的農業従事者数）の高齢化と減少が同時進行。
- ◆ 担い手への農地集積は着実に進み、販売金額も大規模化しつつある。
- ◆ 稲作経営（水田農業）の構造改革の加速化。（国の施策）

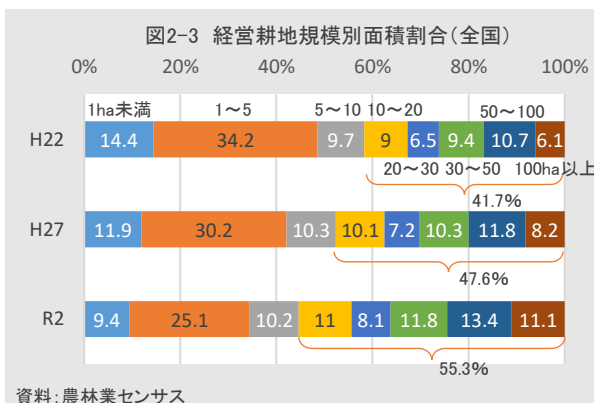
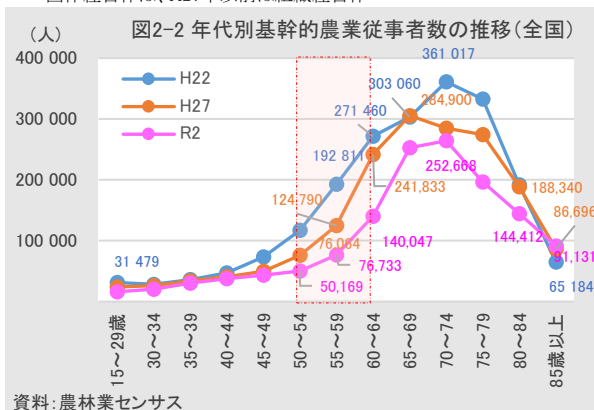
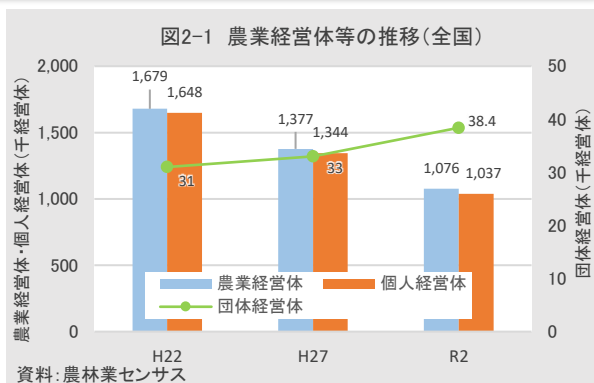
令和2年の全国の農業経営体は、107万6千経営体となり、平成27年に比べて30万1千経営体（21.9%）減少しました。農業経営体の大部分（96.4%）を占める個人経営体は、同30万7千経営体（22.8%）減少し、103万7千経営体となっています。

一方、団体経営体は、3万8千経営体で、平成27年から約5千経営体（16.4%）増加しています。団体経営体のうち、法人経営体は3万1千経営体で同4千経営体増加しました。（図2-1）

令和2年の基幹的農業従事者（個人経営体）は、136万3千人で平成27年と比べて39万4千人（22.4%）減少しました。このうち、65歳以上の占める割合は69.6%となり、5年前の64.9%から4.7ポイント上昇しています。また年代別では、50～54歳、55歳～59歳、60～64歳の減少割合が高く（平均39.7%）、水田農業を中心的に支えている世代の高齢化と減少が同時に進んでいることが分かります。（図2-2）

経営耕地規模別面積の割合について、経営耕地規模10ha以上が全経営耕地に占める割合は、平成22年は41.7%、平成27年が47.6%、令和2年には55.3%と着実に増加しており、担い手への農地集積と経営規模の拡大が進んでいることが分かります。

一方で、5ha未満の経営耕地面積割合は、平成22年の48.6%から令和2年では34.5%とこの10年間で1/2から1/3に縮小しました。（図2-3）



担い手への農地の集積、規模拡大が着実に進むとともに、販売額も拡大傾向にあります。

図2-4は、平成22年から平成27年、同年から令和2年にかけて各5年間の販売金額規模別経営体数の増減率を示したのですが、販売金額5千万円の上下で傾向が異なっています。

特に、販売金額1千万円未満の減少傾向はこの5年間で一層大きくなり、5千万円以上の増加傾向は続いています。（図2-4）

販売金額規模別経営体数の割合を経営部門別で比較すると、各部門間で販売金額規模に大きな差があることが分かります。

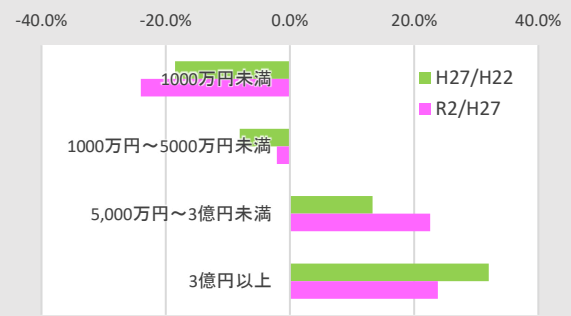
酪農では販売金額規模1千万円以上の経営体数割合が89.4%を占めているのに対して稲作は2.8%で、7割近い経営体は百万円未満となっています。（図2-5）

国内の農業産出額は、昭和60年の11兆6千億円をピークに米価下落とともに下がり続け平成22年には8兆1千億円まで下がりましたが、他部門の増加によって令和元年には全体で8兆9千億円まで回復しています。

部門別では、畜産が平成22年以降大幅に増加し、野菜は平成17年以降増加傾向にありましたが、平成27年から若干減少しています。米は減少を続け、平成27年には約1兆5千億円まで下がった後増加に転じています。（図2-6）

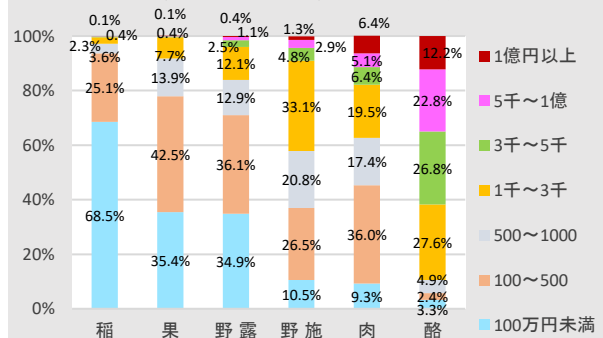
なお、令和2年以降は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、外国人旅行者の減少や外食産業の不振による業務用農産物の需要減少のほか、気候変動や家畜感染症等の影響によって、それまでの動きとは異なる可能性があります。

図2-4 販売金額規模別経営体数の増減率(全国)



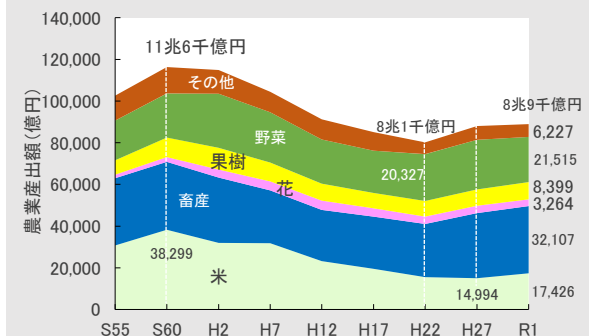
資料：農林業センサス（販売無しの経営体は含まず）

図2-5 部門別農産物販売金額規模別経営体数割合(全国)



資料：農林水産省「農業構造動態調査」2019年

図2-6 部門別農業産出額の推移(全国)



資料：農林水産省「生産農業所得統計」

(2) 食料需要の変化

- ◆ 国内の人口減少により農産物の総需要の減少が予測される。
- ◆ 高齢化の進行や世帯構成の変化等により、農産物の需要は多様化が進み、新たな需要も生まれる。
- ◆ 農産物の国際的な取引の拡大、新興国等の需要拡大の動きは、国内市場にも様々な影響を及ぼす。

国内人口は平成20年をピークに減少に転じており、64歳以下の年代層の大幅な減少が予測されるなかで、今後の社会経済への影響が懸念されています。農産物や食料需要についても、総量は減少することが予想されますが世帯構成の変化によって新たな需要の伸びも予想されています。

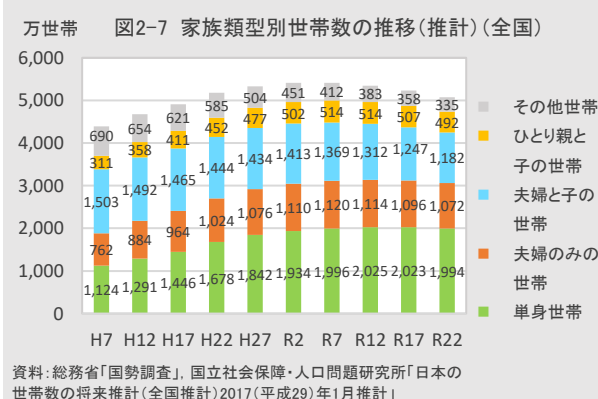
家族類型別世帯数の推計によると、これまで増えてきた「夫婦と子供」の世帯は、今後減少していく一方で、夫婦のみの世帯や単身世帯はしばらく増加傾向が続くとみられており、こうした世帯構成の変化にともない、食料の支出割合も生鮮食品から加工食品へ、ファミリー向けから小口サイズへと変化していくことが予想されます。(図2-7)

また、国民一人当たりの農産物等の消費動向では、特に米の減少傾向に歯止めが掛からない状況ですが、野菜や果実は横ばいで推移し、畜産物は緩やかな増加傾向にあります。
(図2-8)

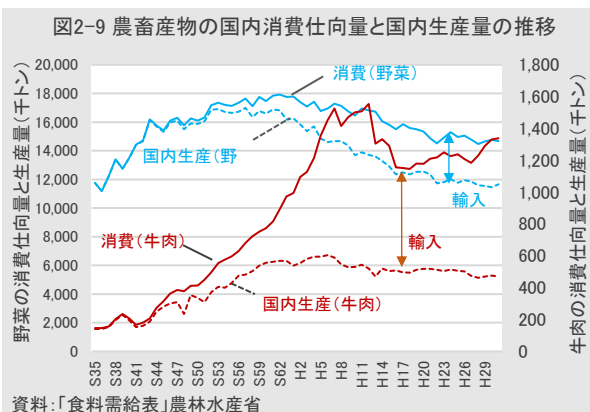
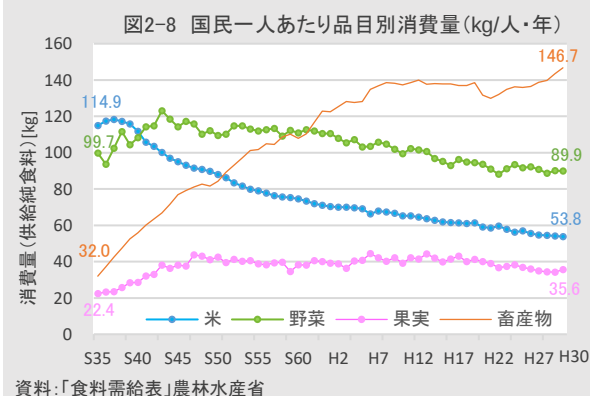
さらに、農産物貿易のグローバル化によって多くの農産物が輸入されるなかで、国内消費を国産で賄っているのは米だけで、果物は消費量の半分程度、野菜も1～2割程度、畜産部門では食肉だけでなく飼料の多くが輸入で賄われている状況です。（図2-9）

海外からの安価農産物の輸入は国内農業にとっては大きな脅威ですが、一方で、世界人口が急速に増加していくことや新興国等の経済成長にともなう農産物等国际価格の上昇などを背景に、今後、輸入農産物の一部は国産に代替していくことも予想されます。

国内需要の減少がそのまま国内農産物の市場縮小に直結するとは限らない状況にあって
 今後は、農産物の流通、市場をとりまく様々な情勢を踏まえ、多様化する需要に対応していくことが求められます。



注:1) 国勢調査における「単独世帯」を「単身世帯」と表記
2) 平成17(2005)年までは旧家族類型の数値
3) 平成22(2010)年の「その他の世帯」には、家族類型不詳世帯を含む



(3) 大型化する気象災害、感染症等によるリスクの拡大

- ◆ 気候変動による豪雨、気象災害等の大型化が進み、高病原性鳥インフルエンザ、豚熱など全国的な感染が頻発するなど、農業経営のリスクが拡大。
- ◆ 新型コロナウイルス感染症による農産物需要の変化とともにインターネット販売などの新たな流通・販路が拡大。

近年、自然災害等による農業被害が頻発するなかで、被害の規模も大きくなっています。

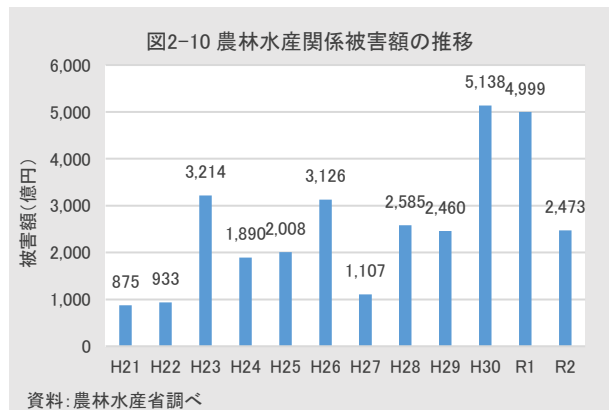
平成30年7月に西日本を中心に発生した記録的な大雨によって、農作物や農地、農業用施設も含め大きな被害をもたらし、未だに、復旧工事が続けられている状況です。

西日本豪雨災害では、2府4県で32カ所（うち広島県23カ所）のため池が決壊し、人的被害も発生しました。このため、「農業用ため池の管理および保全に関する法律」が制定、令和元年7月に施行され、各自治体においてはため池の所有、管理者及び構造等を把握し適正管理に努めることとされました。

令和2年11月に香川県内の養鶏場で高病原性鳥インフルエンザが発生して以降、西日本を中心に各地の養鶏場で発生が相次ぎ、令和3年3月までに全国の18県で52事例が発生し過去最多となる987万羽が殺処分されました。

同年12月、県内では初めて同ウイルスの感染が確認され、周辺地域の養鶏場では卵や肉の移動制限措置が取られるなどの影響が出ました。

ウイルスを持った野鳥や野生動物を介してウイルスが農場に侵入したことが原因とみられています。農林水産省では、農場へのウイルス侵入を防止するための消毒や野生動物の侵入防止とともに発見時の早期通報の徹底等について対策を示し、家畜飼養衛生管理基準の順守を促しています。



注：H23の東日本大震災(23,841億円)、H28の熊本地震(1,771億円)、H30の北海道胆振東部地震(1,145億円)を除く農林水産関係の自然災害の被害額

表2-1 令和2年シーズンの鳥インフルエンザ発生状況

初発生日	発生県	件数
令和2年11月5日	香川県	13
11月25日	福岡県	1
11月25日	兵庫県	1
12月1日	宮崎県	12
12月6日	奈良県	1
12月7日	広島県	1
12月10日	大分県	1
12月10日	和歌山県	1
12月11日	岡山県	1
12月13日	滋賀県	1
12月16日	高知県	1
12月19日	徳島県	2
12月24日	千葉県	11
令和3年1月2日	岐阜県	1
1月13日	鹿児島県	1
1月23日	富山県	1
2月2日	茨城県	1
3月13日	栃木県	1
殺処分合計987万羽	18県	52

注：令和2(2020)年11月～令和3(2021)年3月まで

平成30年9月9日に岐阜県で国内では26年ぶりとなる豚熱が発生し、これ以降、16府県で71事例発生し、113農場で約25万3千頭が殺処分されました。

農林水産省では、感染イノシシによる拡散を防止するため径口ワクチンベルトを設けるなど対策を講じていますが、中部地方を中心に25都府県で感染イノシシが確認されるなど感染リスクは継続している状況です。国では発生予防とまん延防止に向けた家畜飼養衛生管理基準の順守徹底を促しています。

令和元年12月に中国の武漢市で確認された新型コロナウイルス感染症の拡大によって、国内のみならず世界の社会・経済に大きな影響を及ぼすこととなり、発生から2年を経た現在でも収束していない状況です。

農業分野でもさまざまな形で影響が出ており、外国人旅行者の激減や外食需要の大幅な減少によって、米を始めとする業務用農産物の需要が減少し、取引価格にも影響が出ています。

また、これまでも葬祭行事の小型化などによって切り花（キク）の需要減少が危惧されていましたが、同感染症の影響で需要量の減少が顕著になりました。

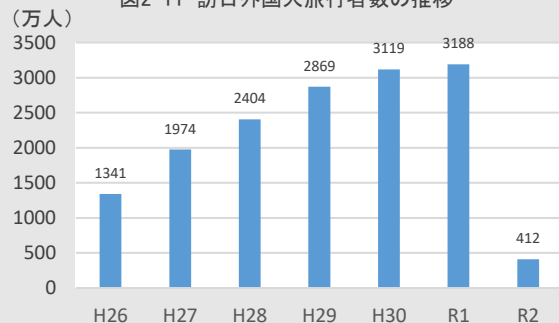
その一方で、インターネットを活用した食料品の購入やデリバリーの利用など新たな需要が拡大しており、生産者にとってはオンラインでの販売やECサイトを活用した消費者への直接販売の機会が増えるなど、多様な販売環境が整ってきたことで、新たな農業経営の可能性も広がりつつあります。

表2-2 豚熱発生状況

発生等区分等	府県(発生順)
飼養豚養成発生府県 (16府県)	岐阜、愛知、長野、大阪、滋賀、三重、福井、埼玉、山梨、沖縄、山形、和歌山、奈良、群馬、栃木、神奈川
発生件数71事例、殺処分 113農場、253千頭 平成30(2018)年9月の発生から令和3(2021)8月26日まで	

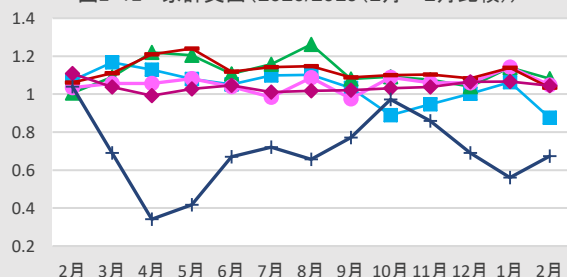
注：感染イノシシは中部地方を中心に近畿、東北に係る25都府県で発見されワクチン接種推奨地域は36都府県となっている。（北海道及び広島、島根、九州7県の11道県を除く）

図2-11 訪日外国人旅行者数の推移



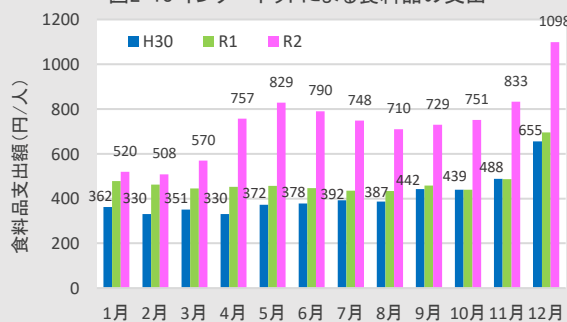
資料：食料・農業・農村白書（農林水産省作成）

図2-12 家計支出(2020/2019(2月～2月比較))



資料：家計調査(2020年2月を100としたときの各月)

図2-13 インターネットによる食料品の支出



資料：家計消費調査報告(2人以上世帯)

(4) 国内農業政策

- ◆ 新たな「食料・農業・農村基本計画」により、2030年を目途に、新規就農者等農業人材の育成確保、スマート技術を活用した生産性向上、SDGsを契機とした持続可能な農業等を推進。
- ◆ 「生産」だけでなく、「調達」、「加工・流通」、「消費」まで含め環境負荷低減に向けたイノベーションを進め、持続可能な食料システムの構築を目指す「みどりの食料システム戦略」を提示。（2050年までに実現）

農業を取り巻く情勢は国内外で大きく変わりつつあり、これとともに国の農業政策もめまぐるしく変化しています。国際的には、F T A（自由貿易協定）やE P A（経済連携協定）等の締結を通じて貿易自由化の流れが加速しており、海外の安い農産物との競争力強化が求められる状況です。国の農業政策でもこうした情勢を踏まえ、農業の競争力強化、構造改革の加速化が示されています。

平成27年3月に閣議決定された新たな「食料・農業・農村基本計画」では、農業を産業として強くしていくための「産業政策」と国土保全、多面的機能を発揮するための「地域政策」を二つの柱として施策展開することとしています。

さらに、令和3年5月に、国は、長期的戦略として脱炭素社会の実現とともに持続性の高い農業の実現に向け「みどりの食料システム戦略」を示しました。

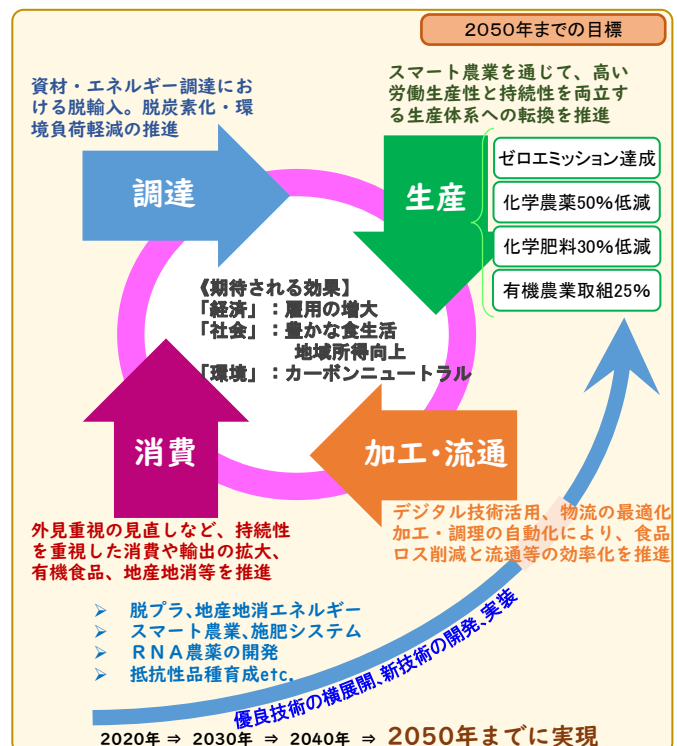
地球温暖化防止に向けた脱炭素化の取組は、世界各国あらゆる産業共通の課題として位置づけられており、農業も一定の役割を果たしていく必要があります。

農業の生産性向上、持続性の確保にとどまらず、「調達」「生産」「加工・流通」「消費」を取組の対象として、それぞれの部門で生産と持続性の確保を両立させるイノベーションを起こしていくこととされています。

「調達」では、資材・エネルギーの脱輸入・脱炭素化・環境負荷軽減に向けた取組を、「生産」では、スマート技術を活用した持続的生産体制の構築を、「加工・流通」では、ムリ・ムダのない持続可能な加工・流通システムの確立を、「消費」では、食品ロス削減など環境にやさしい持続可能な消費の拡大や食育の推進等を一体的に取り組むこととされ、当面は、先進技術の普及、拡大を図りつつ、令和22年を目途に革新的な技術や生産体系を開発し、令和32年までに普及することとしています。

今後は、環境にやさしい農業の取組、カーボンニュートラル（温室効果ガス排出量の実質ゼロ）の達成に向けた関連施策が展開されることから、こうした動向を踏まえながら各種施策を進めていく必要があります。

図2-14 みどりの食料システム戦略(令和3年5月公表)



2 世羅町の概要

(1) 位置、地勢

本町は、広島県の中東部に位置し、東に府中市、南に尾道市、三原市、西に東広島市、北に三次市とそれぞれ接し、これら近隣の中小都市の20～30km 圏内にあり、また、広島空港にも約32km と比較的近い位置にあります。

町の面積は278.14km²で、このうち山林は約68% (189.37km²) を占め、農業振興地域の農用地等は約15% (42.74km²)、都市計画区域指定は約5% (14.66km²) となっています。農業振興地域の農用地は主として、標高250m～600mの河川沿いや谷間に拓けており、都市計画区域は旧世羅町と旧甲山町境が指定されています。

地形は、「世羅台地」と呼ばれる標高350m～450m の小起伏山地と芦田川や美波羅川沿いの扇状地性低地から構成されています。また、町域は、瀬戸内海に流れる芦田川水系と日本海に流れる江の川水系の分水嶺となっています。

図2-15 位置図



(2) 気象

気象は、本町が内陸部に位置するため、比較的冷涼で昼夜の温度差が大きく、農作物の生産に適しています。気候区分は、山陽型に区分され、年平均気温は12.8℃、年間降水量約1,430mmで、広島市より平均気温は約4℃低く、年間降水量は約200mm程度少ない状況です。

夏季は、最高気温が30℃を超える日が40日程度、冬季は、最低気温が氷点下に達する日が100日程度発生し、年較差が大きいことも特徴です。

降雨時期は、梅雨時期及び台風時期に集中しています。初霜は10月下旬、終霜は4月下旬で、積雪は12月から翌3月にかけてみられ、年間平均積雪日数は20日程度です。近年は積雪量も少なく、20cmを超えることは稀です。

注：気温及び降水量は2010年1月1日～2019年12月31日までの10年間の平均値（観測値点：世羅町）

(3) 人口、世帯

世羅町の人口（令和2年10月《国勢調査》）は15,125人（年齢不詳含む）、世帯数は6,085世帯で1世帯あたりの世帯員数は2.49人です。

年代区分別では、年少人口（15歳未満）が1,560人（10.5%）、生産年齢人口（15～64歳）が6,893人（46.6%）、老年人口（65歳以上）が6,342人（42.9%）となっています。

産業別就業人口の割合は、第一次産業人口及び第二次産業人口が減少傾向、第三次産業人口が増加傾向にあり、平成22年では、第三次産業人口の割合が概ね半数を占める状況となっています。

表2-3 人口、世帯数、産業別就業人口の推移 (単位：人、世帯、%)

	総人口	総世帯数		世帯あたり人口	産業別就業人口				
		うち農家			総就業人口	第一次	うち農業	第二次	第三次
平成7年	20,735	6,512 (100.0)	3,522 (54.1)	3.18	11,716 (100.0)	3,279 (28.0)	3,239 (27.6)	3,700 (31.6)	4,710 (40.2)
平成12年	19,690	6,493 (100.0)	3,262 (50.2)	3.03	10,818 (100.0)	2,976 (27.5)	2,938 (27.2)	2,993 (27.7)	4,833 (44.7)
平成17年	18,866	6,588 (100.0)	2,826 (42.9)	2.86	9,540 (100.0)	2,318 (24.3)	2,302 (24.1)	2,442 (25.6)	4,755 (49.8)
平成22年	17,550	6,502 (100.0)	2,486 (38.2)	2.70	8,651 (100.0)	2,021 (23.4)	1,979 (22.9)	1,835 (21.2)	4,341 (50.2)
平成27年	16,337	6,242 (100.0)	2,088 (33.5)	2.62	8,561 (100.0)	2,117 (23.4)	2,083 (22.9)	1,807 (21.2)	4,537 (50.2)
R2年	15,125	6,085 (100.0)	1,697 (24.8)	2.49	-	-	-	-	-

注:1) 市町村行政区区域に関する数字。

資料: 国勢調査報告、農林業センサス

2) ()内は構成比。

3) 農家数は、総農家

4) 産業別就業人口の内訳には分類不能の産業人口を含まない。(総就業人口と一致しない)

5) 産業別就業人口のうち農業の就業人口は、農林業センサスの農業就業人口とは別。

(4) 産業

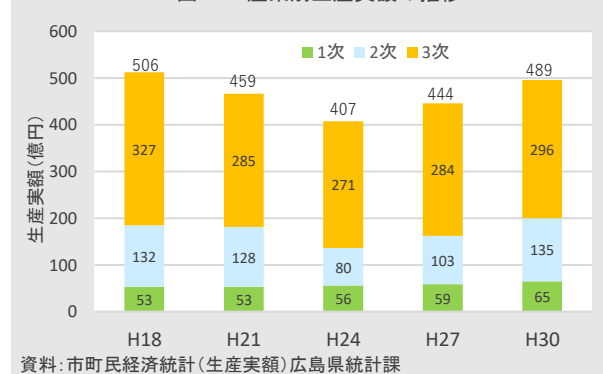
産業総生産額は、平成24年には407億円まで減少しましたが、以降は増加に転じ平成30年は489億円となっています。農業を主とした1次産業は全体の13%を占め、一貫して増加傾向にあります。

本町では、古くから稲作を中心とした農業が営まれてきましたが、昭和30年代後半からは県営・国営農地開発事業により、大規模営農団地が整備され、野菜・花き等の園芸や畜産を含め広島県を代表する農業地帯を形成しています。

また、世羅台地の特徴的な景観、豊かな自然等を活かした観光農園も多く、年間200万人を超える観光客を集めています。

全産業に占める農業の産出額は1割程度ですが、特徴ある農産物や多彩な観光地とともに都市住民に対する情報発信力は大きく、地域産業を支える重要な役割があります。

図2-16 産業別生産実額の推移



(5) 交通

本町の幹線道路網は、国道184号が南北、国道432号が東西に走り、この国道と交差する形で主要地方道が6路線、一般県道が8路線整備されています。さらに、「世羅高原ふれあいロード」が町内のほぼ中央を東西に走り、この路線と南北に走る「フルーツロード」とが交差し、これらに町道が結節し、町内の各地域を結んでいます。

高速交通網については、平成27年3月に中国横断自動車道尾道松江線（中国やまなみ街道）が全線開通し、世羅インターチェンジが設置されました。また、地域高規格道路「広島中央フライトロード」が広島空港から三原市大和町間で供用されています。

こうした交通網の整備とともに、本町への観光入込客数に占める県外からの割合は、年々増加傾向にあるなかで、農業を活かした観光、地域産業のさらなる発展が期待されます。

3 世羅町農業の現状

(1) 担い手(農家、農業経営体、労働力等)

- ◆ 農家数は、販売農家を中心に、この5年間で約400戸（16％）減少。
- ◆ 農業就業人口も大きく減少し高齢化が進展。
- ◆ 農業の担い手は個人経営から集落法人等の団体経営体に移行しつつあるが、新たな集落法人の設立は進まず、今後の経営耕地の動向が危惧。

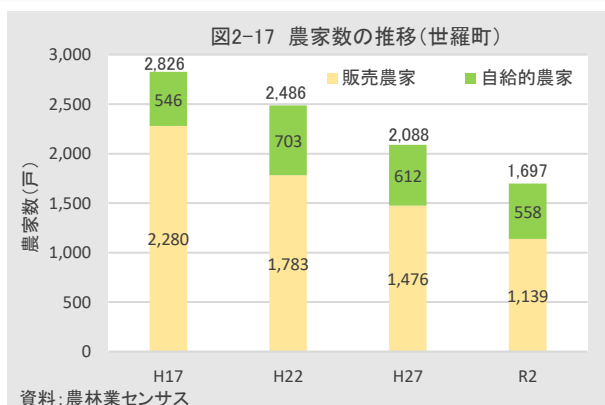
町の総農家数は販売農家を中心に減少を続け、この10年間で2,486戸から789戸（32％）減少し、1,697戸となっています。平成22年まで増加傾向にあった自給的農家も、この10年間で703戸から145戸（21％）減少し558戸となっています。（図2-17）

集落法人の設立が平成13年以降急速に進んだことなどから、法人経営体数は令和2年では、78経営体となっています。（図2-18、図2-19）

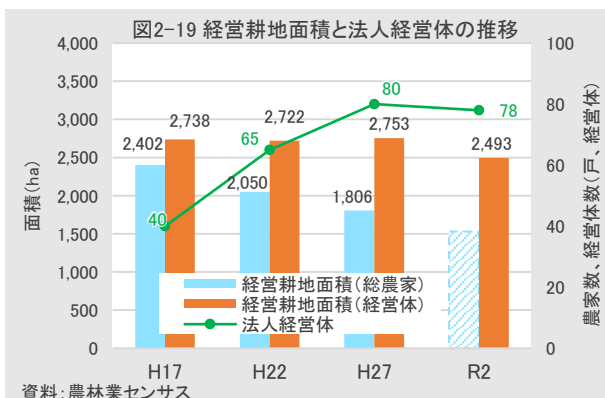
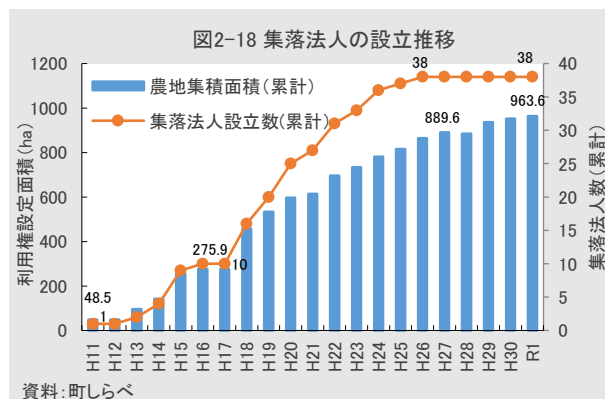
経営耕地面積は、総農家に対応する面積は平成17年の2,402haから減少を続け、平成27年までの10年間で約600ha減少しているのに対して、農業経営体に対応する面積は、平成17年の2,738haから、平成27年まではほぼ横ばいで推移しており、集落法人の増加とともに農地が個人から法人に移行したことが分かります。（図2-19）

さらに、経営耕地面積のうち借入に係る面積の推移をみると（図2-20）、平成17年の借入面積666haに対して平成27年には約600ha増えて1,290haとなっています。また、経営耕地面積全体では、令和2年には、平成27年に対して260ha減っていますが、借入耕地面積は約70ha増え1,358haとなっています。

これらの動きを総合的に見ると、集落法人の設立が急増した平成17年からの10年間は、個人農家の経営耕地は集落法人に集積される形で移行していましたが、平成27年以降、集落法人の設立が頭打ちとなったことで、個人農家で経営縮小等に係る農地がそのまま面積の減少として現れたと言えます。



注:1)販売農家:経営耕地面積30%以上または農産物販売金額が50万円以上の農家
2)自給的農家:経営耕地面積が30%未満かつ農産物販売金額が年間50万円未満の農家(販売農家と自給的農家の合計が総農家)

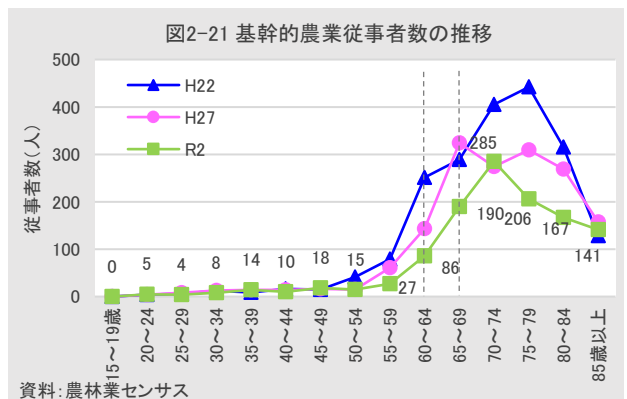
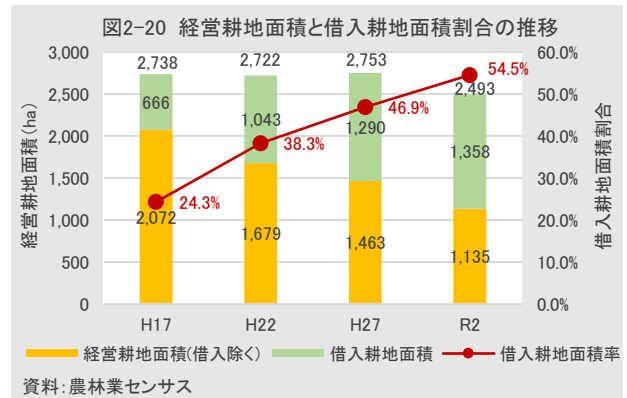


注:経営耕地面積(総農家)のR2年のデータは無し

但し、この5年間の借入面積はわずかですが拡大しており、個人農家の規模縮小分が全て減少しているのではなく、一部は集落法人等が引き受けつつも、引き受けることのできない農地が結果として経営耕地の減少という形で現れているといえます。

経営耕地面積の減少がそのまま遊休農地の拡大を意味するものではありませんが、個人による経営が難しくなった場合、農地の引き受け手がいないという状況が懸念されます。

次に、主に農業に従事している基幹的農業従事者の動向について見ると、平成22年から平成27年までの5年間で60～64歳の年齢層で大幅に減少しており、令和2年までの5年間では65～69歳の年齢層で大きく減少していることが分かります。（図2-21）高齢者雇用安定法等による実質的な退職年齢の引き上げが影響していると推察できますが、こうした状況が続くと水田農業の主たる担い手であり、集落営農を支える中心世代の不足がより顕著になることが予想されます。

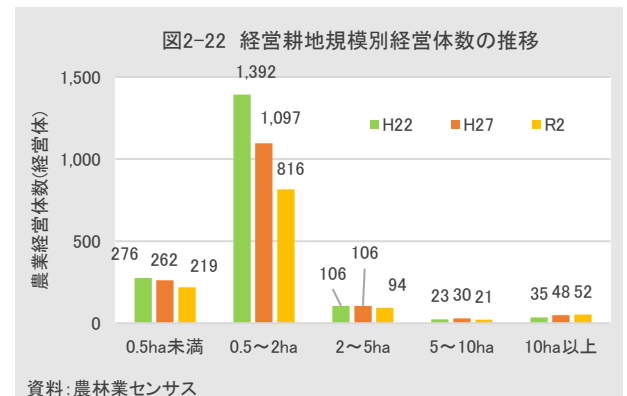


注:1) 農業就業人口: 農業従事者のうち、自営農業のみに従事、または、農業とそれ以外の仕事の両方に従事した者のうち、自営農業が主の者
2) 基幹的農業従事者: 農業就業人口のうち、ふだんの主な状態が仕事(家事等ではない)に従事していた者

(2) 経営構造

- ◆ 2ha未満の経営体数は10年間で4割減少。（1,668→1,035）
- ◆ 5ha以上の経営体数は25 %（58→73）増え、経営規模が10ha以上の担い手への農地集積率は10年間で30%から50%に拡大。
- ◆ 販売金額5千万円以上の経営体による販売額シェアは全体の8割。（経済活動として大規模経営体の存在感が大）

水田農業については、個人経営体から法人経営体に移行しつつあるなかで、経営規模の拡大も進んでいます。但し、法人設立の動きは、平成27年以降、停滞している状況にあって、小規模な個人経営体の減少傾向は続いており、個人経営体の農地の受け皿をいかに確保するかが課題と言えます。



経営耕地規模別面積の推移をみると、経営耕地10ha以上の集積割合は平成17年当時は16%でしたが、以降、着実に拡大し、令和2年では50%に達するまでになりました。

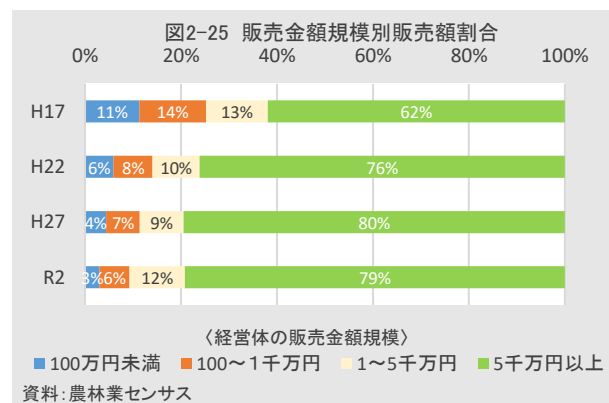
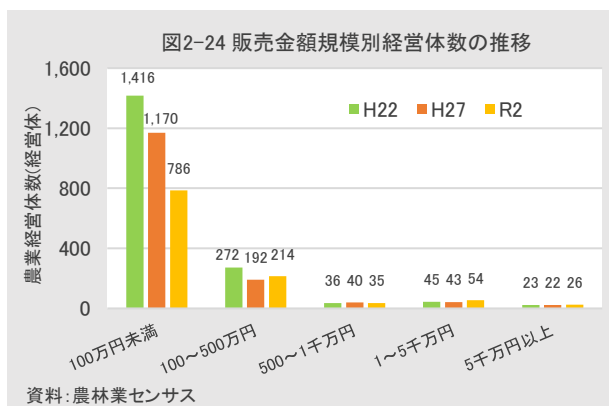
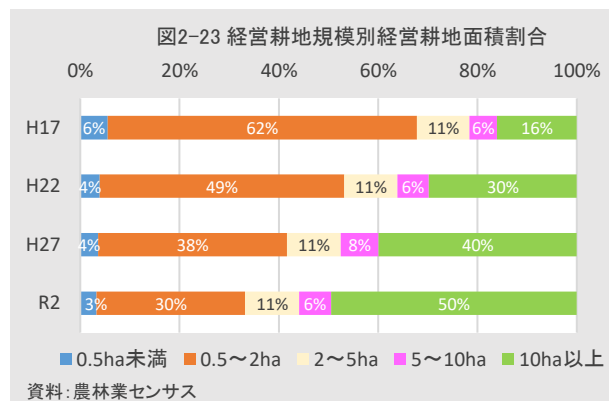
逆に、経営耕地面積規模が2ha未満が占める割合は、平成17年の68%から令和2年には33%まで縮小しています。農地の有効利用を図る上で、大規模経営体の存在と役割は一層大きくなるとともに、農業用施設等の資源管理を通じて大規模経営を支える小規模な個人経営体の役割についても改めて検討していく必要があります。（図2-23）

次に、農業経営体の販売金額規模の動向を見ると、本町も全国と同様、規模の小さな経営体は大幅に減少し、経営規模の拡大は進んでいます。

全国では販売金額5千万円を境にこれ以上の経営体は増加し、これより小さな経営体は減少していますが、本町では、1千万円以上の経営体は増加しています。

この10年間で多くの新規就農者を受け入れてきたことを反映し、100～500万円規模の経営体が増えているものと思われます。今後はこうした経営体の経営安定、規模拡大をいかに進めるかが課題です。（図2-24）

販売金額規模別販売額割合をみると、販売金額規模5千万円以上の経営体による販売額が全体の8割を占めるまでになっており、経済的な活力として大規模経営体の役割の大きさが再認識される一方、農家数では9割以上を占める小規模経営が、農地の保全や農村資源の維持、活用などにおいて果たす役割の大きさについても、改めて認識していく必要があります。（図2-25）



注：図は、全ての経営体による販売額を100%として、各販売金額規模の経営体が、どれくらいの販売額(%)を占めているかを示したもの

(3) 農業産出額

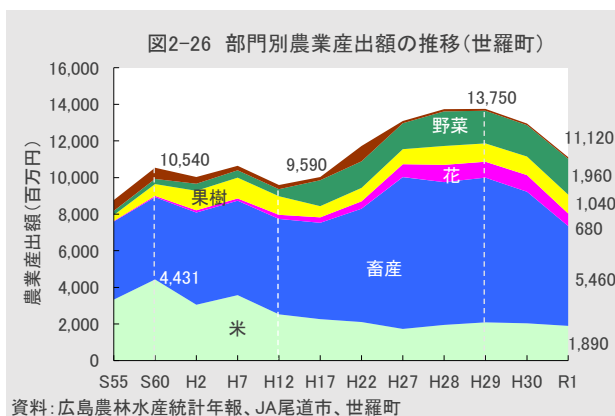
- ◆ 令和元年度の農業産出額（推計）は111億円（米は減少または横ばいで、畜産・野菜は増加）
- ◆ 農業生産実額（付加価値額）はこの10年間増え続け、全産業に対する農業部門のシェアは13%。（広島県の農業部門シェアは0.5%）

農業産出額については、昭和60年に105億円に達した後、米価の変動とともに増減を繰り返し、平成12年には96億円まで減少しました。国や県においては米価の下落によって現在でも農業産出額の減少傾向は続いています。本町では平成12年以降増加に転じ、平成29年では約138億円（推計）まで増加し、畜産部門の減少によって令和元年では約111億円（推計）となっています。

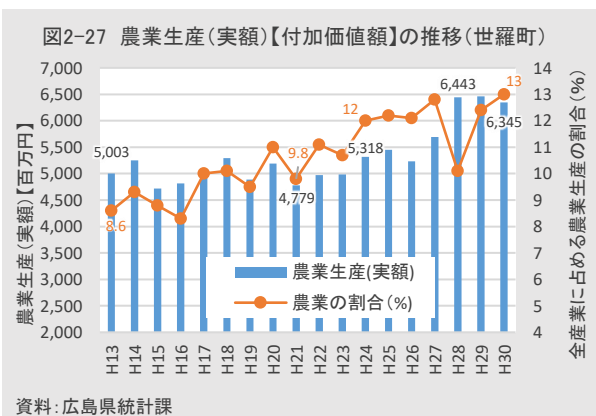
畜産は、平成17年までは約50億円前後で推移し、その後、鶏卵、養豚、酪農部門の増減によって、平成27年には80億円（推計）超となった一方、令和元年では55億円（推計）に低下している状況です。但し、鶏卵については生産基盤の強化を図っており、今後の増加が期待されます。

野菜は、平成12年頃までの10年間は4億円（推計）前後で推移していましたが、農外企業による大規模施設園芸や集落法人等による野菜の生産拡大などにより平成28年には19億円（推計）に達し、令和元年では約20億円（推計）となっています。（図2-26）

また、産業の付加価値額を示す生産実額においても50億円前後で推移しており、平成30年には63.5億円まで拡大し、2次、3次産業を含めた全産業に占める割合も徐々に増している状況で、本町における農業は、農地や農村環境、洪水防止等の多面的機能の発揮に限らず、経済活動としても重要な役割を果たしているといえます。（図2-27）



注：H18までは広島農林水産統計年報、H19以降はJA尾道市、世羅町の調査及びセンサスデータによる推計値。



注：農業生産（実額）は、市町内総生産（実額）のうち農業生産に係るもので、市町における1年間の経済活動（1次・2次・3次産業全て）によって生み出された付加価値を貨幣評価額で表したもののうち、農業部門の評価額を示したものである。なお、広島県における全産業に占める農業の付加価値額の割合は0.5%（H30年）

施策の検証、課題



第3章 振興施策等成果と課題

1 農業振興ビジョン(H28～R2年)の施策体系と取組実績

世羅町農業振興ビジョン（平成28年～令和2年）では、所得向上による持続可能な農業の実現を目指し、「担い手となる経営体の育成」「経営力強化のための経営環境の整備」「総合支援体制の整備」の3つの施策課題を掲げ農業振興に取り組んできました。

あわせて、具体的な評価指標を数値目標として設定し、各種施策を実施してきました。なお、各評価指標と実績数値は表3-1に掲げるとおりです。

農業振興の課題と施策目標		施策の展開方向
所得の向上による持続可能な農業の実現	担い手となる経営体の育成 I 農業を担う経営体の育成 ■施策目標(1) 次代を担う新規就農者等の育成 ■施策目標(2) 担い手の育成と効率的な経営基盤の確保 ■施策目標(3) 担い手間連携による生産性向上	①新規就農者の確保、育成支援 ①担い手となる経営体(認定農業者等)の育成 ②集落単位での担い手の明確化と農地集積 ③6次産業事業者の育成 ①集落法人間連携による経営効率化モデルの構築 ②多様な担い手間連携の促進
	経営力強化のための経営環境の整備 II 産地力強化による所得向上 ■施策目標(1) 水田農業の収益性 ■施策目標(2) 園芸作物産地の拡大 ■施策目標(3) 周辺環境と調和した畜産経営の確立 ■施策目標(4) 6次産業化による所得向上 III 良好な生産環境の保全と多様な資源の活用促進 ■施策目標(1) 有害鳥獣による農作物被害の防止 ■施策目標(2) 農業生産基盤の整備と維持・保全 ■施策目標(3) 安全安心な地域農業の確立 ■施策目標(4) 農業生産・販売の新たなしくみづくり	①売れる米づくり ②麦、大豆、飼料作物の需要に応じた効率的な生産 ①振興作物の生産拡大 ②地域特性を活かした園芸作物の生産振興 ①持続的で生産性の高い畜産経営の確立 ②耕畜連携の推進による未利用資源の活用促進 ①6次産業事業者の活動強化 ②魅力ある商品、サービスの創出による交流人口の増大 ①総合的な鳥獣被害防止対策の実施 ②集落活動による農村資源の適正管理 ①農業生産基盤(ほ場、ため池、灌漑施設等)の整備と維持・管理 ②農地の保全と水田の畑地利用等の促進 ①地産地消の推進 ②安全・安心な農産物の生産 ①世羅ブランド農産物の認証制度による販路拡大 ②産直機能の強化検討
	総合支援体制の整備 V 担い手の経営力強化 ■施策目標(1) 総合支援体制の整備	①総合支援組織の創設に係る検討

表3-1 施策の評価指標に対する取組実績

施策の展開方向		施策目標と評価項目	H27(実績)	R2(現状)	R2(目標)
◇担い手となる経営体の育成	Ⅰ 農業を担う経営体の育成	(1) 次代の農業を担う新規就農者の育成			
		① 世羅産業創造大学卒業者数	19人	29人	45人
		② 新規就農者の確保(自営就農)	16人	28人	47人
		③ 新規就農者の確保(雇用就農)	28人	43人	53人
		(2) 担い手の育成と効率的な経営基盤の確保			
		① 認定農業者の育成 (うち新規就農)	153経営体 5経営体	127経営体 7経営体	210経営体 56経営体
		② 担い手による後継者育成支援 i 担い手の後継者確保 ii 女性経営者育成(法人含む)※推進プロジェクト	123人 12人	90人 5人	153人 22人
		③ 集落単位での担い手の明確化 i 人・農地プラン策定 ii 中心経営体数 iii 担い手への農地集積	51地区 97経営体 43%	54地区 122経営体 43%	60地区 210経営体 50%
		④ 6次産業事業者の育成(法認定支援件数)	3件	4件	13件
		(3) 担い手間連携による生産性向上			
		① 集落法人間連携のしくみづくり i 二階建て連携モデルの育成	0件	1件	1件
◇経営力強化のための経営環境の整備	Ⅱ 産地力強化による所得向上	(1) 水田農業の収益性向上			
		① 特別栽培米(せら高原のこだわり米)の生産(面積) 〃 (生産量)	189ha 931t	166ha 809t	250ha 1,250t
		② 第2のブランド米の育成		1件	1件
		③ 米・麦・大豆2年3作輪作の推進(生産面積)	29ha	21ha	30ha
		④ 飼料作物の多収、低コスト栽培 i 飼料用米の生産拡大(面積) 〃 (生産量) ii WCS用稲の生産拡大(面積) 〃 (生産量)	56ha 350t 31ha 3,203ロール	31ha 161t 31ha 2,905ロール	100ha 650t 35ha 6,640ロール
		⑤ キャベツの産地力強化(生産面積)	28ha	30ha	50ha
		⑥ アスパラガスの産地力強化(生産面積)	18ha	13ha	20ha
		⑦ 白ねぎの産地強化(生産面積)	3ha	5ha	10ha
		(2) 園芸作物産地の拡大			
		① 生食用ぶどうの産地力強化(生産面積)	9.1ha	9ha	10ha
		② 梨産地の担い手と担い手基盤の創造(生産面積)	87.2ha	84.1ha	91.6ha
		(3) 周辺環境と調和した畜産経営の確立			
		① 生産性の高い畜産経営(乳用牛飼養頭数) 〃 (肉用繁殖牛飼養頭数) 〃 (肉用肥育牛飼養頭数) 〃 (豚飼養頭数) 〃 (採卵鶏飼養羽数) 〃 (ブロイラー飼養羽数)	1,301頭 125頭 2,571頭 20,456頭 1,407千羽 67千羽	1,563頭 207頭 2,515頭 20,561頭 1,502千羽 100千羽	1,350頭 145頭 2,620頭 21,150頭 1,425千羽 67千羽
		※頭羽数は、広島県東部畜産事務所しらべ			
		(4) 6次産業化による所得向上			
		① 入込観光客数の増加	227万人	179万人	169万人
		② 農家民宿	3件	16件	30件
	Ⅲ 良好な生産環境の保全と多様な資源の活用促進	(1) 有害鳥獣による農作物被害の防止			
		① 捕獲体制強化(実施隊員数)	42人	46人	60人
		② 捕獲頭数	576頭	1,275頭	750頭
		③ 被害額	35百万円	31百万円	29百万円
		④ モデル地区数	1地区	7地区	10地区
		(2) 農業生産基盤の整備と維持・保全			
		① ほ場整備率	79.5%	81.0%	81.0%
		② 基盤整備事業推進	114地区	114地区	115地区
		(3) 安全・安心な地域農業の確立			
		① 学校給食への地場産農畜産物供給品目率	62%	47%	65%
		② 安心！ひろしまブランド認証件数	2品目	2品目	5品目
		(4) 農業生産・販売の新たなしくみづくり			
		① 世羅ブランド認証(件数)		22件	60件
		〃 (販売額)		0.005億円	3億円

2 施策の取組成果と課題

I. 農業を担う経営体の育成

施策目標(1) 次代の農業を担う新規就農者の育成

【施策の取組内容】

就農意欲の高い人材を町内外から広く募集し、親元就農・自営就農だけでなく、雇用就農など様々な就農形態を想定しつつ、就農相談から就農に至るまでを通じて関係機関が連携し、栽培技術の習得や営農計画の作成支援などに取り組みました。

また、就農後の経営課題について関係者が情報を共有し、具体的な相談に応じていくためのフォローアップ体制を通じて、農地の確保や農業機械施設の取得などについて支援しました。

【成果と課題】

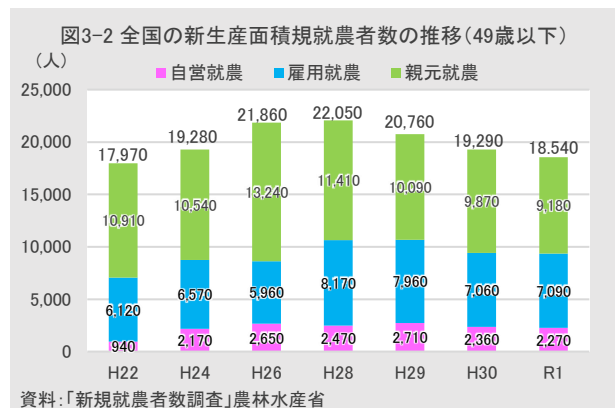
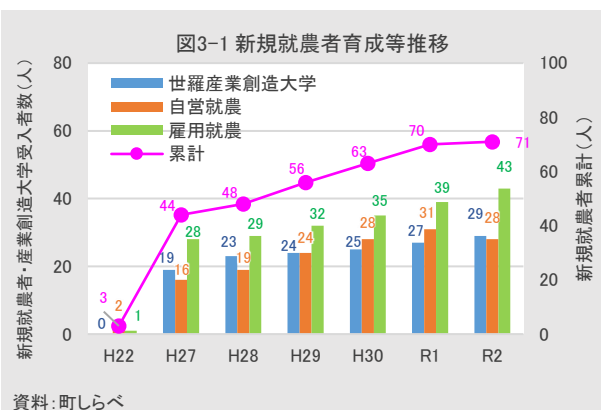
新規就農者の育成については、世羅産業創造大学による研修や農業後継者育成確保事業及び農業次世代人材投資事業等各種施策を通じて着実に受け入れを増やしています。

世羅産業創造大学の卒業者数は令和2年度の目標45人に対して29人、自営就農者が同目標47人に対して28人、雇用就農者が同目標53人に対して43人となっており、着実に成果を上げつつあります。

また、就農する経営部門を振興作物に絞ることで、習得技術と研修受入農家が特定され、効果的な研修を行うことができ、研修受入農家による農地確保や空き家等住居確保の調整を通じて、当初計画していた就農サポーター制度や就農ロールモデルの支援が代替されることとなり、結果的に総合的な支援に結び付けました。

一方で、病虫害対策を始めとする栽培管理技術の習得や販路の開拓、雇用労働力の確保等について新たな課題を抱えています。

初期投資の負担や生産基盤の確保などで新規自営就農が次第に難しくなる状況なども踏まえると、今後は、集落法人等での雇用就農の受け入れも強化しつつ、新規就農者の早期の経営安定や認定農業者へのステップアップをよりスムーズに進めていくためのフォローアップの取組が求められます。



施策目標(2) 担い手の育成と効率的な経営基盤の確保

【施策の取組内容】

経営発展を目指す個人あるいは法人経営体の経営安定、規模拡大に向け、関係機関と連携し、専門家の派遣等を通じてきめ細かな営農指導や研修等を開催しました。また、担い手への農地集積、農業用施設等整備について支援しました。

集落法人等組織の後継者育成では、外部からの若い人材の受け入れについて支援しました。

6次産業化に係る事業者育成では、関係機関、団体等と連携し、専門家の派遣、関連施策の活用を通じて、商品開発や事業拡大等を支援しました。

【成果と課題】

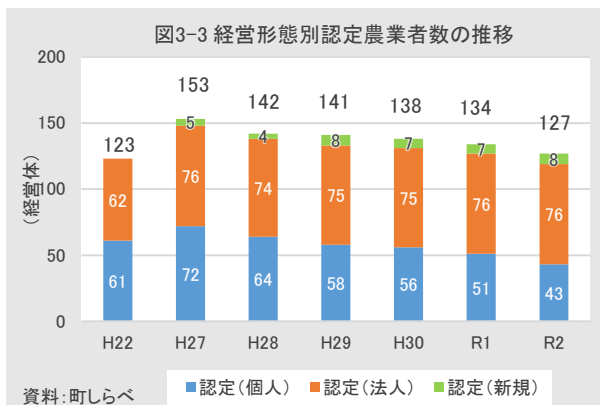
認定農業者数は、平成27年度の153経営体から26減少し、令和2年度では127経営体となりました。高齢化の進展や後継者の不在によって比較的規模の小さな経営体が経営改善計画の更新をしなかったことが影響していますが、一定規模の個人や法人経営体は経営が維持され、また、認定新規就農者から認定農業者にステップアップする動きもあり、担い手の構造は徐々に変わりつつあります。

平成27年度に集落法人数が38に達して以降は、まとまった農地のある集落が少なく、地域をまとめる人材確保の面からも新たな法人設立が難しくなっている状況です。

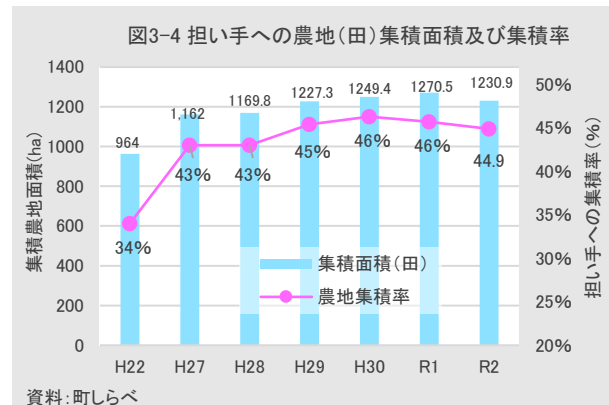
また、人・農地プラン実質化の取組とともに担い手への農地集積を進めていますが、現場で話し合いを進め貸借に結び付けるコーディネータ役となる人材確保も課題です。

集落法人の経営者候補となる若い人材の確保については、ニューファーマー支援事業等を通じて、平成28年度以降において13人の受け入れを達成しました。また、企業の農業参入については、意向に沿った優良農地の確保が難しくなっている状況のなかで1経営体の参入実績がありました。

今後も、後継者となる人材確保とともに、経営基盤の強化を進めるなかで、担い手への農地集積を進めるためのコーディネータ等の人材確保も含めて体制を強化していく必要があります。



注) 個人は個人経営体、法人は法人経営体、新規は認定新規就農者から個人経営体に移行したもの



施策目標(3) 担い手間連携による生産性向上

【施策の取組内容】

農業用資機材の価格高騰や労働力の不足、農産物価格の低迷などを背景に、生産性・収益性の向上を図るため、それぞれの経営体が保有する経営資源の相互利用、あるいは技術や販路等に係る情報交換等について担い手間連携の促進に取り組みました。

特に、集落法人間の連携では、「2階建て」方式による地域経営システムの構築とそのための生産基盤等の整備や機械、労働力等の共同利用を通じた連携を推進しました。

【成果と課題】

集落法人間の連携2事例のうち、一つは、西大田地区で7つの集落法人を構成員とし、いわゆる2階建て法人のモデルとして「株式会社グリーンファームせら」（平成29年9月）が新たに設立されました。今後、経営基盤の拡大、強化を通じて効率的な経営を目指すこととされ、その展開が期待されています。もう一つは、小国地区において4つの集落法人が連携して組織化された「おぐにフィールド（任意組織）」（平成31年3月）の取組で、緩やかな連携を通じて機械の共同利用や農業資材の共同購入、ブランド米の生産・販売などに取り組まれており、それぞれ特徴的な活動が展開されています。

今後は、こうした取組をモデルとしつつ、集落法人の広域化を念頭に、地域の実情に即した連携を様々な形で進めていく必要があります。

このほか、水稻、野菜、果樹、畜産など様々な経営部門の若手経営者63人（個人経営31、法人経営32）が参加するソーシャルネットワークサービスによる情報交換サイトが立ち上げられ（平成29年）、互いの経営課題の解決に活用されることが期待されるなかで、より効果的な運営にむけた支援策等を検討していく必要があります。

Ⅱ. 産地力強化による所得向上

施策目標(1) 水田農業の収益性向上

【施策の取組内容】

米の需要量減少に歯止めがかからず、米価の将来見通しが不透明な中で、安定した価格による販売を実現するため「売れる米づくり」を課題として掲げ、JA水稻部会を中心に栽培講習会の開催とともに特別栽培米コシヒカリ（「世羅高原のこだわり米」）の生産、販売を推進しました。

あわせて、第2ブランド米の取組では、コシヒカリ以外の品種導入による作期の拡大、業務用需要への対応も念頭に多収性品種の導入や低コスト、省力化技術の導入、実証にも取り組みました。

従来から取り組んできた麦、大豆の生産、耕畜連携に向けた非主食用米（WCS、飼料用米）の生産性向上についても、世羅郡農業再生協議会や世羅WCS生産組合等を核として取組を進めました。

【成果と課題】

主食用米の生産は、平成26年産米の大幅な価格下落以降、経営体数とともに生産面積の減少が続いていましたが、集落法人に支えられ、ここ数年の生産面積は横ばいで推移しています。このうち、「売れる米づくり」では、特別栽培米コシヒカリ（「世羅高原のこだわり米」）の生産が減少傾向にあるなかで、栽培技術等の見直しを通じて生産出荷の安定を図ることが課題です。

麦・大豆の生産では、輪作技術は確立し収益面でも米と遜色なく確保できる状況ですが、平成27年以降価格が上昇に転じた主食用米に切り替わる動きが進み、特に大豆の作付面積はこの5年間で大きく減少しました。但し、米の需要量が減少し続け、令和2年から米価が下落するなかで、麦・大豆の生産は重要な位置づけになっています。

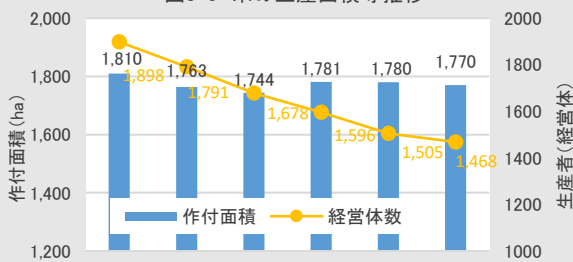
非主食用米の生産では、特に、WCS用稲は町内の畜産経営との結びつきが強く、世羅WCS生産組合を中心に技術の安定向上とともに生産拡大を促し、一定の生産供給を維持しています。

主食用米の需要量が年々減少していくなかで、水田農業を安定的に維持するためには、非主食用米や麦・大豆について、収益確保に結び付く土地利用型作物として、排水対策や技術の安定・向上に取り組み、生産を維持していく必要があります。

主食用米

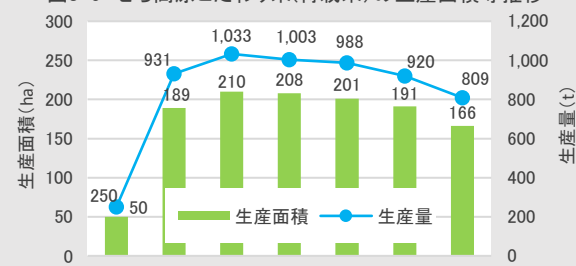
- 特別栽培米コシヒカリ（「世羅高原のこだわり米」）は、良食味の県産米として県内スーパーでの安定した需要を背景に200haを超えるまで拡大してきましたが、除草剤の使用が基準を上回ったことなどにより、特別栽培を途中で断念するケースが増え、生産面積と生産量はともに大きく落ち込む状況になりました。このため、除草方法の改良も含め栽培暦の見直しを進めています。
- 第2ブランド米では、耕畜連携米として生産されている「あきさかり」や業務用需要として期待される多収性品種の「つきあかり」の試験栽培に取り組み、今後は、技術の確立とともにPRを含めた有利販売の取組を進めることが課題です。

図3-5 米の生産面積等推移



資料：経営体数は町しらべ、生産面積は作物統計調査（農林水産省）

図3-6 せら高原こだわり米(特裁米)の生産面積等推移

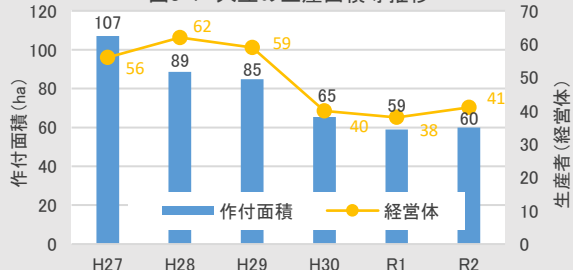


資料：町しらべ

麦、大豆

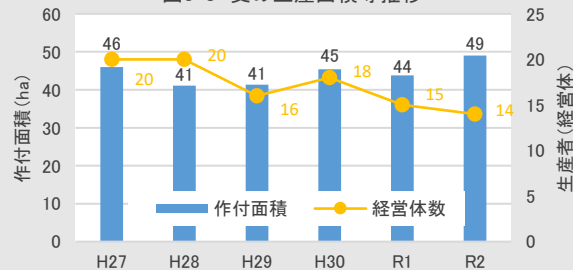
- 麦、大豆の生産は、排水不良等による単収の伸び悩みに加え、安定した米価によって生産が主食用米に移行し、特に大豆の作付け面積は大きく減少しました。麦も同様に減少しましたが、一部大麦（もち麦）の生産が増えたことで、全体として横ばいで推移しています。
- 麦・大豆の生産性向上に向け、品種の選定や技術の改良に取り組んでおり、大豆では、サチユタカからアキマロへ転換しています。麦は、現在、サヤカゼ、さわゆたかの生産に取り組んでいますが、今後需要の拡大が見込まれるゆきはな六条（大麦）の試験導入を行います。また、需要に応じた生産量の増大や作業効率が課題であり、法人を中心に団地化の推進を検討しています。

図3-7 大豆の生産面積等推移



資料：町しらべ

図3-8 麦の生産面積等推移

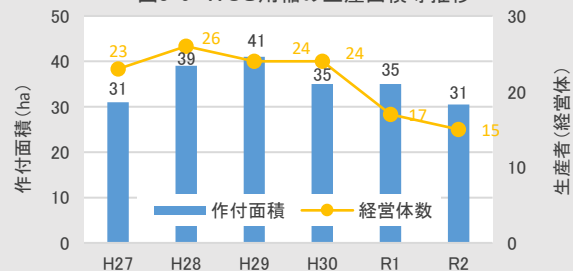


資料：町しらべ

WCS用稲、飼料用米

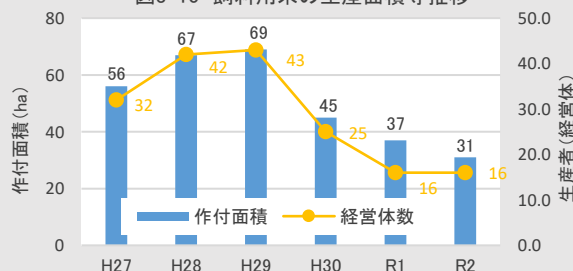
- WCS用稲（たちあやか、たちすずか）は、集落法人等で組織される世羅WCS生産組合が中心となって技術の確立とともに生産拡大に取り組まれており、現在では、単収も安定し、畜産振興にも大きく貢献しています。
- 飼料用米については、需要に応じた生産に取り組むなかで、主食用米への作付転換の影響を受けて面積は減少しています。
- 安定した水田農業を維持していく上でも、また、耕畜連携を通じた畜産振興を図る上でも非主食用米は重要な作物であり、省力化、低コスト化に向けた取組を継続的に進めることが課題です。

図3-9 WCS用稲の生産面積等推移



資料：町しらべ

図3-10 飼料用米の生産面積等推移



資料：町しらべ

施策目標(2) 園芸作物産地の拡大

【施策の取組内容】

野菜については、水田農業の収益性向上を念頭にキャベツ、アスパラガス、白ねぎを振興作物として位置づけ、関係機関、団体等と連携し、栽培技術の向上、排水対策等の生産基盤の改良、規格外品等の有利販売など、生産から流通・販売まで総合的な振興に取り組んできました。

果樹では、梨の老木化、樹勢の減退による生産力低下に対応するため、市場ニーズに応じた品種転換やこれにともなう樹園地の再整備等に取り組みました。ぶどうについても、新規就農者育成とともに産地強化に向けた生産拡大、有利販売のための流通改善等に取り組みました。

また、地域特性を活かした園芸作物の生産では、収益向上が期待される新たな品目の生産に取り組んでいます。

【成果と課題】

野菜の生産では白ねぎの栽培がここ数年拡大傾向にあります。県内でも有数の産地として知られるアスパラガスについては、高齢化の進展により生産面積は減少の一途をたどっています。キャベツは、排水対策や病害虫への対応を強化し生産面積の維持に努めていますが、単収は低く今後の生産維持が危惧される状況です。

高齢化や労働力不足によって振興品目の野菜が伸び悩むなかで、集落法人の経営基盤である水田を活かし、省力化、軽労化技術の導入によって生産できる高収益作物の導入、普及が課題となっています。

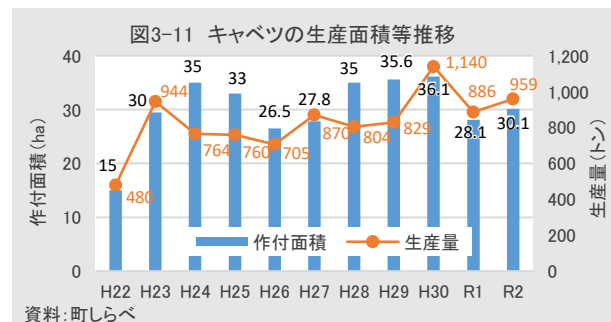
そのなかで、水田を活かした新たな品目として、エダマメの試験栽培が平成30年度から取り組まれており、機械化による省力化生産が可能な作物として生産の定着、拡大が求められています。

果樹では、平成29年から令和元年にかけて5.4haの梨ほ場の整備を行い、安定した生産出荷とともにブランド力の向上に取り組んでいますが、今後は、省力化技術の導入とともに生産性の一層の向上を図っていく必要があります。

ぶどうは、世羅ぶどう生産組合による技術向上や新規就農者の確保による既存園地の継承を進め、生産面積は目標の10haに対して9haまで拡大しました。また、醸造用ぶどうについても関連対策を通じて9ha弱の面積を維持しており、今後はワインの販売促進とともにぶどう産地の振興について関係機関団体が連携して取り組んでいく必要があります。

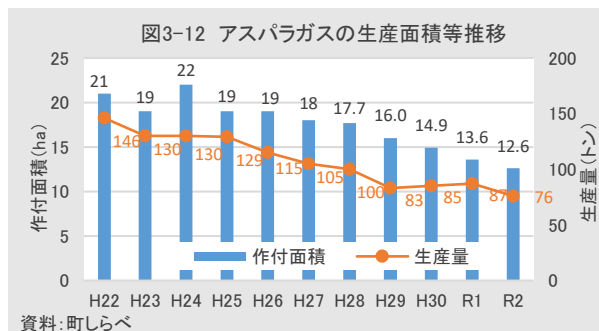
キャベツ

- 全体として単収が伸び悩み、高齢化が進むなかで労働力確保の面からも今後の生産維持が危惧されています。
- JAキャベツ部会を中心に根こぶ病対策も含め土壌改良に取り組み、安定した生産出荷に努めるとともに、県内需要に安定供給できるよう、貯蔵施設等を活用した有利販売に取り組む必要があります。



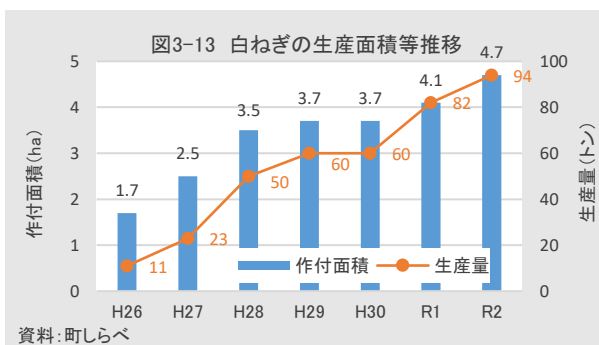
アスパラガス

- J A アスパラ部会員を中心に技術の向上、生産拡大を図っていますが、生産者の高齢化にともない生産面積は減少傾向にあります。
- 加工業務用として規格外品の販路を確保するなど、所得確保にも取り組んでいます。
- 茎枯れ病などは雨除けハウスの導入等で克服していますが、施設整備や排水対策などの初期の負担が大きいため新たな担い手確保が進まず、集落法人を中心に産地を維持している状況です。



白ねぎ

- 白ねぎの生産は、水田農業の冬季の高収益作物として集落法人だけでなく個別農家も含め生産は拡大傾向にあります。
- 平成29年1月に設立したJA白ねぎ部会を中心に、栽培暦の整備や講習会の開催等を通じて、栽培技術の向上を図っています。
- 県内産の引き合いは強く、安定した需要を背景に有利販売を進めるには、品質とともに生産性の向上を図っていく必要があります。



地域の特性を活かした野菜

- 高齢化、労力不足等によってキャベツ等の重量野菜の生産が伸び悩むなかで、機械化による省力的な生産が可能な高収益作物としてエダマメが注目されています。平成30年度から試験栽培に取り組み、令和元年度には5つの集落法人で3ha、令和2年度では7haまで拡大しています。
- エダマメの生産は始めたばかりですが、水田転作の土地利用型作物として集落法人を中心に大豆の栽培実績は多く、専用コンバインによる収穫、脱莢、洗浄、選別、パック包装など一連の作業を機械化できる点で期待されており、今後は、栽培技術の確立と普及、生産拡大とともに集出荷体制の構築に向けた取組を進めていく必要があります。
- また、ほうれんそうの大規模な施設栽培等、軟弱野菜の取組も始まっており、こうした新たな作物の振興も進めていく必要があります。



[キャベツ]



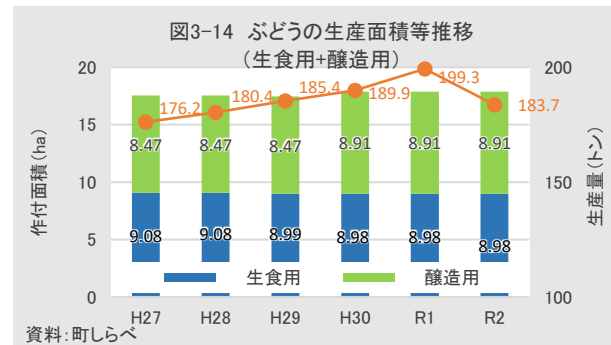
[アスパラガス]



[白ねぎ]

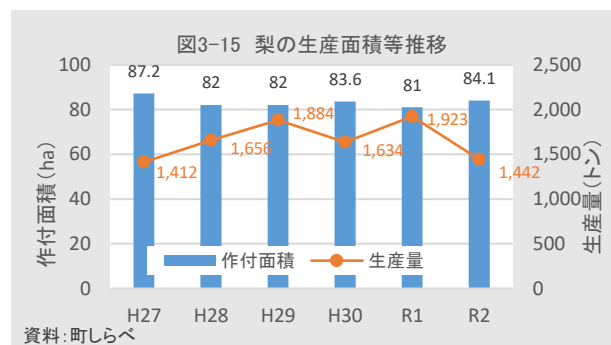
ぶどう

- 生食用ぶどうは、世羅ぶどう生産組合を中心に、新規就農者の受け入れとともに、視察研修や栽培講習会の開催等を通じて生産面積は9haまで広がっています。最近、シャインマスカットへの品種転換も進み、冷蔵保存による出荷期間の拡大や流通の平準化によって、特需期を狙った販売に取り組まれています。
- 醸造用ぶどうは、せらワイナリーでのワイン原料として計画的に生産、取引されていますが、特徴あるワイン生産に結び付く取組を強化していく必要があります。



なし

- 広島、福山、神戸、大阪の各市場への安定出荷を通じて産地としての評価を高め、関西圏でも「世羅梨」のブランドが定着しつつあります。
- 一方で、梨の老木化、樹勢の減退による生産力の低下や市場ニーズの高い品種への対応など、以前から抱えていた課題に対応するため、平成29年度から令和元年度にかけて5.4haのほ場整備（再整備）を実施しました。
- これにより、晩生品種の秋月、南水の生産拡大や早期成園化と作業の省力化、効率化を図るため樹体ジョイント栽培の導入を進めました。
- 今後は、黒星病対策の徹底とともに、さらなる生産性の向上、省力化、軽労化のための取組を進める必要があります。



[ぶどう(ハニーピーナス)]



[なし(幸水)]

施策目標(3) 周辺環境と調和した畜産経営の確立

【施策の取組内容】

本町の畜産経営は、酪農、肉用牛、養豚、養鶏と多岐にわたって大規模経営が多く、農業総産出額の相当部分を占めるなど、地域経済のなかでも大きな役割を果たしています。

こうしたなかで、集落法人をはじめとする耕種農家との連携を促し、飼料作物の安定的な生産と供給体制を確立し、あわせて、世羅地域畜産クラスター計画の作成や計画に基づく機能性の高い施設導入を支援するなど、関係機関団体の協力、連携によって持続的で生産性の高い畜産経営の確立を推進しました。

また、家畜排せつ物の高性能処理施設の導入や適正処理の徹底等に努め、家畜伝染病の防疫体制の強化、確立にも取り組みました。

【成果と課題】

肉用牛繁殖については、受精卵移植（ET）の普及啓発や肥育農家との連携調整など、関係機関による取組等を通じて広島県産和牛の生産を拡大し、平成28年度以降の頭数は増加に転じました。（図3-16）

肉用牛肥育の多くは中・大規模経営で、飼育される牛の種類も黒毛和種、交雑種（F1）、乳用種など各経営体によって異なっています。全体として飼養頭数は、平成28年度以降は横ばいで推移しており、今後の経営動向によっては規模拡大にともなう生産基盤の整備等も必要と考えられます。（図3-17）

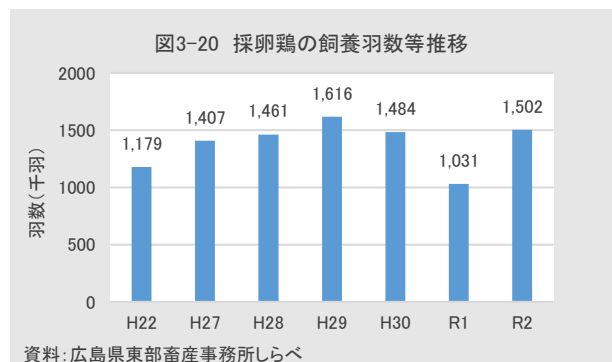
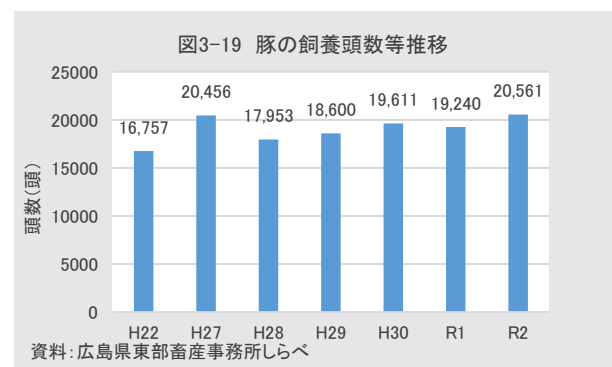
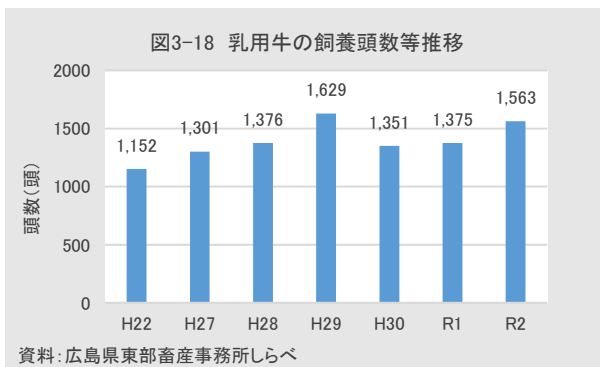
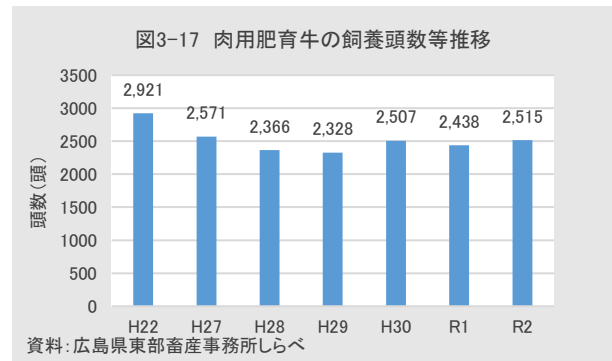
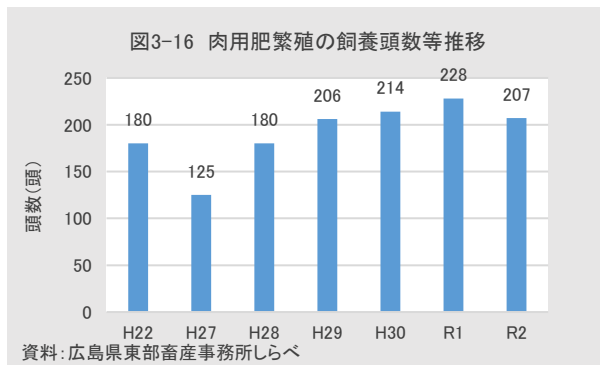
酪農は、1,000頭以上の大規模経営から数十頭の小規模経営、乳製品の加工販売に取り組む多角経営など特徴的な経営に取り組まれています。今後は規模拡大に向けた支援等が必要と考えられます。（図3-18）

養豚経営は、大規模な企業経営と中規模の個別経営が展開されており、ここ数年の飼養頭数は横ばいで推移しています。世羅地域畜産クラスター計画に基づき、脱臭装置付き堆肥化施設の導入を進めるなど周辺環境との調和に努めています。また、全国的には豚熱の感染が継続していることから、感染防止対策の一層の強化が必要となっています。（図3-19）

採卵鶏は、7つの農場で大規模な経営が展開され、概ね目標羽数が維持されています。直近2年は減少していますが、鶏舎の拡張整備にともない羽数は増える見込みです。また、世羅ファームでは「米たまご」の生産に取り組んでおり、飼料用米の需要が見込めることから、耕種農家との連携も強化していく必要があります。（図3-20）

一方、令和2年12月に県内では初めてとなる高病原性鳥インフルエンザの感染が近隣市で確認されたことで、出荷等の移動制限が行われ、町内の養鶏事業者にも少なからず影響が及ぶこととなりました。

豚熱や鳥インフルエンザなど、家畜伝染病による経営リスクが全国的に高まるなかで、今後は、一層の対策強化が求められる状況です。



〔畜産(肉用牛)〕

施策目標(4) 6次産業化による所得向上

【施策の取組内容】

農業者による商品開発、加工及び販売等の取組については、6次産業化・地産地消法に基づく認定申請等の支援及び施設整備等の助成などに取り組むとともに、推進の枠組みを商工観光業も含めた多様な事業者による農業・農村資源の活用に広げ、オール世羅の取組として多くの事業者の参加、育成を念頭に研修等に取り組みました。

具体的には、農家民宿の利用促進に向けた宿泊体験ツアーの開催や町内飲食施設も含めて来訪者に提供するメニューの開発、ソーシャル・ネットワーキング・サービスを活用したPR活動等に取り組みました。

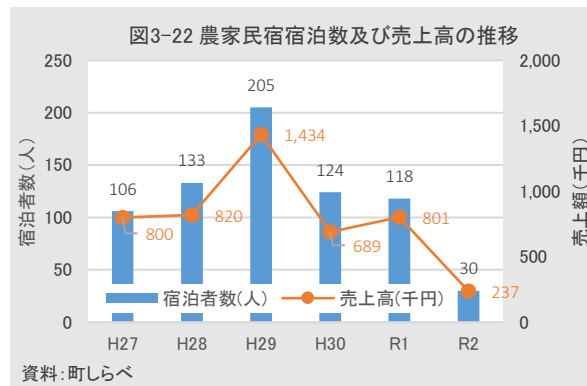
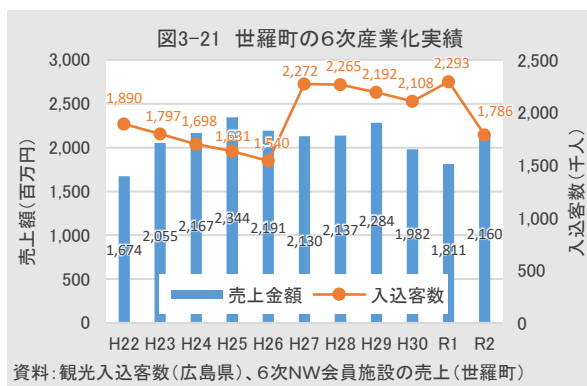
【成果と課題】

観光客数は、中国横断自動車道尾道松江線の全線開通（平成27年3月）にともない200万人を超えるまで増加し、6次産業ネットワーク会員の売上高は20億円前後で推移しており、地域経済に大きな活力をもたらしています。（令和2年は新型コロナウイルス感染症での影響で減少と予想）（図3-21）

農家民宿の営業件数は、平成27年度から平成29年度までの3年間で16件まで拡大し、宿泊利用者は年間100人前後で推移しています。

今後とも利用者数の確保とともに、売上や収入面で改善を図りながら事業を軌道に乗せていくことが課題です。また、新型コロナウイルス感染症の影響で自粛期間等も設けたため、アフターコロナに向けた取組も必要となります。（図3-22）

6次産業化については、農商工及び観光を含めたオール世羅の取組として活力を高めていくうえでは、特に、若い世代の参画とともに、時代のニーズにあったサービス、商品開発や情報発信等の取組を充実させていく必要があります。



Ⅲ 良好な生産環境の保全と多様な資源の活用促進

施策目標(1) 鳥獣被害の防止

【施策の取組内容】

暖冬によるイノシシやシカの生息数増加が懸念されるなかで、町西部ではシカの被害が拡大しているほか、アライグマによる果樹の被害、ヌートリアによる水稻の食害なども報告されており、有害獣の種類や被害の発生形態も多様化しています。最近では、住居地でイノシシが目撃されることが増え、マダニが媒介する感染症リスクも含めて住民への直接的な被害も危惧されています。

こうしたなかで、個体数調整のための捕獲、農地への侵入防止を図るための防護柵設置に加え、鳥獣が地域に出難い環境づくりなど、総合的な被害防止対策を進めてきました。

捕獲では、人員増による捕獲員の負担軽減を図るとともに、侵入防止柵の設置など効果的な対策を進めるための研修会等の開催やモデル地区を設置し、集落ぐるみによる取組を推進しました。

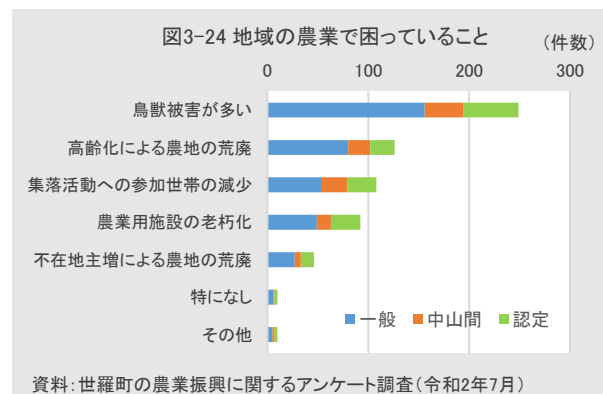
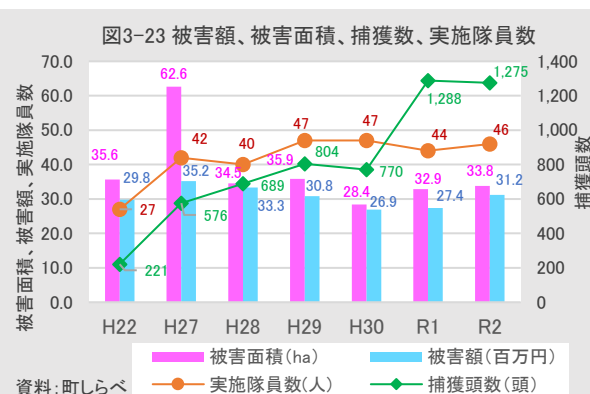
体制整備については、平成29年度に専門の鳥獣被害対策部署を設け、鳥獣被害対策支援員を配置し指導助言活動を行い、捕獲対応では実施隊を最大47名委嘱しました。（猟銃免許取得者20名、罠免許取得者27名）さらに、狩猟免許等講習会の受講料支援や報奨金制度の拡充等を通じて個人捕獲者の増員を行いました。

【成果と課題】

捕獲頭数は、イノシシ、シカともに増加傾向で推移しています。被害面積は平成28年度以降横ばい、被害額も平成30年度以降は横ばいで推移しています。（図3-23）

但し、令和2年に実施したアンケート調査では、地域農業が抱える問題として、有害鳥獣による被害を掲げる意見が突出して多く、対策の強化が求められています。（図3-24）

平成28年度以降、6か所のモデル地区を設け、ひそみ場の解消を目的とした刈払いや放任果樹の伐採など、専門家による助言、指導を通じて効果的な対策を講じることができた一方で、高齢化にともない十分な対応がとれない実態も確認され、作業や管理の省力化、効率化に向けた課題も出てきました。あわせて、経験を有する実施隊員の高齢化、将来の担い手となる実施隊員の発掘も課題として挙げられます。



施策目標(2) 農業生産基盤の整備と維持・保全

【施策の取組内容】

担い手となる経営体の育成とあわせて高い生産性を実現するため基盤整備を一体的に進めることとし、水田や樹園地等ほ場整備に取り組みました。

これまで整備されてきた農道、水路、ため池等の農業用施設について集落共同の活動を通じた改修、保全等を支援し、また、農地の保全・利用、耕作放棄地の拡大防止では、担い手への農地集積とともに集落による保全等の活動を支援しました。

平成30年7月に発生した西日本豪雨により被災した農業用施設等については、復旧、改修、保全に取り組み、農業用ため池の管理及び保全に関する法律に基づき、ため池の所有・管理者の特定、施設構造の把握等も行い、あわせて、施設の老朽化による漏水や堰堤の崩壊等リスクに対しても必要な対策を講じました。

【成果と課題】

水田の基盤整備については、西大田地区の7法人を構成員として設立された法人経営体を中心に、関係機関等の連携により将来ビジョンを作成し、令和7年度の完成に向け排水対策を中心に基盤整備を実施しています。また、梨の生産性向上に向け平成29年度から令和元年度にかけて樹園地の整備を実施しました。

水田のほ場整備については、全水田面積2,740haに対して整備済が2,242.6haで整備率は81.8%（要整備面積2,356.7haに対して95.2%）となっており、計画している整備は概ね完了した状況です。

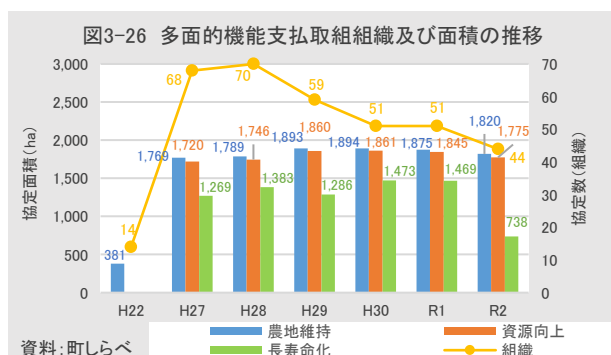
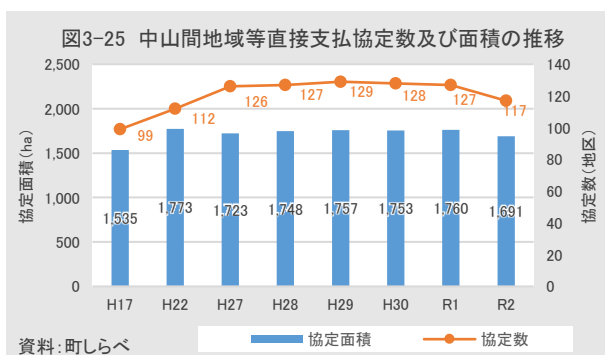
また、農業用ため池の管理及び保全に関する法律に関連して、町内の1,510カ所のため池について、所有者と管理者のリスト化を進めていますが、不明なため池が2割程度あり継続的な調査が必要となっています。

中山間地域等直接支払制度については、協定地区数が117、面積は1,691ha程度で推移しており、平成2年から始まった第5期対策についても制度活用を促しています。（図3-25）

多面的機能支払は、地区数が減少していますが、これは、農業用施設の長寿命化を効率的に取り組むため地区の統合、広域化が図られたことによるもので、「農地維持」「資源向上」「長寿命化」それぞれの取組面積は拡大しました。（図3-26）

今後とも集落共同の活用を通じて、農地を良好に保全し、道水路等農業用施設の機能が将来にわたって維持されるよう、関連制度の活用について引き続き啓発等に取り組む必要があります。

また、近年、大型化する豪雨等自然災害による農業被害を防ぐため、国・県及び町の事業等を活用し、継続的に改修、保全等に取り組んでいく必要があります。



施策目標(3) 安全・安心な地域農業の確立

【施策の取組内容】

学校給食や直売所等を通じて町民に新鮮で安全・安心な農畜産物の供給を促すとともに、食の安全・安心に対する生産者の意識を高め、栽培履歴の記帳の徹底、肥料農薬取締法やJAS法など関係法令の周知と遵守の徹底に取り組みました。

また、環境保全型農業直接支払制度等を通じて、特別栽培認証「安心！広島ブランド」の取得とともに「せら高原のこだわり米」の生産拡大に取り組みました。

【成果と課題】

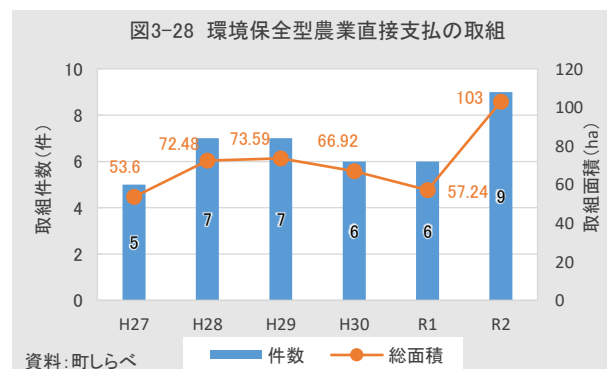
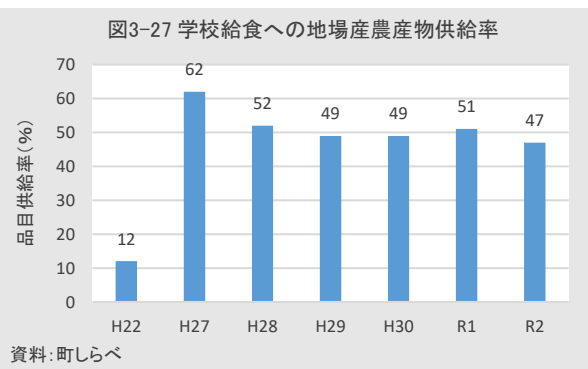
学校給食への町内産農産物の供給については、各給食センターから町内の産直市への一括発注・供給体制が整い、供給率（品目）は平成22年の12%から平成27年度には62%（目標65%）まで高めることができました。一方、生産者の高齢化等による生産、供給力の低下や広域圏での調達・供給の難しさなどの問題もありますが、今後とも出荷者の確保、生産技術の向上及び平準化等に取り組んでいく必要があります。（図3-27）

食品表示法に係る研修会の開催、肥料農薬取締法周知のための広報、農家等への立ち入り検査を行うなど指導助言を通じて、安全・安心な農産物等の生産に対する意識の向上を図ることができました。

環境保全型農業の推進では、環境保全型農業直接支払制度の見直しにともないエコファーマーの認定については、メリットが薄れたことなどで認定農家数は減少していますが、直接支払制度に係る取組は増えています。

こうしたなかで、国は脱炭素社会の実現を目指すことを宣言し、環境問題への国民の関心も一層高まるなかで、農業を活かした観光、交流を進める本町では、都市住民のこうした関心に応えていく必要があるとともに、環境保全型農業を進めていくための栽培等技術の向上、労働負担や生産コストの低減、再生産可能な販売などに取り組んでいく必要があります。

今後とも安全・安心に向けた農産物生産に係る基本的な取り組みとともに、「国際水準GAP」認証の取得なども含め、環境にやさしい農業について着実に進めていく必要があります。



施策目標(4) 農業生産・販売の新たなしくみづくり

【施策の取組内容】

生産から販売まで一体的に推進するための新たなしくみとして、平成28年度に世羅ブランド農産物の認証制度を創設し、制度の周知、啓発に取り組みました。

あわせて、「世羅ブランド」による農産物の生産、販売の拡大に向けて必要となる施設導入や栽培技術指導等とともに、販路拡大のためのマーケティング、PRにも取り組みました。

また、これに関連して、町内産直市等の機能強化を通じて産直市を交流の推進拠点とすることなどの検討を行いました。

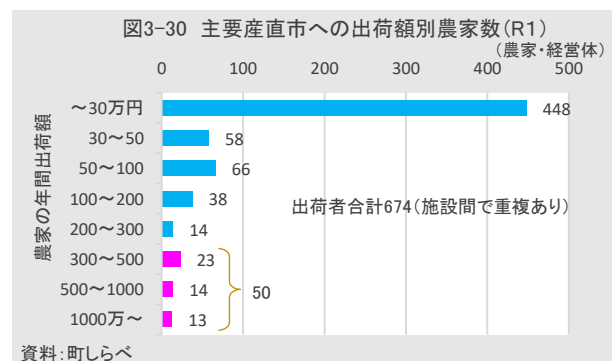
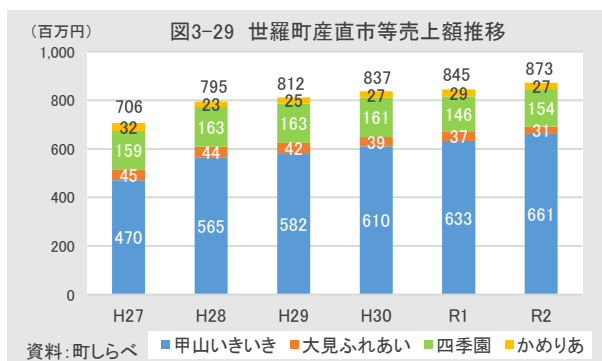
【成果と課題】

ブランド認証制度の創設とあわせ世羅ブランド農産物研究会及び認証委員会を設置し、研究会への参加の呼びかけとともに、飲食店を始め流通事業者への制度周知等に取り組みました。

これにともない、10経営体（法人、個人）が生産した、生鮮野菜、きのこ、果実など22品目の農産物をブランド認証し、広島市内の百貨店等でイベント販売を実施しましたが、参加農家や認証品目の確保、拡大については課題が残りました。

主要な産直市の売上はこの5年間で2割増加し8億7千万円まで拡大しています。（図3-29）また、総出荷者数674人（延べ）のうち6割以上は年間出荷額30万円未満ですが、出荷額300万円以上の出荷者は50人、うち1千万円以上の出荷者も13人に及ぶ状況で、新規就農者等においても重要な販路となっています。（図3-30）

こうしたなかで、6次産業化や農商工観連携等による商品開発の取組とともに、世羅ブランド農産物のPR、産直市も含めた交流促進など、関連事業及び関係者が連携し一体的な取組を通じてオール世羅として効果を高めていくことが課題です。



Ⅳ 担い手の経営力強化

施策目標(1) 総合支援体制の整備

【施策の内容】

担い手育成について、効率的、効果的な支援ができるよう、世羅町担い手育成協議会を構成する団体・機関の役割を再確認するとともに、各支援機関が一体的な支援を行うための事業・制度のメニュー化など、情報共有と連携強化に努めました。

また、指導農業士等との意見交換の場を設け、農業者を含め幅広い視点を取り入れた実践的な支援について検討しました。

【成果と課題】

担い手を対象とした事業・制度等の総合支援メニューや支援対象者となる担い手のデータベースを作成し、県農林事業所や県農業技術指導所、JA等の関係機関・団体が情報を共有し、町が主体的に関わりながら支援する体制を基本に、農業経営者サポート事業（国事業）を活用し専門家の派遣等を通じて、担い手組織やJA部会等会員に対して助言、研修等を行いました。

また、世羅産業創造大学（研修制度）では、生産品目の絞り込みや運営要領の改正等を行い、就農に直結した研修を行うことができた一方で、今後は、就農後のフォローアップに力を入れていく必要があります。

集落法人等含む認定農業者に対する支援についても、生産基盤の整備やスマート農業技術等の導入、担い手間連携等を通じた広域化など、取り組むべき課題が明確になってきていることから、今後は、様々な問題に網羅的に対応するのではなく、対象者と課題を絞り、より具体的に施策を講じていくことが必要となっています。

3 農家等の意向調査結果(アンケート、ヒアリング調査)

(1) アンケート調査結果

- 農業振興に係る主要テーマについて、町民を対象にアンケート調査を実施しました。
- 対象者は、認定農業者等、一般農家、中山間地域等直接支払協定地区代表者（以下、中山間代表）と非農家、企業、高校生と幅広く意見を聞きました。以下は主な集計結果です。

一般農家(219) ()内は回答者数 以下、同じ 水稻(215)、飼料(4)、 麦・大豆(83) 野菜(36)、果樹(2)、花き(2) その他(3)	● 後継者の有無 ()はH27調査 「いる」⇒44%(38%) 「いない」⇒29%(32%) ● 今後の経営 「拡大・維持」⇒44%(57%) 「縮小」⇒18%(12%) 「やめる」⇒12%(11%) ● 水田農業で困っていること(1～3位) 「畦畔管理」、「鳥獣被害」、「機械更新」 ● 対策の必要性 ()内は不満足度の順位 1位:鳥獣被害対策(1) 2位:農地、農業用施設保全(3)	● 集落営農の意向(複数回答) 「作業受託、共同機械」⇒52% 「大型農家に預ける」⇒23% 「集落法人設立」⇒13% ● 基盤整備(複数回答) 「水田排水対策」⇒64%(47%) ※H27と同順位 「用排水路」⇒56%(36%) 「ほ場整備」⇒40%(33%) 3位:道路・水路等整備(2) 4位:販売力強化(7) 5位:新規就農者受け入れ(8)
中山間代表 (61) 水稻(47)、大豆・麦(4) 野菜(28)、果樹(2)、花き(2) 繁殖牛(1)、その他(2)	● 後継者の有無 ()はH27年調査 「いる」⇒33%(34%) 「いない」⇒40%(38%) ● 今後の経営 「拡大・維持」⇒33%(67%) 「縮小」⇒34%(21%) 「やめる」⇒17%(0%) ● 水田農業で困っていること(1～3位) 「畦畔管理」「機械更新」「鳥獣被害」 ● 対策の必要性 ()は不満足度の順位 1位:鳥獣被害対策(1) 2位:道路・水路整備(2)	● 集落営農の意向(複数回答) 「作業受託、共同機械」⇒79% 「大型農家に預ける」⇒40% 「集落法人設立」⇒0% ● 基盤整備(複数回答) 1・2位はH27と同順位 「水田排水対策」⇒57%(59%) 「用排水路」⇒56%(44%) 「ほ場整備」⇒38%(4位 31%) 3位:農地・農業用施設維持保全(5) 4位:新規就農者受け入れ(15) 5位:地産地消(9)
認定農業者等(69) 経営年数 5年未満(8) 10年未満(11) 15年未満(17) 15年以上(32) 水稻(43)、大豆(12)、麦(8) 飼料(13)、野菜(30)、果樹(9) 花き(3)、採卵(3)、繁殖(4) その他畜産(3)	● 後継者の有無 ()はH27年調査 「いる」⇒70%(62%) 「いない」⇒28%(15%) ● 5年後の経営 「水稻」43⇒40(△4)、「野菜」28⇒27(△1) 「麦・大豆・飼料」33⇒30(△3) 「繁殖」4⇒3(△1) ● 水稻作経営意向(合計) 「現状」568ha⇒「5年後」630ha 「繁殖」「乳用牛」20～30頭以上増頭 ● 水田農業で困っていること(1～3位) 「鳥獣被害」「畦畔管理」「機械更新」 ● 対策の必要性 ()は不満足度の順位 1位:鳥獣被害対策(2) 2位:農地・農業用施設維持保全(5)	● 集落法人の運営意向(複数回答) 「現経営の改善」⇒63% 「条件不利地の整理」⇒58% 「法人間連携」⇒20% ● 基盤整備(複数回答)()はH27 「水田排水対策」⇒63%(2位 48%) 「用排水路」⇒48%(4位 36%) 「ほ場整備」⇒48%(1位 54%) ● スマート農業への関心 「草刈」⇒52% 「農薬散布」⇒42% 「生産管理」⇒28% 「ロボット技術」⇒28% 3位:認定新規就農者の経営支援(8) 4位:道路・水路整備(1) 5位:地産地消(6)
町民(138) 男(62)、女(74)／30代以下 (20)、40代(18)、50代(21)、60 代(29)、70代(27)、80以上(22)	● 町内産農産物の購入意向(要望) 「現状で満足」⇒25% 「販売所等情報提供」⇒20% 「販売店舗の増加」⇒14% 「贈答品を増やす」⇒8% 「関心なし」⇒13%	● 農業振興の方向(期待)()内はH27調査 「鳥獣被害防止」⇒50%(今回新規) 「新鮮・安全な農産物」⇒49%(1位 50%) 「町の特産品づくり」⇒41%(4位 36%) 「耕作放棄地対策」⇒33%(2位 44%)
企業(71) 小売(25)、建設(21)、製造(20) 飲食(8)、その他(20)	● 地域農業に関わりたいこと 「農産物仕入」⇒10社 ※野菜、米、果物ほか 「加工品製造」⇒10社 「自社技術の活用」⇒7社 「観光事業の展開」⇒7社 「農業参入」⇒6社 「草刈受託」⇒6社	● 農業振興の方向(期待) 「新鮮・安全な農産物」⇒66% 「雇用創出」⇒52% 「耕作放棄地対策」⇒51% 「町の特産品づくり」⇒47% 「農商工連携」⇒41%
高校生(85) 1年生(31)、2年生(28)、 3年生(26)	● 将来の職業としての就農意向 ()は件数 「卒業後早く」男(10)女(2) 1年(5)、2年(5)、3年(2) 「大学等就学後」男(2)、1年(2) 「他産業就業後」男(3)、1年(3)	● 興味のある経営部門 「施設野菜」(4) 「大規模水田農業」(4) 「果樹」(4)、「畜産」(3)、「観光農園」(1) 「集落法人」(1)、「加工品開発製造」(1)

(2) ヒアリング調査結果

- アンケート調査とともに、主要テーマである「経営体の育成」について、関係農家のヒアリングを踏まえ、以下のとおり施策課題をまとめました。

【新規就農者育成】

- 世羅産業創造大学での研修事業を通じ、新規就農者の認定（認定新規就農）は増え、自営就農者数も増えているが、営農開始以降、認定農業者の経営規模にステップアップするまでの道筋が明確になっていない。（目指す経営規模、必要な経営基盤及び雇用労働力確保など、経営課題が明確になっていない）
- 果樹（ぶどう）に係る新規就農では、技術習得や既存園地継承のしくみを通じてスムーズな就農を実現。（果樹部門の担い手育成モデルとして位置づけ）

【集落法人（水田農業の担い手確保）】

- 立地条件や人材確保の面で、集落法人の新規設立は難しい。（アンケート調査と同様）
- 既設集落法人を核として作業受委託や農地集積等を通じて経営のエリアを拡大、広域化することで、人材の育成確保も可能となる。（広域化に向けた考え方を具体化していくことが課題）

(3) 総括（アンケート、ヒアリングに基づく施策の検証、新たな施策課題）

経営体の育成

【担い手の育成について】

○新規就農者の育成、確保対策

- ・ 就農定着に向けた世羅産業創造大学の機能強化
- ・ 具体的な経営課題を踏まえた実践的な指導、サポート体制の充実
- ・ 農地、農業生産基盤及び生活基盤の確保、資金確保への対策強化

○水田農業の担い手確保対策

- ・ 集落法人の経営基盤強化、農作業受委託を含めた集落法人の広域化と後継者の育成確保（集落法人の広域化戦略の具体化）

○スマート農業の普及

- ・ 省力化、軽労化、生産販売等の高度化に向けたスマート技術（AI、ICT、ロボットなど）の導入、実用化の推進、導入のための基盤整備、人材育成

産地力強化

【産地力強化について】

○水田農業の経営安定対策が必要（米価下落への対策）

- ・ せら高原のこだわり米（特別栽培）の生産拡大、販売促進
- ・ 業務用など新たな需要に対応した米生産に係る検討（品種選定や技術確立等）

○園芸産地の強化対策（水田農業、畑地農業）、畜産経営の安定拡大

- ・ アスパラガス、キャベツ、白ねぎの生産振興に加え、エダマメの産地化推進（生産、調整、出荷に至る作業の機械化）
- ・ 果樹、花きの産地強化対策、畜産経営の生産性向上（ブランド化、生産性向上、スマート技術導入、実用化）

生産基盤環境保全

【農村環境、生産環境の保全について】

○有害鳥獣被害対策の強化

- ・ 鳥獣被害対策の強化、継続的な施策の実施
- ・ モデル集落の取組を検証、他地域への波及

○農業生産基盤の整備

- ・ 担い手育成と一体的な基盤整備、農地の集積
- ・ スマート技術に対応した基盤整備等実施

4 農業振興の課題

現振興ビジョンでは、「農業を担う経営体の育成」、「産地力強化による所得向上」、「良好な生産環境の保全、多様な資源の活用促進」を施策課題とし、関係機関団体等が連携して必要な施策を講じてきましたが、新たに考慮すべき問題や環境変化も生じています。

現在の施策推進の成果と課題と踏まえつつ、今後、解決すべき振興課題を以下のとおり整理します。

～農業を担う経営体の育成～

- 新規就農者の育成では、町内外から意欲ある若者を受け入れ営農を開始しているなかで、改めて目指す経営を明確化し早期の経営安定を実現するため、就農後のフォローアップを強化する必要があります。
- 認定農業者のうち、集落法人については新規設立が難しいなかで、後継者を育成し持続性の高い経営を確立するため、農作業受委託も含めた法人間連携や広域化の取組を進める必要があるとともに、水田農業に係る省力化の推進が課題です。

～産地力強化による所得向上～

- 産地力強化による所得向上では、水田農業の収益性向上を図るため、主食用米の有利販売に向け「世羅高原のこだわり米」の生産拡大とともに、新たなブランド米の生産に向け、消費者や実需者ニーズを踏まえ、PR方法も含めた対策を講じていく必要があります。
- 非主食用米についても、耕畜連携を基本に町内の畜産事業者に向けて省力化、低コスト化に努めながら安定供給を図っていく必要があります。
- 米の需要が先行き不透明ななかで、米以外の作物の生産性向上に向け、大豆や麦の生産では品種選定や技術改良など、継続的に取り組む必要があります。
- 水田を活用した高収益作物の生産を通じて集落法人等の経営安定を促すため、アスパラガス、キャベツ、白ねぎの生産性向上とともに、エダマメの産地化等も進める必要があります。
- 畜産では、耕畜連携を通じた粗飼料等の安定供給を進めるとともに、生産施設等の近代化や家畜伝染病の予防対策を強化していく必要があります。
- ぶどうや梨などの果樹については、産地力の強化に向け需要に対応した品種、品質への対応強化とともに、生産性向上のための新技術導入などの取組を進める必要があります。
- 農産物の付加価値化、販売力の強化を図るため、農商工観連携による6次産業化等を効果的に展開する必要があります。

～良好な生産環境の保全、多様な資源の活用促進～

- 多くの農家から強く望まれている有害鳥獣被害の防止対策については、より効果的な対策を講じていくための手法を検討し、普及していく必要があります。
- 水田農業における野菜等生産性向上に向け、排水対策や水路等、農業用施設の改修・整備について計画的に進めていく必要があります。
- 農業用施設を良好に維持、保全していくため、集落共同の取組を基本に活動を維持・継続し、支援していく必要があります。

～次代に向けた新たな取組(重要課題)～

- 集落法人等を核に持続的な地域農業の確立に向けて抜本的な対策を検討する必要があります。
- 省力化、軽労化や経営の高度化を進めるため、スマート技術(AI、ICT、ロボット等)の効果的な導入と活用について、人材育成も含め推進する必要があります。
- 脱炭素社会の実現に向け、環境にやさしい農業について、経営安定、収益向上の面からも推進していく必要があります。

令和13年に向けて重点的に取り組むべきポイント(見直しのポイント)

【これまでの成果】(H27～R1年)

～農業を担う経営体の育成～

【新規就農者】

- 新規就農者受入31人純増
- ※世羅産業創造大学卒業(累計) 19人→27人
- ※自営就農16人→27人、雇用就農 28人→43人
- ※Uターン 18人 Iターン 13人

【担い手育成(認定農業者等)】

- 認定農業者 192→134(58減)
- ※ 担い手への農地集積 43%→47% (100ha増)
- ※ 集落法人新規設立は進まず(立地、人材不足)
- ※ 集落法人間連携2モデル(2階建て組織、機械利用等連携)

～産地力強化による所得向上～

【水田農業の収益性向上】

- 特別栽培米189ha、931t→191ha、920t
- 飼料用米及びWCS用稲の生産拡大
- ※ WCS用稲 31ha→35ha(4ha増)
- ※ 飼料用米56ha→37ha(19ha減)

【園芸作物の生産拡大】

- キャベツ、アスパラ、白ねぎの生産拡大
- なし、ぶどう産地力強化
- ※ 梨(販売額) 5.26億円→6.58億円
- ※ ぶどう(販売額) 0.16億円→0.32億円

～良好な生産環境の保全、多様な資源の活用促進～

【鳥獣被害防止対策】

- 捕獲頭数(被害額) 576頭(35百万円)→1,288頭(27百万円)
- 中山間地域等直接支払 1,760ha
- 多面的機能支払(農地維持)1,875ha

【農業生産基盤整備】

- 水路整備、水田排水対策への要望が強い

【背景・情勢変化】

【食料需要及び流通、経営環境の変化】

- ・人口減少、世帯構成変化(高齢・単身世帯は増)
- ・米の需要量減少(10万トン超/年)→米価下落・収益性低下
- ・新型コロナウイルス感染症拡大
- ・農業用資材等コストの高止まり
- ⇒
 - ◆米の産地間競争の拡大
 - ◆業務用需要の動向変化、BtoC市場拡大
 - ◆農産物流通ロートの大型化、多様化、細分化

- ※経営規模拡大(雇用確保、法人化・企業経営の拡大)
- ※インターネット取引拡大、新たな販売、市場の拡大

【農業構造改革の加速化(国政策)】

- ・水田フル活用、新たな米政策(H30年以降)
- ・担い手への農地集積・集約化(人・農地プラン実質化)
- ・農林水産物・食品の輸出等促進(和牛、果実等輸出拡大)
- ・みどりの食料システム戦略(脱炭素社会実現、環境保全型農業普及)
- ・スマート農業実証、実装化

- ※水田農業の構造改革の加速化(低コスト化、付加価値化)
- ※経営規模拡大(雇用確保、法人化・企業経営の拡大)

【農村環境の維持、保全の負担増】

- ・有害鳥獣による農作物被害
- ・高齢化、退職年齢引き上げ等による担い手不足
- ・家畜伝染病発生頻度の増加、広域化(豚熱、鳥インフルエンザ等)
- ・地球温暖化、脱炭素社会実現等環境問題への関心(国民意識)

- ※有害鳥獣被害対策、農業用施設等保全の労力負担等の増大
- ※感染症拡大による経営リスク増大、影響の甚大化
- ※環境保全型農業(みどりの食料システム戦略への対応)拡大

【施策課題(重視するポイント)】

【担い手の育成】

- 新規就農者の早期経営安定実現に向けたフォローアップ体制の充実(認定農業者へのステップアップの道筋の明確化)
- 担い手(集落法人、認定農業者等)の経営基盤の強化(農地等集積に向けた体制充実、省力化技術導入等)

- ◆ 新規就農者のフォローアップ体制充実
- ◆ 集落法人の広域化(法人間連携、再編等推進)
- ◆ 労力不足、負担軽減、生産性向上に向けたスマート技術導入及び普及(人材育成等)

【産地力強化】

- 米のブランド化、需要に応じたWCS用稲等の生産や稲・麦・大豆の2年3作輪作体系推進による水田農業の確立
- アスパラガス等振興作物、新たな園芸作物等の生産振興、担い手の確保
- 梨、ぶどう等の産地力向上のための経営基盤強化(基盤整備、省力化技術等導入、担い手育成確保)
- 耕畜連携強化、家畜伝染病等対策強化
- 観光・交流を活かした農業の収益性向上

- ◆ 水田農業の収益性向上(米のブランド力強化、麦・大豆の生産性向上[品種等見直し]、エダマメの生産拡大・産地化、スマート技術等導入・普及)
- ◆ 果樹産地の強化(生産基盤整備、スマート技術等導入・普及)
- ◆ 家畜伝染病の防止対策等の強化
- ◆ 農商工連携による農業の多角化、付加価値向上の取組強化(6次産業化)

【良好な生産環境保全、多様な資源活用】

- 有害鳥獣被害防止対策の強化
- 生産基盤の整備(水田の排水対策、水路等施設の保全、改修等)
- ◆ 有害鳥獣被害対策の強化(環境整備、侵入防止、捕獲の総合対策、スマート技術等導入・普及)
- ◆ 農地・農業用施設の維持・保全に係る作業等負担の軽減(スマート技術等の導入・普及)

【新たな農業の展開】

- 持続的な地域農業の確立に向けた検討(水田農業等広域化戦略)
- スマート技術(AI、ICT、IoT等)の効果的な導入及び普及(実証、人材育成等)



【農業を通じた交流、体験】

基本方針



第4章 農業振興の基本方針

1 基本方針

農業・農村をとりまく環境は、今後、益々変わっていくことが予想されます。

外的には、人口減少にともなう農産物需要の減少、食の簡便化・外部化などの志向変化を背景とした農産物や食品流通の大型化や多様化、さらに、こうした動きに呼応するかたちで産地構造も変化し、農業生産の現場でも生産性向上とともに経営規模の拡大や多様化が進んでいくことが予想されます。

一方、足元では、農家の高齢化・担い手不足がより深刻化し、米価の低迷や鳥獣被害の拡大などによって生産意欲が大きく減退するなかで、農地を始めとする農村資源を次世代に引き継いでいくことへの不安が広がりつつあります。

さらに、地球温暖化や頻発する自然災害に代表される環境問題への対応、SDGsの達成や脱炭素社会の実現に向けた社会的な責務など、新たな時代への対応も求められています。

これまでも、「担い手」の確保を中心に据え、「生産基盤・環境」の保全、「生産・付加価値化」促進など3つを基本テーマとして、新規就農者等の育成強化や認定農業者の経営安定・高度化、鳥獣被害対策や生産基盤の整備、水田農業や園芸、畜産経営の収益向上に向けた施策を展開してきており、今後も引き続きこうした振興課題を踏まえ関係機関、団体が連携し、必要な取組を進めていくこととします。

あわせて、第2次農業振興ビジョンでは、持続可能性をより強固に担保していくため、新たな技術の導入・普及とともに地域農業の再編を重要なテーマとして位置づけます。

人口減少、高齢化が一層進むなかで、これまで設立、運営されてきた多くの集落法人を将来に引き継ぎ、発展させていくためには、新たなしくみづくりを具体化していく必要があります。また、労働力不足への対応とともに農作業の負担を軽減し、あるいは、新規就農者等の経験不足を補い、生産管理の精度を高め、生産性向上を図っていくには、スマート農業技術の導入、普及が求められます。

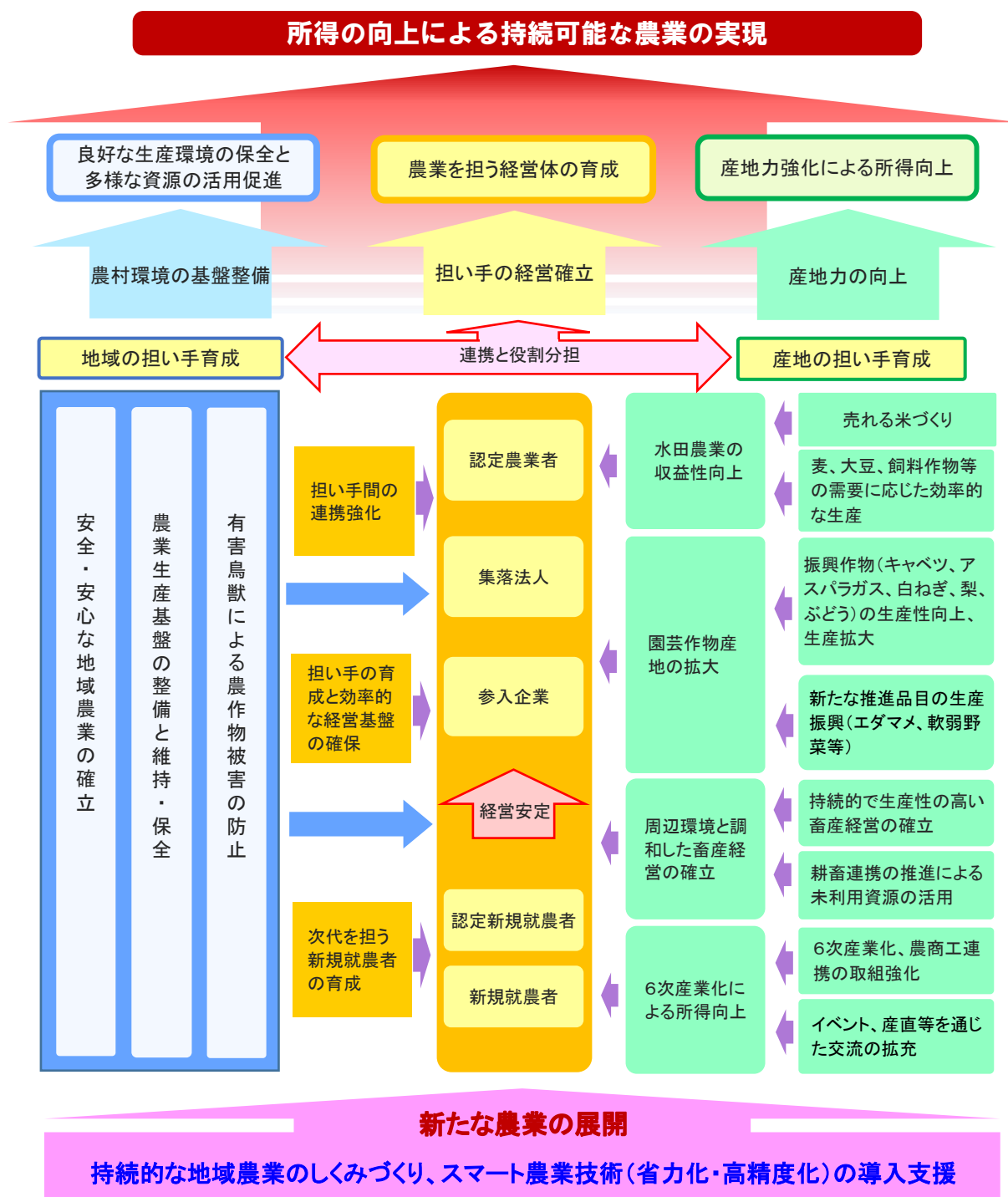
このため、従来から掲げている3つの施策テーマとともに、これらの施策を補完し、強化する取組として「新たな農業の展開」を位置づけ、4つの枠組みで目標達成に向けた取組を進めることとします。



2 農業振興施策の基本的な考え方

(1) 施策の考え方

農業振興の取り組み方については、これまでと同様「農業を担う経営体の育成」、「産地強化による所得向上」、「良好な生産環境の保全と多様な資源の活用促進」を3つの柱とし、世羅町担い手育成協議会（関係機関団体）によりスマート農業の導入、普及等も含めた総合的な支援を通じて、「所得の向上による持続可能な農業」を実現します。



(2) 施策体系

第2次世羅町農業振興ビジョンでは、これまでどおり「Ⅰ 農業を担う経営体の育成」、「Ⅱ 産地力強化による所得向上」、「Ⅲ 良好な生産環境の保全と多様な資源の活用促進」を農業振興の基本的な取組課題として位置づけるとともに、これらの課題に共通し、また、情勢変化を踏まえて対応すべきテーマとして「Ⅳ 新たな農業の展開」を加え、大きく4つの柱を基本に必要な施策を進めていきます。

農業振興の課題		施策	施策の取組内容
所得の向上による持続可能な農業の実現	担い手となる経営体の育成	1. 次代を担う新規就農者の育成	(1)新規就農者の確保、育成支援
		2. 担い手の育成と効率的な経営基盤の確保	(1)担い手となる経営体(認定農業者等)の育成支援
			(2)集落単位での担い手の明確化と農地集積
			(3)担い手間連携による生産性向上
	経営力強化のための経営環境の整備	1. 水田農業の収益性向上	(1)売れる米づくりの推進
			(2)麦、大豆、飼料作物の計画的、効率的な生産
		2. 園芸作物産地の拡大	(1)振興作物の生産拡大
			(2)新たな推進品目の生産振興
		3. 周辺環境と調和した畜産経営の確立	(1)持続的で生産性の高い畜産経営の確立
			(2)耕畜連携の推進による未利用資源の活用促進
		4. 6次産業化による所得向上	(1)6次産業化、農商工連携の取組強化
			(2)イベント、産直市等を通じた交流の拡充
	Ⅲ良好な生産環境の保全と多様な資源の活用促進	1. 有害鳥獣による農作物被害の防止	(1)総合的な鳥獣被害防止対策の実施
			(2)集落活動による農村資源の適正管理
		2. 農業生産基盤の整備と維持・保全	(1)農業生産基盤(ほ場、ため池、灌漑施設等)の整備
			(2)農地の保全と水田の畑地利用等の促進
	新たな農業の展開	1. 持続的な生産体制の構築	(1)持続的な地域農業の構築
			(2)スマート農業の導入、実用化の推進



〔営農活動等を通じて形成される田園風景〕

施策の展開



第5章 農業を担う経営体の育成

1 次代を担う新規就農者の育成

【施策の方向性】

- 世羅産業創造大学による新規就農者の受け入れを基本に、関係機関・団体との連携強化を図り、研修から就農まで一貫した指導、助言を実施する体制を整備します。
- 営農開始に際しては、機械設備等導入支援とともに、就農後も継続して関係機関・団体で経営課題を明確化し、専門家等による助言、指導等を通じて早期の経営安定を図ります。
- 認定農業者へのステップアップ、規模拡大等にともない必要となる雇用労働力の確保、生産基盤の整備、関連事業の活用等について必要な助言、情報提供等を行います。

【施策の取組内容】

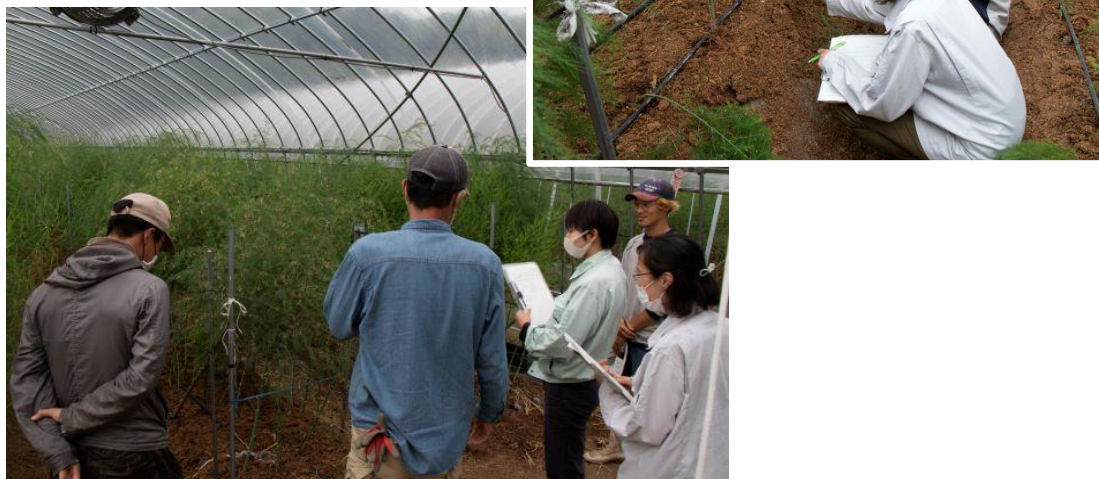
(1) 新規就農者の確保、育成支援

- 世羅産業創造大学の研修機能の強化
 - ・ PR活動強化による町内外からの研修生確保
 - ・ 就農計画等の作成支援
 - ・ 就農後のフォローアップ体制の充実（関係機関による経営課題の明確化、助言指導）
- 就農時の課題解決支援
 - ・ 営農開始時の機械設備等の導入支援
- 雇用就農支援
 - ・ ニューファーマー支援事業による集落法人等の新規就農者雇用支援
 - ・ 作業マニュアル等の作成、雇用契約等に係る指導助言、就業規則等作成や雇用契約に係る助言、指導（農業経営者サポート事業の活用）

【施策の評価指標(目標)】

(1) 新規就農者の確保、育成支援

評価項目	単位	実績	実績	目標
		H27	R2	R13
○世羅産業創造大学の研修機能の強化 新規就農者の確保(世羅産業創造大学卒業者数)	人	19	27	20
○雇用就農支援 ニューファーマー支援事業による雇用者数 ※雇用者数は延べ人数	人	1	17	20



[新規就農者の確保、育成(アスパラガスの栽培技術等指導)]

2 担い手の育成と効率的な経営基盤の確保

【施策の方向性】

- 規模拡大を志向する経営体への支援として、経営改善計画の作成や経営管理（財務管理、雇用・労務管理など）の改善等について、専門家による指導、助言体制を整備します。
- 認定農業者（個人・法人）が水田農業や産地を支える担い手として経営の安定、規模拡大を図っていく上で必要とされる農業用機械施設の導入を支援します。
- 集落単位で担い手を明確にし、計画的に担い手への農地集積を進めるため、人・農地プランの実質化に向けた話し合いを促進します。これに関連して、農地中間管理事業の活用とともに地域駐在コーディネーターや農地利用最適化推進委員等による現地での調整活動等の強化、充実を図ります。
- 担い手が保有する経営資源を相互に活用し効率的な経営を促すため、集落法人等の担い手間連携を促進、支援します。
- 水田農業に係る担い手確保に向け、既設集落法人等を核としながら、農地の利用集積（利用権設定または農作業受委託）、機械等共同利用、作業の相互協力、資材の共同購入、農産物等販売協力など地域の実情に即した多様な連携を促進します。
- 新規就農者などの個人経営体が経営課題を共有し、経営資源の相互利用、技術・販売に係る情報交換等を通じて課題解決に結び付くきっかけづくりの場、交流を促すための場づくりを支援します。

【施策の取組内容】

（1）担い手となる経営体（認定農業者等）の育成支援

- 経営計画等の作成支援
 - ・ 経営改善計画の作成支援
 - ・ 経営管理（財務・収支、雇用・労務、運営・オペレーション等）等に係る助言等実施
- 生産体制の強化支援（機械施設導入等支援）
 - ・ 栽培技術向上等に向けた指導、助言等
 - ・ 生産性向上のための機械施設導入等支援
- 雇用就農受入等支援
 - ・ ニューファーマー支援事業による集落法人等の新規就農者雇用支援

（2）集落単位での担い手の明確化と農地集積

- 人・農地プラン策定等促進
 - ・ 人・農地プラン実質化に向けた話し合いの促進
 - ・ 農地利用最適化推進委員による調整活動の強化（推進委員研修等の充実）
- 担い手への農地集積推進
 - ・ 農地中間管理事業の活用による農地集積の促進（調整員によるコーディネート活動の強化）

(3) 担い手間連携による生産性向上

- 地域の実情に即した連携モデル促進
 - ・ 機械等共同利用を契機とした法人間連携の支援（共同利用機械の導入助成）
 - ・ 畦畔管理や鳥獣被害防止等協力、販売連携等の多様な連携の促進
- 集落法人の広域化戦略の検討
 - ・ 集落法人を核とした広域活動組織の検討（将来ビジョンづくり）
 - ・ 将来ビジョンづくりの支援、地域の状況を踏まえた集落内又は近隣集落との合意形成の支援
- 耕畜連携支援
 - ・ 耕畜連携の推進に係る支援（協議会等活動助成）
- 生産基盤の継承促進
 - ・ 第三者経営継承に係る支援（専門家による助言、指導）
 - ・ 経営資源の相互利用の促進（担い手間情報ネットワーク運営支援）

【施策の評価指標(目標)】

(1) 担い手となる経営体(認定農業者等)の育成

評価項目	単位	実績	実績	目標
		H27	R2	R13
○経営計画等の作成支援 目標年度における認定農業者	人	153	127	143

(2) 集落単位での担い手の明確化と農地集積

評価項目	単位	実績	実績	目標
		H27	R2	R13
○集落単位での担い手の明確化 担い手への農地集積	ha	1,423	1,423	2,616
	%	43	43.5	80

第6章 産地力強化による所得向上

1 水田農業の収益性向上

【施策の方向性】

- 水田農業の主力作物として、主食用米の収益確保、向上に向け、ブランド化を通じた米の有利販売とともに、生産コストの低減、省力化技術の確立、普及に向けた取組を推進します。
- 主食用米の需要低下とともに価格下落のリスクを低減するため、WCS用稲などの非主食用米や麦・大豆など地域・担い手の実情に即した土地利用型作物について、好適品種の選定とともに省力化、低コスト化技術の確立、普及も含め生産の安定、拡大を推進します。

【施策の取組内容】

(1) 売れる米づくりの推進

○品種誘導等によるブランド化

- ・ 特別栽培米コシヒカリ「せら高原のこだわり米」の生産拡大等支援（栽培暦等の見直し、施肥技術等の普及啓発活動の実施、マニアスプレッド等による堆肥投入の省力化）
- ・ 「あきさかり」、「つきあかり」などの多収性品種の生産振興（栽培技術の確立・普及）
- ・ ブランド米の販売力強化（PR活動等、全国コンクールへの出品、栽培技術確立等支援）

○省力化、低コスト化技術の普及啓発

- ・ 密苗移植や乾田直播栽培等技術の確立、普及（ほ場の均平化）
- ・ スマート技術（ドローン防除・施肥技術、可変施肥田植機等）導入支援
- ・ 土壌診断に基づいた適正な施肥、堆肥投入による土づくりの実施体制等整備（作業受委託のしくみづくり）

(2) 麦、大豆、飼料作物の計画的、効率的な生産

○地域の実情に応じた作物の効率的な生産

- ・ 田畑転換を団地でまとめる行うブロックローテーションの拡大（適正品種の導入、病害虫防除等技術の指導体制、省力化技術等導入）
- ・ 世羅町畜産振興連絡協議会等を通じたWCS用稲、飼料用稲の栽培技術の向上、生産拡大等支援（適正品種の選定、導入等支援、排水対策等支援）

【施策の評価指標(目標)】

(1) 売れる米づくりの推進

評価項目	単位	実績	実績	目標
		H27	R2	R13
○せら高原のこだわり米の生産拡大				
せら高原のこだわり米の生産面積	ha	189	166	180
せら高原のこだわり米の生産量	トン	931	809	972

(2) 麦、大豆、飼料作物の計画的、効率的な生産

評価項目	単位	実績	実績	目標
		H27	R2	R13
○田畑転換の団地化				
団地面積	ha	-	-	100
○多収、低コスト栽培技術の確立、普及				
WCS用稲の生産面積	ha	31	31	67
WCS用稲の生産量	ロール数	3,203	2,905	5,400

注) WCS用稲は畜産クラスター計画より

2 園芸作物産地の拡大

【施策の方向性】

【野菜の生産振興】

野菜では、水田を活用した高収益作物として、キャベツ、アスパラガス、白ねぎを振興作物として位置づけ、品質の安定、単位収量の向上に向け、病害虫対策の徹底や土壌改良や排水対策等を進めます。予冷施設の活用を通じた収穫・出荷の調整、安定的な出荷体制を確保し、有利販売を実現します。

エダマメについては、生産、収穫、調整、出荷に係る一連の作業の機械化技術確立し産地化を目指します。ほうれんそう等の軟弱野菜や広島菜、小豆等については需要動向を踏まえつつ、水田農業の高収益作物の選択肢として、技術の確立、普及を進めます。あわせて、生分解性マルチの導入等による作業負担の軽減及び環境負荷の低減を図ります。

【果樹】

生食用ぶどうは需要に応じた品種（シャインマスカットやBKシードレスなど）への更新、冷蔵施設等の活用とともに需要を踏まえた出荷規格の対応強化などによって有利販売を推進するとともに、新たな担い手の育成に向けた部会等活動を強化します。

醸造用ぶどうは世羅台地の風土にあった新たな品種の展開を目指し、試験ほ場での栽培を進めます。

梨は、老木化、樹勢低下対策として基盤整備とともに需要の高い品種への改植等を推進し、作業負担の軽減、生産性向上に向けた新たな技術導入を支援します。また、海外への本格的な輸出拡大に向け、国際水準GAP認証の取得やECを通じた販売展開等を支援します。

【施策の取組内容】

(1) 振興作物の生産拡大

○キャベツの産地強化

- ・ 栽培技術向上のための講習会等の開催
- ・ 産地強化策の構築（指定産地化の検討）
- ・ モデル経営体の育成

○アスパラガスの産地強化

- ・ 産地強化策の構築（産地間連携、施設の有効利用など）
- ・ JA部会活動の支援
- ・ モデル経営体の育成

○白ねぎの産地強化

- ・ JA部会活動の支援
- ・ 産地化に対する支援体制の確立

○生食用ぶどうの産地強化

- ・ 産地強化策の構築（産地間連携、施設の有効活用など）
- ・ 生産組合活動の支援
- ・ モデル経営体の育成

(つづき)

○梨産地の担い手育成と生産基盤の強化

- ・ 生産体制の再構築
- ・ 生産能力の向上のための新技術導入支援
- ・ 生産基盤整備、販売力向上、人材の育成、確保

(2) 新たな推進品目の生産振興

○軟弱野菜やエダマメ等の産地化支援

- ・ エダマメの産地化に向けた技術の向上、普及等に係る活動支援（部会活動等支援）
- ・ エダマメの産地化、規模拡大に伴う機械施設導入等に係る支援
- ・ ほうれんそう等の軟弱野菜、広島菜、小豆等の生産拡大（排水対策、機械施設導入支援）

【施策の評価指標(目標)】

(1) 振興作物の生産拡大

評価項目	単位	実績	実績	目標
		H27	R2	R13
○キャベツの産地強化				
生産面積	ha	27.8	30.1	30
販売金額	億円	0.52	0.69	0.72
○アスパラガスの産地強化				
生産面積	ha	18	12.6	16
販売金額	億円	1.17	0.85	1.30
○白ねぎの産地強化				
生産面積	ha	2.5	4.7	7.0
販売金額	億円	0.09	0.31	0.45
○生食用ぶどうの産地強化				
生産面積	ha	9.08	8.98	10.0
販売金額	億円	1.02	1.69	1.52

(2) 新たな推進品目の生産振興

評価項目	単位	実績	実績	目標
		H27	R2	R13
○エダマメ				
生産面積	ha	－	－	30
販売金額	億円	－	－	0.53
○軟弱野菜				
生産面積	ha	－	0.7	2
販売金額	億円	－	0.18	0.43

3 周辺環境と調和した畜産経営の確立

【施策の方向性】

- 経営計画の策定やクラスター計画等の作成支援により、機能性の高い施設の導入整備を推進し、畜産経営の効率化を支援します。
- 肉用牛、酪農部門では、持続的で生産性の高い経営を確立するため、自給飼料基盤に立脚した増頭を推進し、生産から流通までを含めた経営の合理化により消費者から支持される畜産物の安定供給を促進します。
- 酪農や肉用牛部門ではWCS用稲について、養鶏や養豚部門では飼料用米について、それぞれ集落法人等と生産供給に係る連携を図り、家畜排せつ物を活用した良質な堆肥の効率的な供給体制を確保するなど、耕畜連携による経営の安定、収益性の向上を推進します。
- 家畜伝染病の予防や発生後の対応について、関係機関との連携を密に、飼養衛生管理基準の遵守、徹底を図ります。

【施策の取組内容】

(1) 持続的で生産性の高い畜産経営の確立

○畜産農家の経営効率化

- ・ 世羅地域畜産クラスター計画に基づく堆肥化等施設整備支援
- ・ ウインドレス鶏舎等の段階的な整備支援（生産性向上、鳥インフルエンザ対策）
- ・ スマート技術導入支援（繁殖用センサー、搾乳ロボット等）

○広島県産和牛の生産拡大の推進

- ・ 広島県産和牛の生産に向けた受精卵移植技術（ET）の普及、啓発

○家畜伝染病対策の強化、徹底

- ・ 世羅町悪性伝染病防疫対策マニュアルの見直し（随時）
- ・ 関係機関、団体も含めた危機管理体制の強化と対策の徹底



〔畜産クラスター事業によるウインドレス鶏舎の整備〕

(2) 耕畜連携の推進による未利用資源の活用促進

○世羅WCS生産組合等によるWCS用稲の需給調整

- ・ 世羅町畜産振興連絡協議会及び世羅WCS生産組合活動等支援（WCS用稲等の生産安定、品質向上）
- ・ 畜産堆肥の活用促進

【施策の評価指標(目標)】

(1) 持続的で生産性の高い畜産経営の確立

評価項目	単位	実績	実績	目標
		H27	R2	R13
○畜産農家の経営効率化の支援				
○広島産和牛の生産拡大の推進				
○家畜伝染病の予防と危機管理体制の構築				
乳用牛飼養頭数	頭	787	975	977
肉用繁殖牛飼養頭数	頭	110	168	207
肉用牛肥育牛飼養頭数	頭	2,306	2,490	2,565
豚飼養頭数	頭	2,070	1,760	2,037
採卵鶏飼養羽数	千羽	1,437	1,490	1,697
ブロイラー飼養羽数	千羽	57.8	10.6	10.6

注) 畜産クラスター計画より

(2) 耕畜連携の推進による未利用資源の活用促進

評価項目	単位	実績	実績	目標
		H27	R2	R13
○世羅WCS生産組合によるWCS用稲の需給調整				
WCS用稲の生産面積(再掲)	ha	31	31	67
WCS用稲の生産量(再掲)	ロール数	3,203	2,905	5,400



[耕畜連携によるWCS用稲の生産]

4 6次産業化による所得向上

【施策の方向性】

- 世羅高原6次産業推進協議会を核として、世羅高原6次産業ネットワークや商工会、飲食組合など、オール世羅の体制で連携を促し、経営ノウハウ等の習得支援、新たな商品や魅力づくり、サービスの創出を図ります。併せてアフターコロナに向けた誘客等も充実させていきます。
- 観光協会や周辺地域との連携によって効果的な情報発信に取り組み、交流人口の増大と販売力の強化を通じて、農業所得の向上、就業機会の拡大を図っていきます。特に「観光振興計画」や「世羅ブランド戦略」などの各種施策との連携を図ることで、農商工連携による相乗効果を発揮できるしくみを作ります。

【施策の取組内容】

(1) 6次産業化、農商工観連携の取組強化

- 農商工観連携による6次産業化の体制づくり
 - ・ 多業種で連携した研修会や新商品開発等の活動支援
 - ・ 観光協会等との連携による情報発信力の強化
- 新商品開発等支援
 - ・ 新商品開発等に係る支援（指導、助言）
 - ・ 加工施設等導入、経営改善等に係る支援（総合化事業計画の認定、実施支援等）
- ブランド力・知名度の向上
 - ・ 加工品を含む商品のブラッシュアップ支援
 - ・ 県内、県外へのPR、販路拡大支援

(2) イベント、産直市等を通じた交流の拡充

- 販売・交流促進
 - ・ 産直市場、農家民宿等を活用した交流促進
 - ・ 交流イベントの実施支援

【施策の評価指標(目標)】

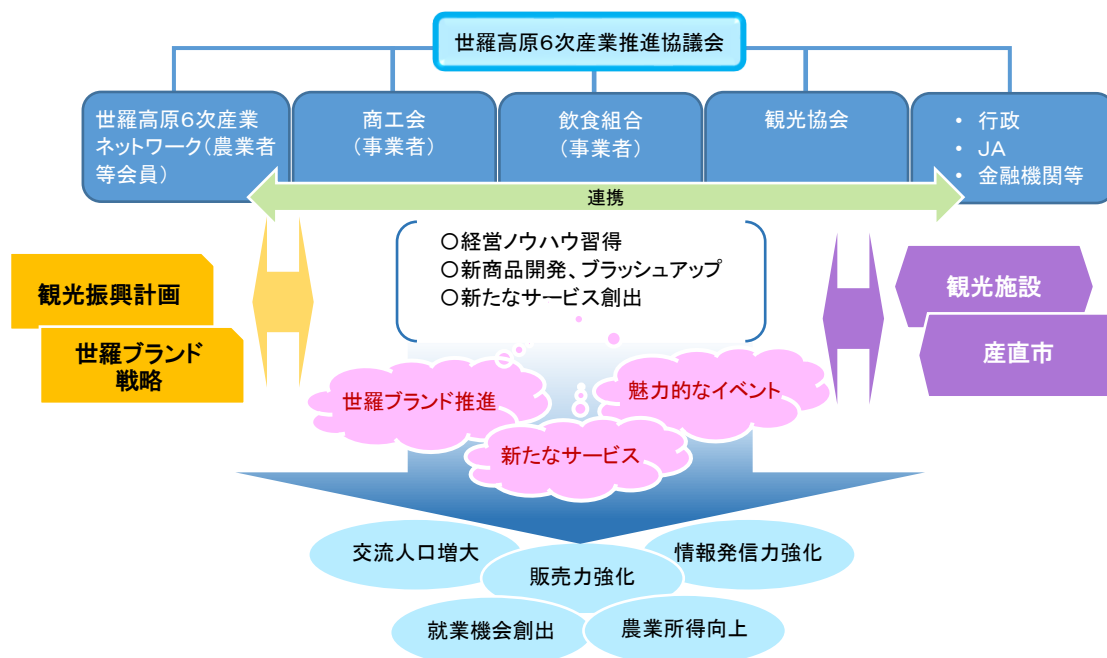
(1) 6次産業化、農商工観連携の取組強化

評価項目	単位	実績	目標
		R2	R13
○農商工観連携取組強化			
研修会等の実施	件	-	10
連携による新商品開発(累計)	件	-	2
○総合化事業計画等、事業実施支援			
支援事業者数(累計)	件	4	10

(2) イベント、産直市等を通じた交流の拡充

評価項目	単位	実績	目標
		R2	R13
○農業観光事業の拡大			
観光客数の増加	万人	142	169
観光客の消費額の増加	円/人	1,023	1,400

〈 6次産業化の推進体制 〉



第7章

良好な生産環境の保全と 多様な資源の活用促進

1 有害鳥獣による農作物被害の防止

【施策の方向性】

- 従来から取り組んでいる「侵入防止柵の整備と管理の徹底」、「効率的な捕獲」及び餌場の解消等、「生息し難い、出没し難い環境づくり」等の基本的な対策について、実施隊の増員とともに総合的に進めていきます。
- 個体数調査に基づく効果的な対策、ワナの監視や遠隔操作等、労働力の負担軽減等、ICT技術の活用とともに集落ぐるみによる効果的な対策を促進します。

【施策の取組内容】

(1) 総合的な鳥獣被害防止対策の実施

- 環境改善、侵入防止・捕獲体制の強化
 - ・ 侵入防止柵の設置助成拡充（補助の増額）
 - ・ 対策支援員による指導体制の強化（柵の設置、管理方法等の指導）
- 実施隊の増員等の実施
 - ・ 個人捕獲の増員対策の強化（実施隊の後継者育成、掘り出し）

(2) 集落活動による農村資源の適正管理

- 集落ぐるみによる一体的な防止対策の普及、啓発
 - ・ 調査に基づく対策強化（出没・被害状況の地図化、ドローンによる個体数調査）
 - ・ ICT等のスマート技術を活用した効果的な対策の検討、普及（ワナの監視、開閉遠隔操作等）

【施策の評価指標(目標)】

(1) 総合的な鳥獣被害防止対策の実施

評価項目	単位	実績	実績	目標
		H27	R2	R13
○捕獲体制の強化				
捕獲体制強化(実施隊員数)	人	42	46	47
捕獲頭数	頭	576	1,275	1,240
被害面積	ha	62.6	33.8	26
被害額	百万円	35.2	31.2	19.5

(2) 集落活動による農村資源の適正管理

評価項目	単位	実績	実績	目標
		H27	R2	R13
○地域ぐるみによる一体的な鳥獣被害防止対策の推進				
モデル地区数(累計)	地区	1	7	7

～ICT技術等活用と地域ぐるみによる鳥獣被害防止対策の強化～



2 農業生産基盤の整備と維持・保全

【施策の方向性】

- 担い手の育成や集落法人間連携の促進とともに生産性向上に向け、水田や樹園地等に係る生産基盤整備を計画的に進めます。
- 農地・農業用施設の維持保全については、中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払等を活用し、集落ぐるみによる取組を推進します。
- 農地の保全、高度利用を促すため、人・農地プランの実質化に向けた集落の話し合い等を促進します。

【施策の取組内容】

(1) 農業生産基盤(ほ場、ため池、灌漑施設等)の整備

- 生産性の高い農業生産基盤の整備支援
 - ・ 担い手育成、集落法人間連携等にともなう生産基盤の整備

(2) 農地の保全と水田の畑地利用等の促進

- 農村資源の良好な管理等支援
 - ・ 中山間地域等直接支払制度、多面的機能支払制度等の活用促進
 - ・ 施設の長寿命化等に向けた取組強化のための広域化や組織間連携の推進
- 農地の高度利用支援
 - ・ 人・農地プランの実質化に向けた調整、話し合い等の促進
 - ・ 農地中間管理事業等を活用した担い手への農地集積の推進

【施策の評価指標(目標)】

(1) 農業生産基盤(ほ場、ため池、灌漑施設)の整備

評価項目	単位	実績	実績	目標
		H27	R2	R13
○生産性の高い農業生産基盤の整備支援 ほ場整備率	%	79.5	81.8	83.4



[集落ぐるみによる農村資源の維持、管理]

3 安全・安心な地域農業の確立

【施策の方向性】

- 脱炭素社会の実現、環境保全型農業（減化学肥料・減化学合成農薬）が世界の潮流になっていくなかで、農業による環境負荷低減の取組を推進することとし、国等の技術開発の進捗等を踏まえ、収益性の向上も念頭に、新たな技術導入や生産資材の見直し等について関連施策の活用とともに推進していきます。
- 消費者の基本的な要請として、また、生産者の責務として、安全、安心な農産物の生産・供給に向け、肥料農薬の適正使用及び管理の徹底を図り、産直市等を通じた生鮮農産物の供給や農産加工食品の表示等適正化、食品衛生法等の関係法令の周知と遵守の徹底を図ります。さらに、実需者ニーズに応え、国際水準GAP認証の取得を推進します。

【施策の取組内容】

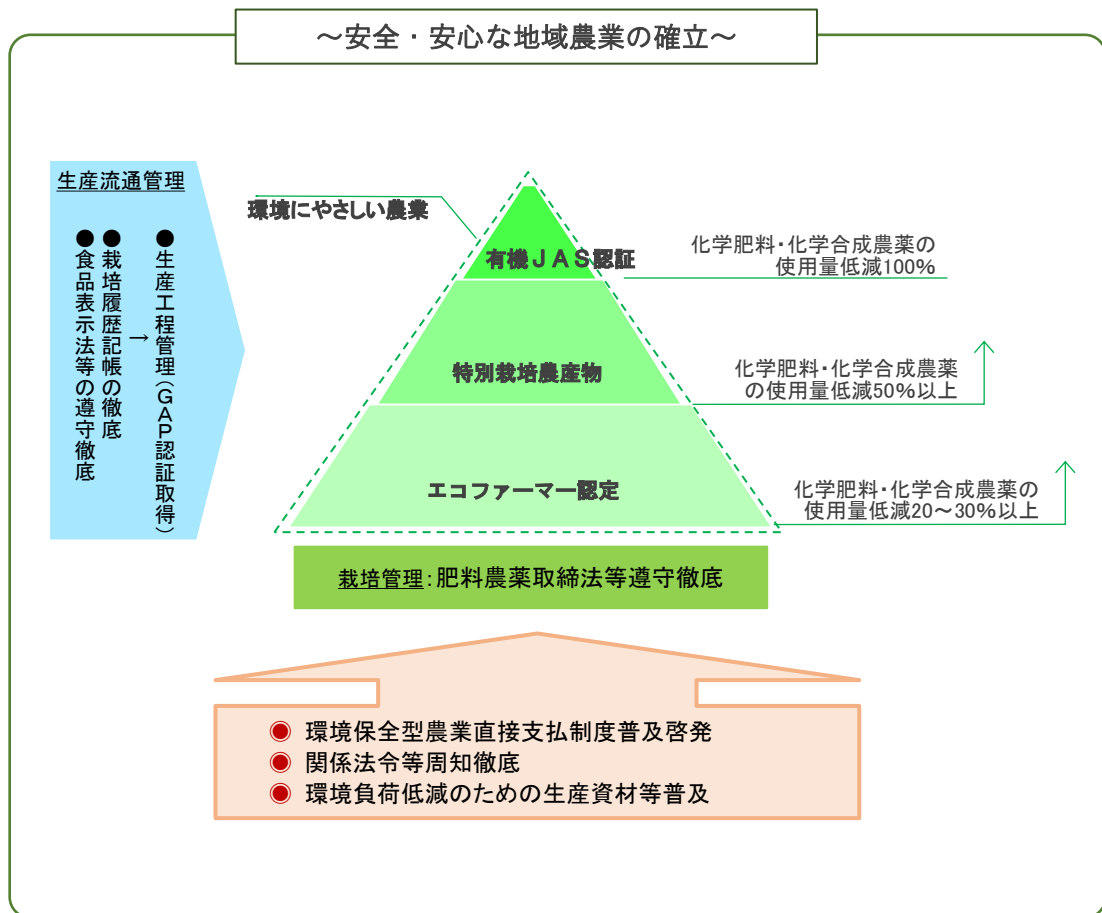
(1) 環境にやさしい、安全・安心な農業の推進

- 環境にやさしい農業の推進（環境保全型農業等の推進）
 - ・ 特別栽培農産物認証（安心！広島ブランド）の拡大支援（化学肥料、化学合成農薬の使用低減のための技術普及等）
 - ・ 環境負荷低減のための資材等活用普及
 - ・ 環境保全型農業直接支払制度の普及、啓発
- 肥料農薬等適正使用及び管理の徹底
 - ・ 肥料農薬取締法の周知及び指導等実施
 - ・ 栽培履歴等記帳の徹底
 - ・ 国際水準GAP認証取得の推進（果樹、野菜等）
- 食品表示等関係法令等の周知、遵守の徹底
 - ・ 食品表示等関係法令の周知等徹底（広報活動、研修、講習会等の開催）

【施策の評価指標(目標)】

(1) 環境にやさしい、安全・安心な農業の推進

評価項目	単位	実績	実績	目標
		H27	R2	R13
○環境保全型農業				
環境保全型農業直接支払	件数	5	9	20
〃	面積(ha)	53.6	103.0	200



第8章 新たな農業の展開

1 持続的な生産体制の構築

【施策の方向性】

- 集落営農等の持続的な発展に不可欠な人材の確保、収益力向上、効率的な生産と組織体制強化に向けた取組を地域の実情を踏まえ総合的に推進、支援に取り組みます。
- 高齢化、労働力不足が進むなかで、農作業等の省力化や軽労化、経営・栽培管理等の高度化による生産性向上を図るため、スマート農業技術を効果的に導入し普及するための体制整備を進めます。特に、技術の実証や普及とともに、スマート技術を使いこなすための人材育成等も含め総合的に推進します。

【施策の取組内容】

(1) 持続的な地域農業の構築

- 新たな集落営農組織に向けた検討
 - ・ 先進的な技術等の知見や多様な発想力による新たな集落営農の取組の展開
 - ・ 持続的な経営に不可欠な人材を雇用できる経営基盤の構築を支援

(2) スマート農業の導入、実用化の推進

- 新たな技術（AI、ICT、ロボット技術等活用した省力化、高精度化技術）の普及推進体制整備
 - ・ 国、県が進める実証実験への取組
- スマート農業技術等導入促進
 - ・ スマート農業機械導入の支援

(1) 持続的な地域農業の構築

(2)スマート農業の導入、実用化の推進

～スマート農業技術の導入推進(軽労化、省力化、見える化、高精度化)～

- スマート農業技術の実証等
- スマート農業技術（機械設備等）導入促進（環境・条件整備、人材育成、体制整備等）



〈無線草刈機〉



A schematic diagram of a robotic welding system. A robotic arm with a vertical column and a horizontal arm is positioned over a blue rectangular workpiece. The arm's end effector is a welding torch, which is shown with a blue flame or arc at the point of contact with the workpiece. A black cable or hose is connected to the side of the robotic arm.

〈堆肥の運搬散布作業〉

農作業管理の効率化、見える化
(集落営農の連携・広域化等)

〈栽培環境データ管理（見える化）〉

基礎資料



基礎資料

1 国内農業の動向

表1-1 農業経営体等の推移

単位:千経営体

	平成22年	平成27年	令和2年
農業経営体	1,679	1,377	1,076
個人経営体	1,648	1,344	1,037
団体経営体	31	33	38.4

資料:農林業センサス

注) 個人経営体は、H27以前は家族経営体

団体経営体は、H27年以前は組織経営体

表1-2 年代別基幹的農業従事者数の推移

単位:人

	15～29歳	30～34	35～39	40～44	45～49	50～54	55～59	60～64	65～69
平成22年	31,479	28,337	36,226	47,143	73,628	116,876	192,811	271,460	303,060
平成27年	24,051	26,010	33,676	40,756	49,548	76,064	124,790	241,833	305,596
令和2年	16,064	20,252	30,219	37,702	43,231	50,169	76,733	140,047	252,668

(つづき)

	70～74	75～79	80～84	85歳以上
平成22年	361,017	332,611	191,605	65,184
平成27年	284,900	274,508	188,340	86,696
令和2年	264,193	196,217	144,412	91,131

資料:農林業センサス

表1-3 経営耕地規模別面積割合

単位:%

	1ha未満	1～5	5～10	10～20	20～30	30～50	50～100	100ha以上
平成22年	14.4	34.2	9.7	9	6.5	9.4	10.7	6.1
平成27年	11.9	30.2	10.3	10.1	7.2	10.3	11.8	8.2
令和2年	9.4	25.1	10.2	11	8.1	11.8	13.4	11.1

資料:農林業センサス

表1-4 販売金額規模別経営体数の増減率

単位:%

	H22/H17	H27/H22	R2/H27
1000万円未満	-14.6%	-18.5%	-24.0%
1000万円～5000万円未満	-13.8%	-8.1%	-2.1%
5,000万円～3億円未満	-0.8%	13.3%	22.6%
3億円以上	17.1%	32.0%	23.8%

資料:農林業センサス(販売無しの経営体は含まず)

表1-5 部門別農産物販売金額規模別経営体数の割合

単位: %

	稲作	果樹	露地野菜	施設野菜	肉用牛	酪農
100万円未満	68.5%	35.4%	34.9%	10.5%	9.3%	3.3%
100～500万円	25.1%	42.5%	36.1%	26.5%	36.0%	2.4%
500～1千万円	3.6%	13.9%	12.9%	20.8%	17.4%	4.9%
1～3千万円	2.3%	7.7%	12.1%	33.1%	19.5%	27.6%
3～5千万円	0.4%	0.4%	2.5%	4.8%	6.4%	26.8%
5千万～1億円	0.1%	0.1%	1.1%	2.9%	5.1%	22.8%
1億円以上	0.0%	0.1%	0.4%	1.3%	6.4%	12.2%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

資料: 農林水産省「農業構造動態調査」2019年

表1-6 部門別農業産出額の推移

単位: 億円

	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和元年
米	30,781	38,299	31,959	31,861	23,210	19,469	15,517	14,994	17,426
畜産	32,187	32,531	31,303	25,204	24,596	25,057	25,525	31,179	32,107
花	1,719	2,302	3,845	4,360	4,466	4,043	3,512	3,529	3,264
果樹	6,916	9,383	10,451	9,140	8,107	7,274	7,497	7,838	8,399
野菜	19,037	21,104	25,880	23,978	21,139	20,327	22,485	23,916	21,515
その他	11,985	12,676	11,489	9,955	9,777	8,949	5,578	6,523	6,227
合計	102,625	116,295	114,927	104,498	91,295	85,119	81,214	87,979	88,938
価格指数	101.8	105.2	108.0	104.6	91.4	91.2	92.9	100.0	109.3

資料: 農林水産省「生産農業所得統計」、「農産物類別年次別価格指数」

注) その他は麦類、雑穀、豆類、いも類、工芸農作物、その他作物、加工農産物

表1-7 家族類型別世帯数の推移(推計)

単位: 万世帯

	単身世帯	夫婦のみ の世帯	夫婦と子 の世帯	ひとり親と 子の世帯	その他の 世帯	総世帯
平成7年	1,124	762	1,503	311	690	4,390
平成12年	1,291	884	1,492	358	654	4,678
平成17年	1,446	964	1,465	411	621	4,906
平成22年	1,678	1,024	1,444	452	585	5,184
平成27年	1,842	1,076	1,434	477	504	5,333
令和2年	1,934	1,110	1,413	502	451	5,411
令和7年	1,996	1,120	1,369	514	412	5,412
令和12年	2,025	1,114	1,312	514	383	5,348
令和17年	2,023	1,096	1,247	507	358	5,232
令和22年	1,994	1,072	1,182	492	335	5,076

資料: 総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(全国推計)2017(平成29)年1月推計」

注1) 国勢調査における「単独世帯」を「単身世帯」と表記

注2) 平成17(2005)年までは旧家族類型の数値

注3) 平成22(2010)年の「その他の世帯」には、家族類型不詳世帯を含む

表1-8 国民一人あたり品目別消費量(kg/人・年)

単位:kg

	米	野菜	果実	畜産物
昭和35年	114.9	99.7	22.4	32.0
昭和45年	95.1	114.2	38.1	76.8
昭和55年	78.9	112.0	38.8	101.7
平成2年	70.0	107.8	38.8	125.3
平成12年	64.6	101.5	41.5	139.9
平成22年	59.5	88.1	36.6	132.0
平成27年	54.6	90.7	34.9	138.7
平成28年	54.4	88.6	34.4	139.8
平成29年	54.1	90.0	34.2	143.5
平成30年	53.8	89.9	35.6	146.7

資料:農林水産省「食料需給表」

表1-9 農畜産物の国内消費仕向量と国内生産量の推移

単位:千トン

	消費 (野菜)	生産 (野菜)	消費 (牛肉)	生産 (牛肉)
昭和35年	11,739	11,742	147	141
昭和45年	15,414	15,328	315	282
昭和55年	17,128	16,634	597	431
平成2年	17,394	15,845	1,095	555
平成12年	16,826	13,704	1,554	521
平成22年	14,508	11,730	1,218	512
平成27年	14,776	11,856	1,185	475
平成28年	14,468	11,598	1,231	463
平成29年	14,654	11,549	1,291	471
平成30年	14,767	11,468	1,331	476

資料:農林水産省「食料需給表」

表1-10 農林水産関係被害額の推移

単位:億円

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
被害額	875	933	3,214	1,890	2,008	3,126	1,107	2,585	2,460

(つづき)

	平成30年	令和元年	令和2年
被害額	5,138	4,999	2,473

資料:農林水産省

注) H23の東日本大震災(23,841億円)、H28の熊本地震(1,771億円)、H30の北海道胆振東部地震(1,145億円)を除く
農林水産関係の自然災害の被害額

表1-11 訪日外国人旅行者数の推移

単位:万人

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
旅行者数	1,341	1,974	2,404	2,869	3,119	3,188	412

資料:農林水産省「食料・農業・農村白書」

注) 令和2年の数値は暫定値

表1-12 家計支出(令和2年/令和元年(2月～2月比較))

	家計支出	食料支出	米類	パン	生鮮野菜	生鮮果物	牛乳	乳製品	肉類
令和2年2月	1.009	1.063	1.071	1.036	1.006	1.035	1.061	1.098	1.061
3月	0.948	0.993	1.167	0.968	1.090	1.057	1.092	1.119	1.111
4月	0.893	0.957	1.128	0.940	1.219	1.057	1.132	1.218	1.209
5月	0.840	0.969	1.080	0.991	1.204	1.081	1.100	1.168	1.240
6月	0.995	1.004	1.051	0.967	1.106	1.040	1.069	1.093	1.118
7月	0.930	0.996	1.098	0.966	1.157	0.983	1.022	1.090	1.142
8月	0.936	0.992	1.101	0.954	1.262	1.087	1.042	1.120	1.148
9月	0.901	0.989	1.033	0.991	1.080	0.976	1.015	1.039	1.089
10月	1.021	1.037	0.890	1.001	1.091	1.088	1.005	1.033	1.100
11月	1.007	1.022	0.946	0.985	1.076	1.059	1.055	1.035	1.103
12月	0.983	0.995	1.003	0.997	1.040	1.060	1.019	1.063	1.083
令和3年1月	0.939	0.983	1.063	1.019	1.141	1.142	1.049	1.087	1.138
2月	0.935	0.965	0.875	0.972	1.081	1.048	0.992	1.008	1.034

(つづき)

	調理食品	一般外食	喫茶	飲酒	学校給食
令和2年2月	1.108	1.040	1.157	1.132	1.049
3月	1.037	0.691	0.724	0.484	0.863
4月	0.992	0.341	0.284	0.100	0.692
5月	1.027	0.417	0.332	0.121	0.361
6月	1.046	0.670	0.583	0.378	0.660
7月	1.011	0.720	0.649	0.475	0.986
8月	1.018	0.656	0.668	0.366	1.326
9月	1.020	0.772	0.739	0.468	1.020
10月	1.031	0.972	0.887	0.646	0.834
11月	1.038	0.859	0.800	0.431	1.006
12月	1.064	0.691	0.691	0.183	0.835
令和3年1月	1.067	0.560	0.573	0.093	0.786
2月	1.045	0.673	0.750	0.164	0.910

資料:家計調査(当年支出額÷前年支出額)(令和元年2月～令和2年2月と令和2年2月～令和3年2月の一人当たり支出額を比較)

注) 一般外食は、外食から喫茶、飲酒を除いたもの

表1-13 インターネットによる食料品の支出

単位:円/人

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
平成30年	362	330	351	330	372	378	392	387	442
令和元年	478	462	445	452	457	447	435	433	458
令和2年	520	508	570	757	829	790	748	710	729

(つづき)

	10月	11月	12月
平成30年	439	488	655
令和元年	439	487	696
令和2年	751	833	1098

資料:家計消費調査報告(2人以上世帯)

2 世羅町の概要

表2-1 産業別生産実額の推移

単位：百万円

	平成18年	平成21年	平成24年	平成27年	平成30年
1次	5,278	5,270	5,592	5,850	6,513
農業	4,975	5,084	5,432	5,692	6,345
林業、水産業	303	186	160	158	168
2次	13,203	12,758	8,049	10,261	13,504
3次	32,675	28,476	27,130	28,437	29,621
総生産	50,567	45,935	40,734	44,392	48,861

資料：市町民経済統計（生産実額）広島県統計課

3 世羅町農業の現状

表3-1 農家数の推移

単位:戸

	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
総農家	2,826	2,486	2,088	1,697
販売農家	2,280	1,783	1,476	1,139
自給的農家	546	703	612	558

資料:農林業センサス

注1) 販売農家:経営耕地面積30%以上または農産物販売金額が50万円以上の農家

注2) 自給的農家:経営耕地面積が30%未満かつ農産物販売金額が年間50万円未満の農家(販売農家と自給的農家の合計が総農家)

表3-2 集落法人設立等の推移

単位:経営体、ha

	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
集落法人設立数(累計)	1	1	2	4	9	10	10	16	20
農地集積面積(累計)	48.5	48.5	95.2	142.2	256.2	275.9	275.9	456.9	532.8

(つづき)

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
集落法人設立数(累計)	25	27	31	33	36	37	38	38	38
農地集積面積(累計)	596.7	613.7	695.9	733.0	780.4	814.8	863.7	889.6	885.2

(つづき)

	平成29年	平成30年	令和元年
集落法人設立数(累計)	38	38	38
農地集積面積(累計)	937	951.5	963.6

資料:町しらべ

表3-3 経営耕地面積と法人経営体の推移

単位:ha、戸、経営体

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
経営耕地面積(総農家)	3,308	3,141	2,912	2,402	2,050	1,806	—
経営耕地面積(経営体)	—	—	—	2,738	2,722	2,753	2,493
総農家数	3,774	3,522	3,262	2,826	2,486	2,088	1,697
農業経営体数	—	—	—	2,326	1,856	1,564	1,223
法人経営体	—	—	—	40	65	80	78

資料:農林業センサス

注) 経営耕地面積(総農家)の令和2年のデータは無し

表3-4 経営耕地面積と借入耕地面積割合の推移

単位:経営体、ha、%

	経営耕地 のある農業 経営体	組織 経営体	経営耕地 面積(借入 除く)	借入耕地 面積	経営耕地 面積	借入耕地 面積率
平成17年	552	40	2,072	666	2,738	24.3%
平成22年	559	64	1,679	1,043	2,722	38.3%
平成27年	497	80	1,463	1,290	2,753	46.9%
令和2年	378	78	1,135	1,358	2,493	54.5%

資料:農林業センサス

表3-5 基幹的農業従事者数の推移

単位:人

	15～19歳	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50～54	55～59
平成22年	—	4	6	12	9	16	15	41	79
平成27年	—	4	8	13	14	14	16	15	61
令和2年	0	5	4	8	14	10	18	15	27

(つづき)

	60～64	65～69	70～74	75～79	80～84	85歳以上
平成22年	251	289	405	442	315	128
平成27年	143	324	274	309	269	157
令和2年	86	190	285	206	167	141

資料:農林業センサス

注1) 農業就業人口:農業従事者のうち、自営農業のみに従事、または、農業とそれ以外の仕事の両方に従事した者で、自営農業が主の者

注2) 基幹的農業従事者:農業就業人口のうち、ふだんの主な状態が仕事(家事等ではない)に従事していた者

表3-6 経営耕地規模別経営体数の推移

単位:経営体

	0.5ha未満	0.5～2ha	2～5ha	5～10ha	10ha以上
平成22年	276	1,392	106	23	35
平成27年	262	1,097	106	30	48
令和2年	219	816	94	21	52

資料:農林業センサス

表3-7 経営耕地規模別経営耕地面積の割合

単位:%

	0.5ha未満	0.5～2ha	2～5ha	5～10ha	10ha以上
平成17年	6%	62%	11%	6%	16%
平成22年	4%	49%	11%	6%	30%
平成27年	4%	38%	11%	8%	40%
令和2年	3%	30%	11%	6%	50%

資料:農林業センサス

表3-8 販売金額規模別経営体数の推移

単位:経営体

	100万円未満	100～500万円	500～1千万円	1～5千万円	5千万円以上
平成22年	1,416	272	36	45	23
平成27年	1,170	192	40	43	22
令和2年	786	214	35	54	26

資料:農林業センサス

表3-9 販売金額規模別販売額の割合

単位:%

	100万円未満	100～1千万円	1～5千万円	5千万円以上
平成17年	11%	14%	13%	62%
平成22年	6%	8%	10%	76%
平成27年	4%	7%	9%	80%
令和2年	3%	6%	12%	79%

資料:農林業センサス

表3-10 部門別農業産出額の推移

単位:百万円

	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成28年
米	3,324	4,431	3,042	3,578	2,530	2,270	2,100	1,730	1,940
畜産	4,273	4,502	5,040	5,152	5,201	5,250	6,200	8,290	7,810
花	28	64	129	127	230	310	403	710	950
果樹	324	651	1,058	1,142	1,020	600	735	820	1,020
野菜	228	275	400	393	380	1,420	1,441	1,410	1,900
その他	588	617	356	256	229	180	851	120	120
合計	8,765	10,540	10,025	10,648	9,590	10,030	11,730	13,080	13,740

(つづき)

	平成29年	平成30年	令和元年
米	2,090	2,030	1,890
畜産	7,910	7,200	5,460
花	860	900	680
果樹	1,000	1,010	1,040
野菜	1,790	1,720	1,960
その他	100	80	90
合計	13,750	12,940	11,120

資料:広島農林水産統計年報、JA尾道市、世羅町

注) H18までは広島農林水産統計年報、H19以降はJA尾道市、世羅町の調査及びセンサスデータによる推計値

表3-11 農業生産(実額)【付加価値額】の推移

単位:百万円、%

	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
農業生産(実額)	5,003	5,253	4,717	4,816	5,065	5,293	4,888	5,192	4,779
農業の割合(%)	8.6	9.3	8.8	8.3	10	10.1	9.5	11	9.8

(つづき)

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
農業生産(実額)	4,973	4,986	5,318	5,452	5,232	5,692	6,443	6,462	6,345
農業の割合(%)	11.1	10.7	12	12.2	12.1	12.8	10.1	12.4	13

資料:広島県統計課

注) 農業生産(実額)は、市町内総生産(実額)のうち農業生産に係るもので、市町における1年間の経済活動(1次・2次・3次産業全て)によって生み出された付加価値を貨幣評価額で表したもののうち、農業部門の評価額を示したもの

4 施策の取組成果と課題

表4-1 新規就農者育成等の推移

単位:人

	平成22年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
世羅産業創造大学	0	19	23	24	25	27	29
自営就農	2	16	19	24	28	31	28
雇用就農	1	28	29	32	35	39	43
累計	3	44	48	56	63	70	71

資料:町しらべ

表4-2 全国の新規就農者数の推移(49歳以下)

単位:人

	合計	親元就農	雇用就農	自営就農
平成22年	17,970	10,910	6,120	940
平成24年	19,280	10,540	6,570	2,170
平成26年	21,860	13,240	5,960	2,650
平成28年	22,050	11,410	8,170	2,470
平成29年	20,760	10,090	7,960	2,710
平成30年	19,290	9,870	7,060	2,360
令和元年	18,540	9,180	7,090	2,270

資料:農林水産省「新規就農者数調査」

表4-3 経営形態別認定農業者数の推移

単位:経営体

	平成22年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
認定(個人)	61	72	64	58	56	51	43
認定(法人)	62	76	74	75	75	76	76
認定(新規)	0	5	4	8	7	7	8

資料:町しらべ

注)個人は個人経営体、法人は法人経営体、新規は認定新規就農者から個人経営体に移行したもの

表4-4 担い手への農地(田)集積面積及び集積率

単位:%、ha

	平成22年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
集積面積(田)	964	1,162	1,169.8	1,227.3	1,249.4	1,270.5	1,230.9
集積面積(集落法人・田)	672	890	885.2	937.0	951.5	963.6	912
農地集積率	34%	43%	43%	45%	46%	46%	44.9%

資料:町しらべ

表4-5 米の生産面積等の推移

単位:ha、経営体

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
作付面積	1,810	1,763	1,744	1,781	1,780	1,770
経営体数	1,898	1,791	1,678	1,596	1,505	1,468

資料:経営体数は町しらべ、生産面積は農林水産省「作物統計調査」

表4-6 せら高原こだわり米(特裁米)の生産面積等の推移

単位:ha、t

	平成22年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
生産面積	50	189	210	208	201	191	166
生産量	250	931	1,033	1,003	988	920	809

資料:町しらべ

表4-7 大豆の生産面積等の推移

単位:ha、経営体

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
作付面積	107	89	85	65	59	60
経営体	56	62	59	40	38	41

資料:町しらべ

表4-8 麦の生産面積等の推移

単位:ha、経営体

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
作付面積	46	41	41	45	44	49
経営体数	20	20	16	18	15	14

資料:町しらべ

表4-9 WCS用稲の生産面積等の推移

単位:ha、経営体

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
作付面積	31	39	41	35	35	31
経営体数	23	26	24	24	17	15

資料:町しらべ

表4-10 飼料用米の生産面積等の推移

単位:ha、経営体

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
作付面積	56	67	69	45	37	31
経営体数	32	42	43	25	16	16

資料:町しらべ

表4-11 キャベツの生産面積等の推移

単位:ha、t

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
作付面積	15.0	29.5	35.0	33.0	26.5	27.8	35.0	35.6	36.1
生産量	480	944	764	760	705	870	804	829	1,140

(つづき)

	令和元年	令和2年
作付面積	28.1	30.1
生産量	886	959

資料:町しらべ

表4-12 アスパラガスの生産面積等の推移

単位:ha、t

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
作付面積	21.0	19.0	22.0	19.0	19.0	18.0	17.7	16.0	14.9
生産量	146.0	130.0	130.0	129.0	115.0	105.0	100.0	83.0	85.0

(つづき)

	令和元年	令和2年
作付面積	13.6	12.6
生産量	87.0	76.0

資料:町しらべ

表4-13 白ねぎの生産面積等の推移

単位:ha、t

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
作付面積	1.7	2.5	3.5	3.7	3.7	4.1	4.7
生産量	11.0	23.0	50.0	60.0	60.0	82.0	94.0

資料:町しらべ

表4-14 ぶどうの生産面積等の推移(生食用+醸造用)

単位:ha、t

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
栽培面積	17.55	17.55	17.46	17.89	17.89	13.00
生食用	9.08	9.08	8.99	8.98	8.98	8.98
醸造用	8.47	8.47	8.47	8.91	8.91	8.91
生産量	176.20	180.40	185.40	189.90	199.30	183.70

資料:町しらべ

表4-15 梨の生産面積等の推移

単位:ha、t

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
作付面積	87.2	82.0	82.0	83.6	81.0	84.1
生産量	1412.0	1656.0	1884.0	1634.0	1923.0	1442.0

資料:町しらべ

表4-16 肉用肥繁殖の飼養頭数等の推移

単位:頭

	平成22年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
頭数	180	125	180	206	214	228	207

資料:広島県東部畜産事務所しらべ

表4-17 肉用肥育牛の飼養頭数等の推移

単位:頭

	平成22年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
頭数	2,921	2,571	2,366	2,328	2,507	2,438	2,515

資料:広島県東部畜産事務所しらべ

表4-18 乳用牛の飼養頭数等の推移

単位:頭

	平成22年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
頭数	1,152	1,301	1,376	1,629	1,351	1,375	1,563

資料:広島県東部畜産事務所しらべ

表4-19 豚の飼養頭数等の推移

単位:頭

	平成22年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
頭数	16,757	20,456	17,953	18,600	19,611	19,240	20,561

資料:広島県東部畜産事務所しらべ

表4-20 採卵鶏の飼養羽数等の推移

単位:千羽

	平成22年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
羽数	1,179	1,407	1,461	1,616	1,484	1,031	1,502

資料:広島県東部畜産事務所しらべ

表4-21 世羅町の6次産業化実績

単位:千人、百万円

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
入込客数	1,890	1,797	1,698	1,631	1,540	2,272	2,265	2,192	2,108
売上金額	1,674	2,055	2,167	2,344	2,191	2,130	2,137	2,284	1,982

(つづき)

	令和元年	令和2年
入込客数	2,293	1,786
売上金額	1,811	2,160

資料:観光入込客数(広島県)、6次NW会員施設の売上(世羅町)

表4-22 農家民宿宿泊者数及び売上高の推移

単位:人、千円

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
宿泊者数	106	133	205	124	118	30
売上高	800	820	1,434	689	801	237

資料:町しらべ

表4-23 有害鳥獣による農作物被害額、被害面積、有害鳥獣捕獲数、実施隊員数の推移

単位:人、頭、ha、百万円

	平成22年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
実施隊員数	27	42	40	47	47	44	46
捕獲頭数	221	576	689	804	770	1,288	1,275
被害面積	35.6	62.6	34.5	35.9	28.4	32.9	33.8
被害額	29.8	35.2	33.3	30.8	26.9	27.4	31.2

資料:町しらべ

表4-24 地域の農業で困っていること

単位:件数

	一般	中山間	認定
鳥獣被害が多い	156	38	55
高齢化による農地の荒廃	80	22	24
集落活動への参加世帯減少	53	26	29
農業用施設の老朽化	49	14	29
不在地主増による農地の荒廃	27	6	13
特になし	6	1	3
その他	5	2	3

資料:世羅町の農業振興に関するアンケート調査(令和2年7月)

表4-25 中山間地域等直接支払協定数及び面積の推移

単位:ha、地区

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
協定面積	1,535	1,555	1,607	1,627	1,643	1,773	1,787	1,840	1,863
協定数	99	99	103	104	105	112	117	120	122

(つづき)

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
協定面積	1,869	1,723	1,748	1,757	1,753	1,760	1,691
協定数	123	126	127	129	128	127	117

資料:町しらべ

表4-26 多面的機能支払取組組織及び面積の推移

単位:ha、組織

	平成22年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
農地維持	381	1,769	1,789	1,893	1,894	1,875	1,820
資源向上	—	1,720	1,746	1,860	1,861	1,845	1,775
長寿命化	—	1,269	1,383	1,286	1,473	1,469	738
組織	14	68	70	59	51	51	44

資料:町しらべ

表4-27 学校給食への地場産農産物供給率

単位:%

	平成22年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
学校給食への地場産農産物供給率	12%	62%	52%	49%	49%	51%	47%

資料:町しらべ

表4-28 環境保全型農業直接支払の取組

単位:件、ha

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
件数	5	7	7	6	6	9
総面積	53.6	72.48	73.59	66.92	57.24	103

資料:町しらべ

表4-29 世羅町産直市等売上額の推移

単位:百万円

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
甲山いきいき	470	565	582	610	633	661
大見ふれあい	45	44	42	39	37	31
四季園	159	163	163	161	146	154
かめりあ	32	23	25	27	29	27

資料:町しらべ

表4-30 主要産直市への出荷額別農家数(令和元年)

単位:農家、経営体

	30万円 未満	30～50 万円	50～100 万円	100～200 万円	200～300 万円	300～500 万円	500～1000 万円	1000万円 以上
甲山いきいき	122	27	35	28	12	18	13	13
大見ふれあい	80	7	2	1	0	0	0	0
四季園	246	24	29	9	2	5	1	0
合計	448	58	66	38	14	23	14	13

資料:町しらべ

農業振興に係るアンケート調査結果

1 概要

令和2年8月に「一般農家」「中山間地域等直接支払協定地区代表（以下「中山間代表者」）」「認定農業者及び認定新規就農者（以下「認定農業者等」の農業者と町民（非農家）及び企業、世羅高校生を対象として、本町の農業が抱える課題、今後の経営意向や農業振興の施策課題、新たな就農や農業者等との連携等意向について把握しました。

(1)実施期間

令和2年8月3日～8月31日

(2)実施方法

郵送による配布、回収（高校生は世羅高校に依頼）

(3)対象者の抽出及び配布、回収

- ① 一般農家：甲山、世羅、世羅西の各地域120について無作為に抽出、配布
- ② 中山間地域等直接支払協定地区代表者は全ての地区を対象
- ③ 認定農業者等は、認定農業者及び認定新規就農者すべてを対象（令和2年8月時点）
- ④ 町民は、甲山、世羅、世羅西の人口割合で発送数を決め、住民基本台帳から無作為に抽出、配布
- ⑤ 企業は、世羅町商工会会員名簿から食品関連事業者及び建設、流通関係について100事業者を抽出
- ⑥ 高校生は、世羅高校生農業経営学科の1年生、2年生、3年生全てを対象（配布、回収は高校に依頼）

一般農家

	発送数	回収数	回収率
甲山地域	120	68	56.7%
世羅地域	120	76	63.3%
世羅西地域	120	74	61.7%
無回答		1	
合計	360	219	60.8%

中山間代表者

	発送数	回収数	回収率
甲山地域	35	22	62.9%
世羅地域	30	18	60.0%
世羅西地域	31	20	64.5%
無回答		1	
合計	96	61	63.5%

認定農業者等

	発送数	回収数	回収率
甲山地域	40	23	57.5%
世羅地域	53	25	47.2%
世羅西地域	35	20	57.1%
町外	7		
無回答		1	
合計	135	69	51.1%

町民(消費者)

	発送数	回収数	回収率
甲山地域	116	54	46.6%
世羅地域	149	58	38.9%
世羅西地域	50	25	50.0%
無回答		1	
合計	315	138	43.8%

企業

	発送数	回収数	回収率
甲山地域	41	26	63.4%
世羅地域	48	37	77.1%
世羅西地域	11	8	72.7%
合計	100	71	71.0%

高校生

	配布数	回収数	回収率
3年生	26	26	100.0%
1年生	31	31	100.0%
2年生	28	28	100.0%
合計	85	85	100.0%

総計

	発送数	回収数	回収率
総計	1,091	643	58.9%

2 生産者による施策評価

生産者では共通して「鳥獣被害防止対策」、「道路、水路等整備」について現状の施策では満足しておらず、今後の対策についても取組の強化が求められています。また、「農地、農業用施設の保全」や「新規就農者の育成」は、比較的満足度は高いものの、対策強化が求められているという結果となりました。

■これまでどおり継続的な実施が望まれている施策

～満足度は高く、必要性も高い施策～

- 農地、農業用施設保全(中山間代表者、認定農業者等)
- 新規就農者受入(全対象者)
- 地産地消の推進(全対象者)
- 認定新規就農の経営安定(認定農業者等)

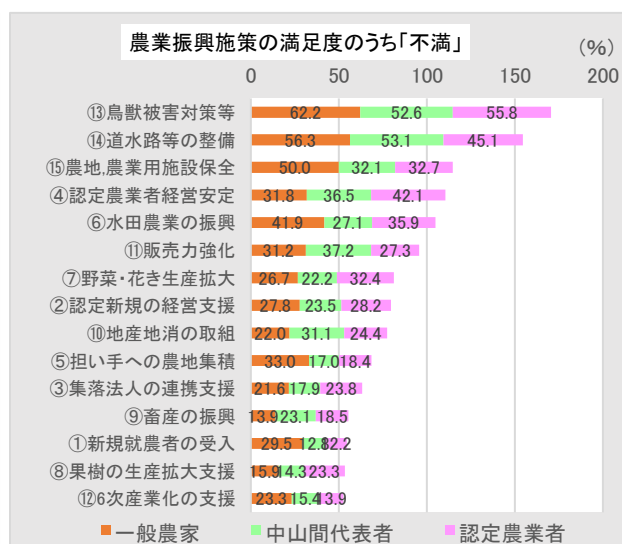
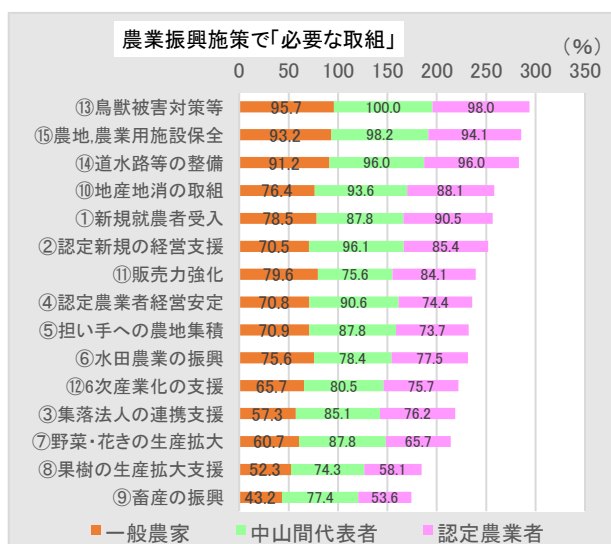
～満足度は低いが一定の必要性が認められる～

- 水田農業の振興(一般農家、中山間代表者)
- 担い手への農地集積(一般農家、認定農業者等)
- 認定農業者の経営安定(全対象者)

■今後の一層の対策が期待される施策

～満足度は低いが必要性は高い施策～

- 鳥獣被害防止対策(全対象者)
- 道路、水路等整備(全対象者)



施策評価等の集計一覧(一般農家、中山間代表者及び認定農業者等)

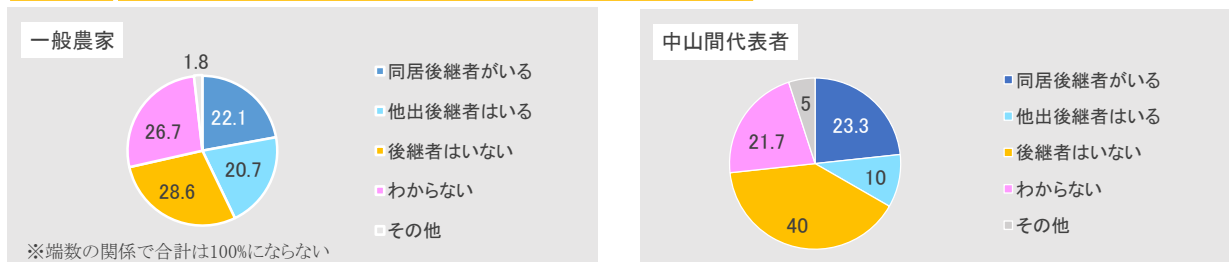
単位: %

	必要			満足			不満		
	一般	認定	中山間	一般	認定	中山間	一般	認定	中山間
⑬鳥獣被害対策等	95.7	100.0	98.0	14.9	19.3	13.5	62.2	52.6	55.8
⑮農地、農業用施設維持保全	93.2	98.2	94.1	23.6	32.1	32.7	50.0	32.1	32.7
⑭道路、水路等の施設整備等	91.2	96.0	96.0	16.2	8.2	15.7	56.3	53.1	45.1
⑩地産地消の取組	76.4	93.6	88.1	22.0	33.3	29.3	22.0	31.1	24.4
①新規就農者の受入支援	78.5	87.8	90.5	16.4	31.9	34.1	29.5	12.8	12.2
②認定新規就農者の経営安定支援	70.5	96.1	85.4	17.4	33.3	23.1	27.8	23.5	28.2
⑪販売力強化	79.6	75.6	84.1	20.2	16.3	22.7	31.2	37.2	27.3
④認定農業者の経営安定支援	70.8	90.6	74.4	10.9	28.8	15.8	31.8	36.5	42.1
⑤担い手への農地集積	70.9	87.8	73.7	12.5	29.8	21.1	33.0	17.0	18.4
⑥水田農業の生産拡大支援	75.6	78.4	77.5	10.1	20.8	17.9	41.9	27.1	35.9
⑫6次産業化の支援	65.7	80.5	75.7	12.6	30.8	22.2	23.3	15.4	13.9
③集落法人の連携支援	57.3	85.1	76.2	14.7	20.5	21.4	21.6	17.9	23.8
⑦野菜・花きの生産拡大支援	60.7	87.8	65.7	15.6	11.1	20.6	26.7	22.2	32.4
⑧果樹の生産拡大支援	52.3	74.3	58.1	15.9	10.7	13.3	15.9	14.3	23.3
⑨畜産の振興	43.2	77.4	53.6	6.9	7.7	11.1	13.9	23.1	18.5

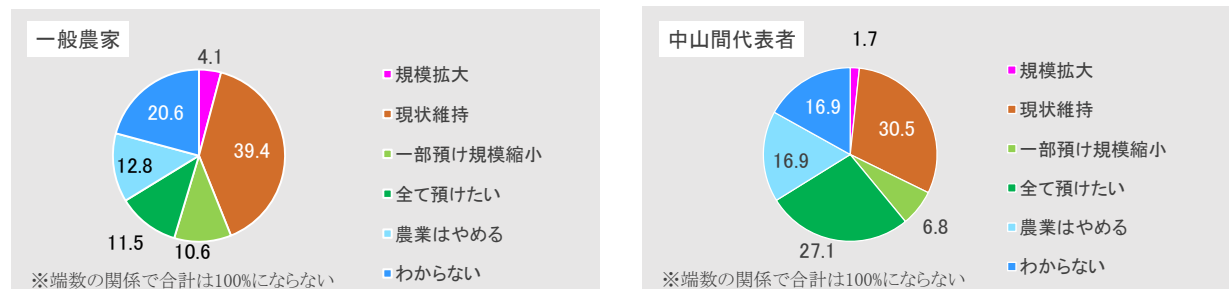
3 一般農家、中山間地域等直接支払協定地区代表者

- 後継者については、約6割の農家で後継者が決まっていない（「後継者はいない」及び「わからない」）状況で、10年後の経営意向については、「縮小」や「他へ預けたい」とする意向が高くなっています。
- 集落営農について、「集落法人設立」の意向が非常に低く（中山間代表者はゼロ）、「大型稲作農家に預ける」、「農作業受委託」等の意向の割合が高いことから、既存の担い手による農地の受け入れ、農作業受託の取組をいかに進めていくかが重要だといえます。

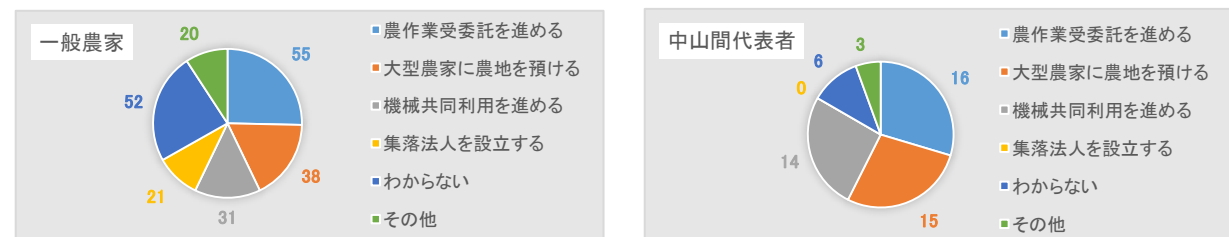
(1) 農業後継者の有無 [%]



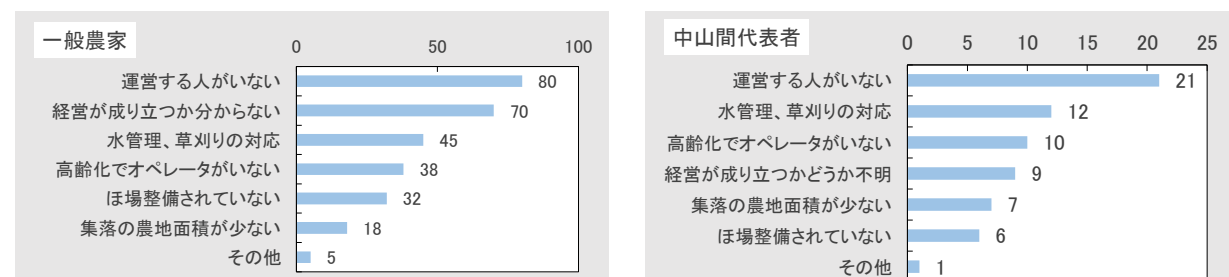
(2) 10年(5年)後の農業経営の意向 [%]



(3) 集落営農等の取組意向 [度数]

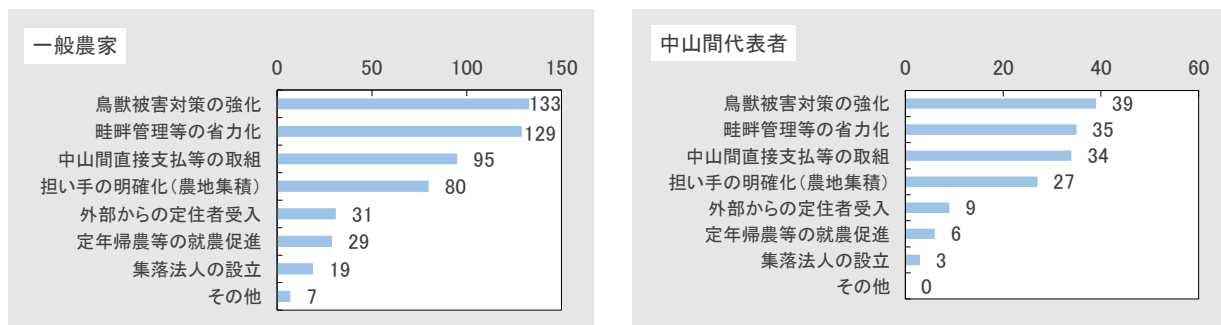


(4) 集落法人設立に際しての問題 [度数]

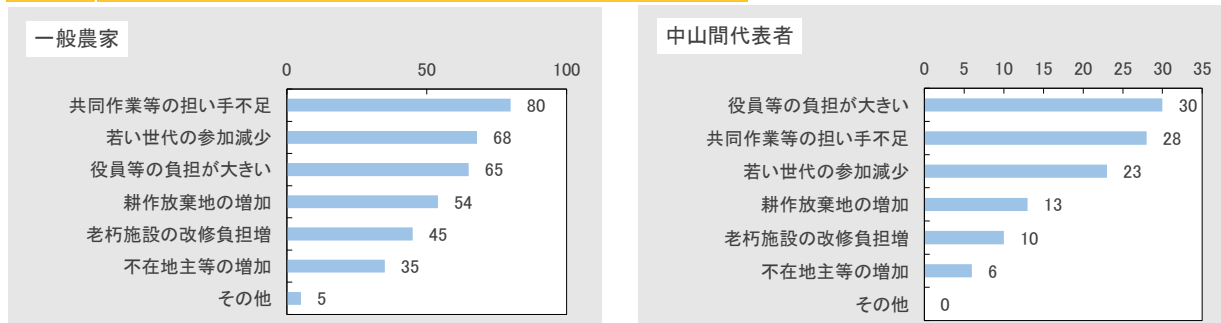


- 農地を含む農村資源の維持に向けた取組では、「鳥獣被害対策」とともに「畦畔管理の省力化」が全体の6割から7割の意見を集約しており、次いで「中山間直払等取組」さらに「担い手への農地集積」（人・農地プラン）を含む4つが上位を占めています。
- また、中山間地域等直接支払については、「役員等事務負担」及び「共同作業の担い手不足」「若い世代の参加」を取組課題として掲げられています。
- 施策評価で「鳥獣被害防止対策」と「農地・農業用施設の維持保全」の取組が重視され、農業生産基盤の整備についても、「用水、排水路の整備」が上位に位置していることから、中山間地域等直接支払（多面的機能支払）制度を通じた農村環境、生産環境の保全対策をより一層強化する必要があります。

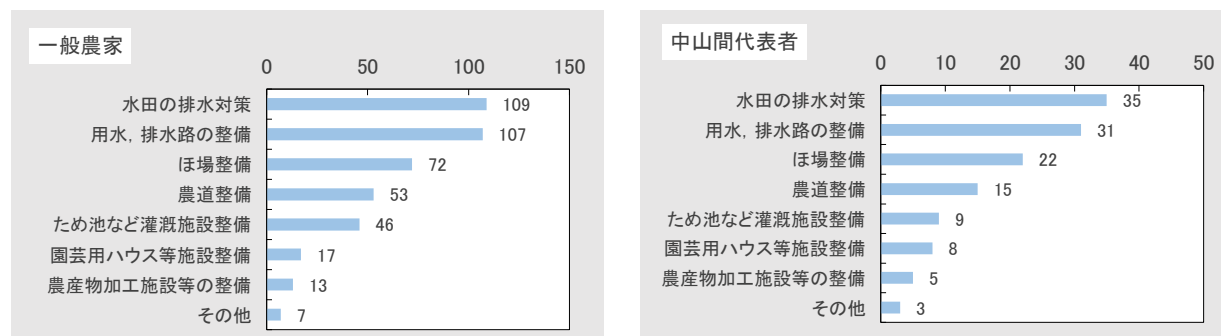
(5) 地域の農地、農業を守るための取組〔度数〕



(6) 中山間地域等直接支払等取組〔度数〕



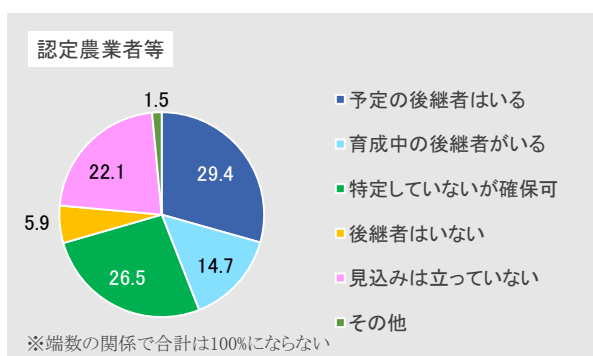
(7) 農業生産基盤の整備〔度数〕



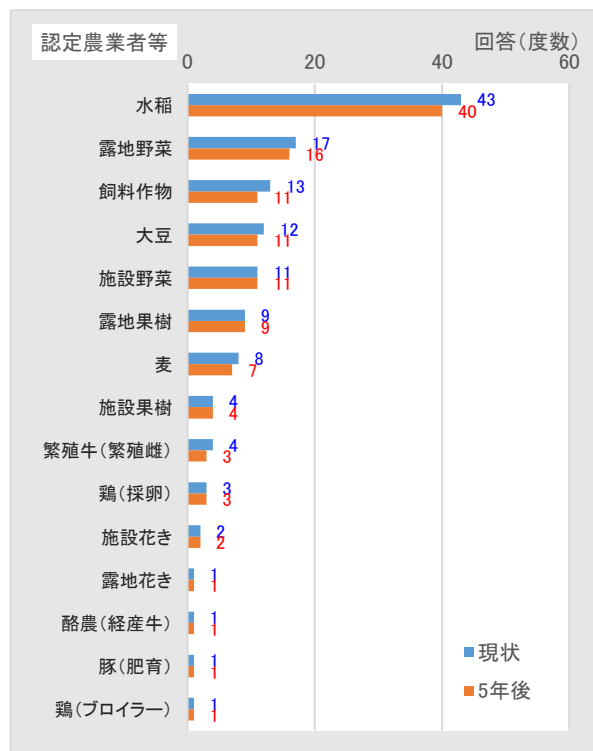
3 認定農業者等

- 後継者については、全体の7割が何らかのかたちで「後継者がいる」と回答しており、「規模拡大」を志向する経営体がある一方で、生産自体を「やめる」とする経営体もみられました。
- 今後の経営については、稲作部門では、縮小と拡大のそれぞれの面積を差し引きすると60ha以上増加する結果となったことから、今後は、経営規模の拡大を志向する経営体にいかに農地を集積し、また、そうした経営体をどのように支援するかが重要な課題だといえます。

(1) 農業後継者の有無 [%]



(2) 10年(5年)後の農業経営の意向 [度数]



【各経営部門の現状と5年後の規模比較】

単位: ha, 頭

経営部門	現状	5年後	差し引き	増減割合
水稻	568	630	62	10.9%
麦	30	31	1	3.3%
大豆	42	39	-3	-7.1%
飼料	36	34	-2	-5.6%
露地野菜	33	33	0	0.0%
施設野菜	16	16	0	0.0%
露地花き	23	30	7	30.4%
施設花き	2	2	0	0.0%
露地果樹	65	75	10	15.4%
施設果樹	18	11	-7	-38.9%
繁殖(雌)	48	71	23	47.9%
酪農	25	40	15	60.0%

注1) 数値は、アンケートに回答した認定農業者等(69人)に係る集計結果

注2) 養鶏、養豚は増減なし

(3) 水田、園芸、畜産の経営課題 [度数]

【園芸部門】

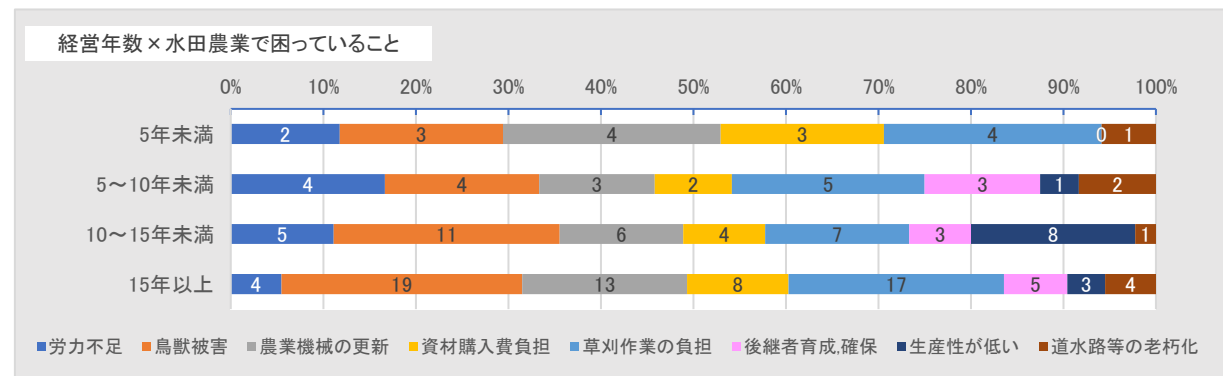
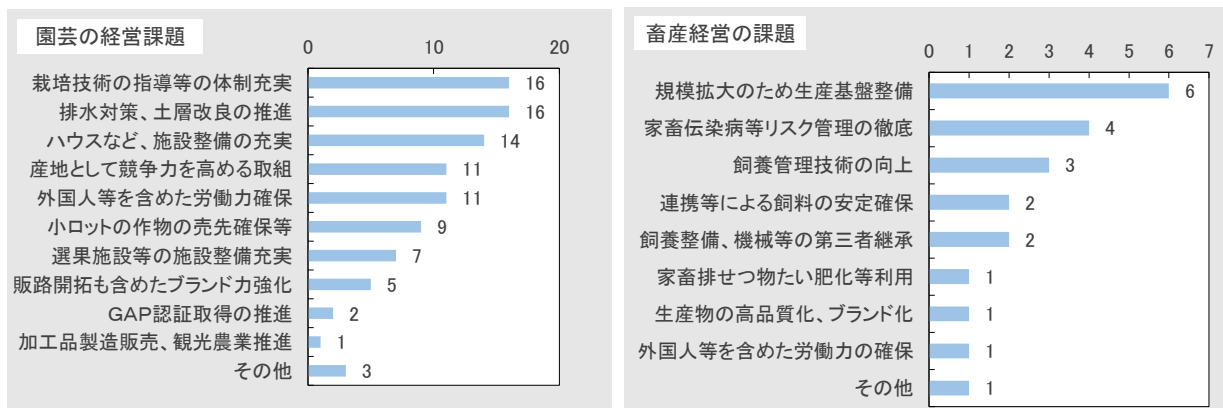
- 経営課題では、「栽培技術等の指導体制」及び「排水対策」が最も多く、次いで「ハウス等施設整備」が続き、先ずは生産性向上に向けた課題解決を重視しています。

【畜産部門】

- 「規模拡大のための生産基盤整備」が最も多く、次いで「家畜伝染病等対策」「飼養管理技術向上」となり、規模拡大・生産性向上とともに経営リスクの低減に関心が高いと思われます。

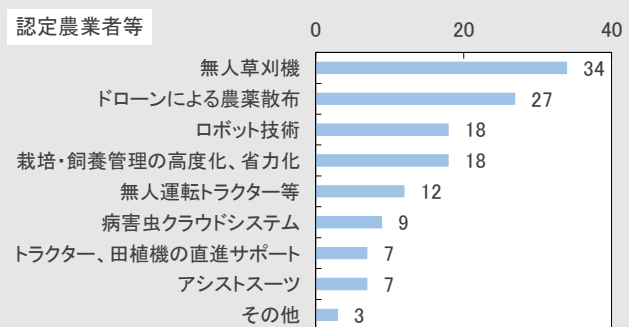
【水田農業】

- 水田農業では、「鳥獣被害」、「畦畔草刈」、「機械更新」の3つに意見が集まっていますが、経営年数5年未満では「機械更新」、5～10年は「労働力不足」、10年以上は「鳥獣被害」が比較的高くなっています。



(4) スマート農業への関心 [度数]

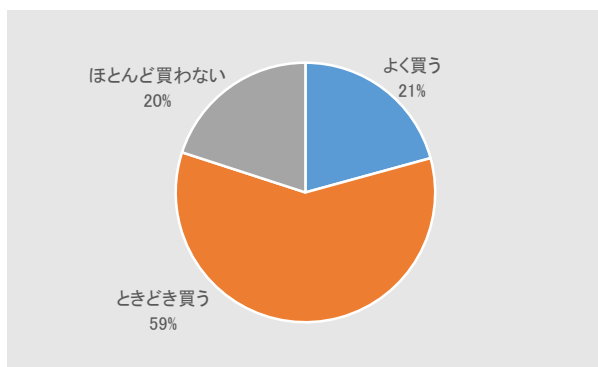
- スマート農業では、経営規模や経営部門によって関心事項は異なるものの、いずれにしても、生産性向上や省力化に直結する技術に関心が高いと思われます。



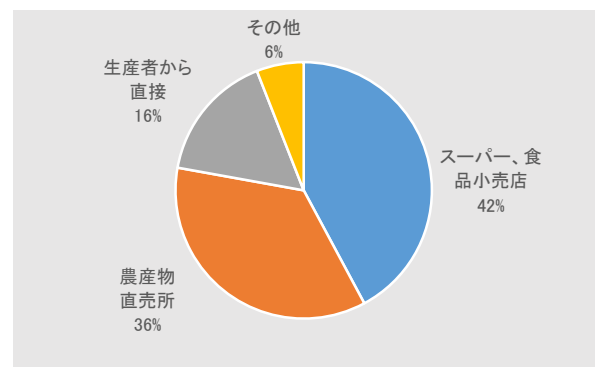
5 町民(消費者)

- 町民の8割は、世羅町産の農産物を購入しており、スーパー等と農産物直売所での購入が多くなっています。
- 農業振興の方向性(期待)としては、「鳥獣被害防止対策」が最も高く、次いで、「新鮮・安全な農産物の供給」、「特産品づくり」と続いています。
- 世羅町の農業振興について、全体の4割が「これまで以上に振興」することを期待している結果となりました。

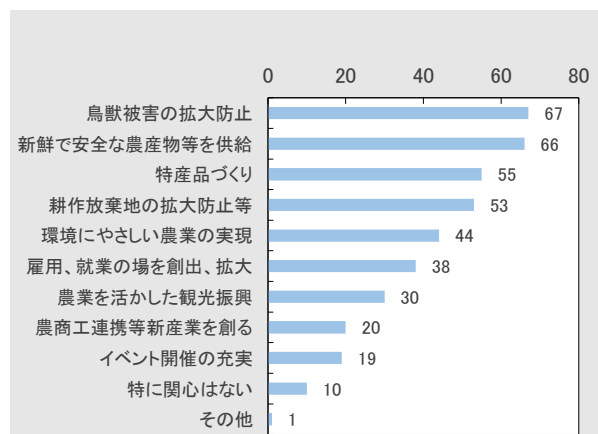
(1) 世羅町産農産物の購入頻度 [%]



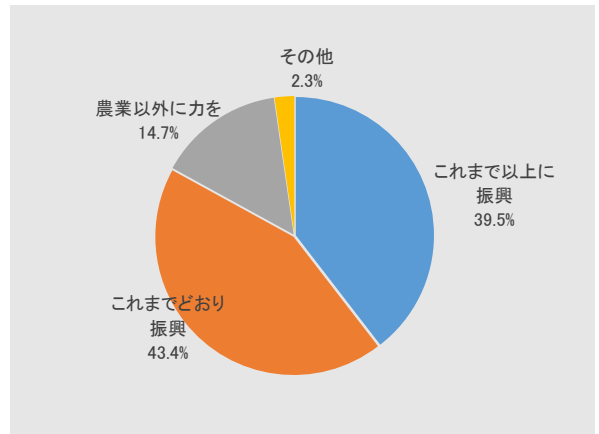
(2) 世羅町産農産物の購入方法 [%]



(3) 世羅町農業振興の方向性 [度数]



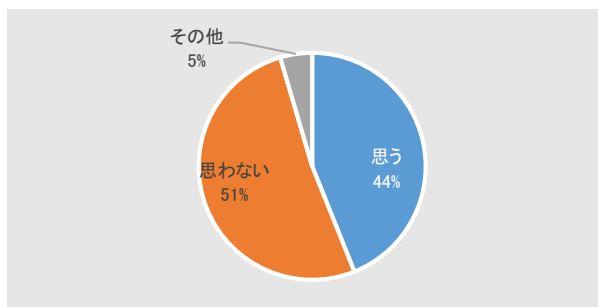
(4) 世羅町の農業振興について [%]



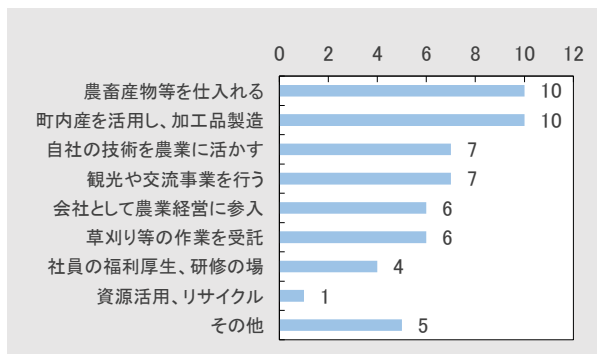
6 企業

- 回答のあった70事業者のうち、8割に相当する57事業者から、何らかの意味で地域農業に「関心がある」と回答しました。
- 具体的な関わり方については、「農産物の仕入」(19)、「加工品製造」(10)のほか、「自社技術の活用」及び「観光交流」(各7)、「農業参入」(6)、「草刈の作業受託」(6)、「社員研修」(4)などとなっています。

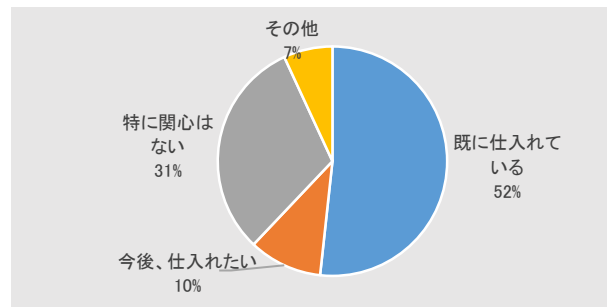
(1) 地域農業への関心 [%、度数]



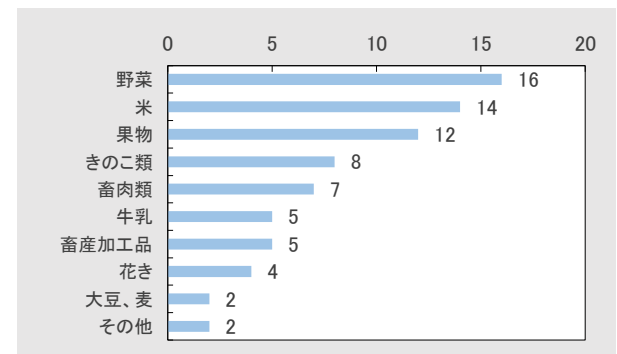
関心のある部門



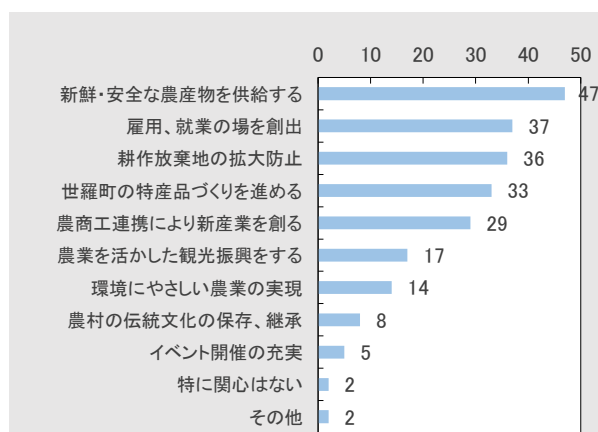
(2) 世羅町産農産物等の仕入 [%、度数]



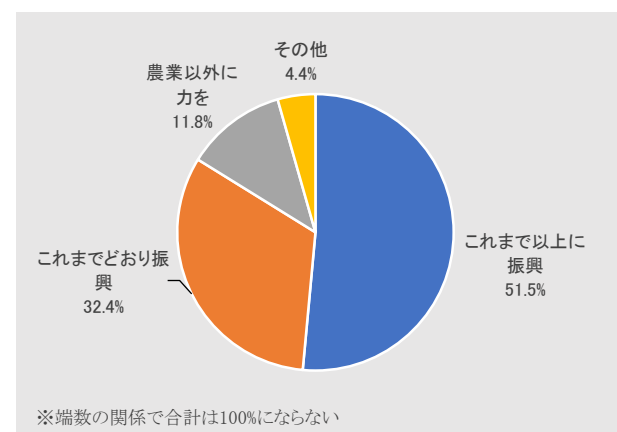
仕入れたい農産物



(3) 世羅町の農業振興の方向 [度数]



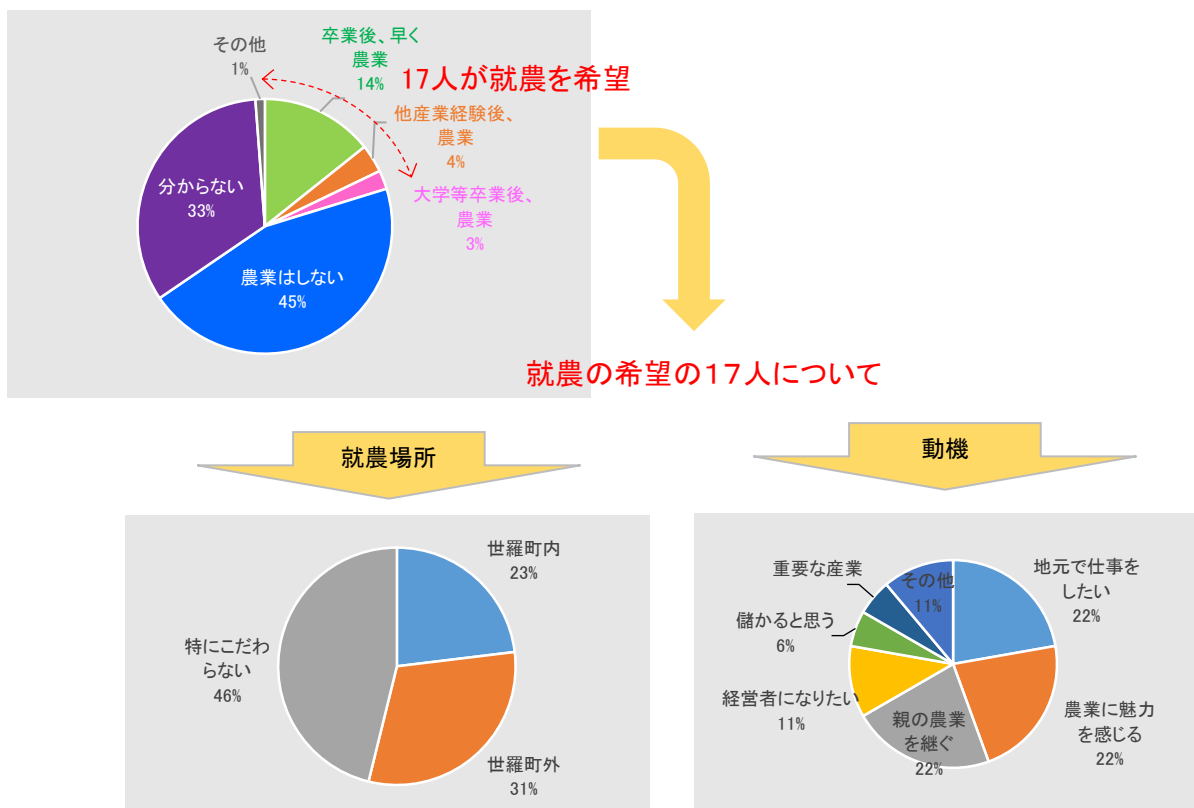
(4) 今後の農業振興について [%]



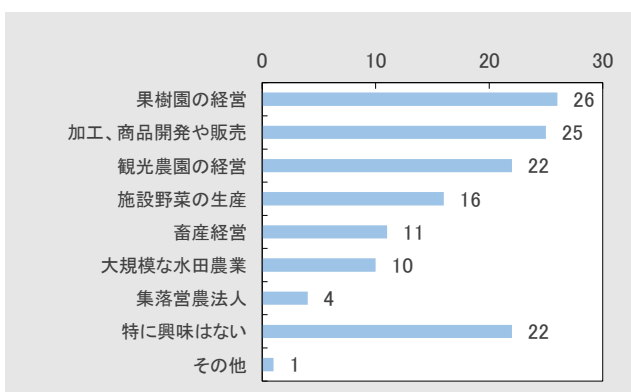
7 高校生

- 職業としての就農については、17人(全85人中)が大学等卒業後や他産業就業後など含め就農を希望しています。(男15人、女2人)(1年生10人、2年生5人、3年生2人)
- 就農希望者17人が「興味のある経営部門」として挙げたのは、「施設野菜」(4)、「大規模水田農業」(4)、「果樹」(4)、「畜産」(3)、「観光農園」(1)、「集落法人」(1)、「加工品製造」(1)となっています。

(1) 農業への就農について [度数]



(2) 興味のある経営部門 [度数]



用語集



[用語集]

五十音順・アルファベット順

あ	
ICT(アイ・シー・ティー)	Information and Communication Technology の略で情報通信技術のこと。農業での主な活用事例では、施設栽培における環境制御、熟練農家の生産管理情報のデータ化等がある。
IoT(アイ・オー・ティー)	Internet of Thingsの略でモノのインターネットのこと。モノがインターネットに接続され、自動認識や自動制御、遠隔操作などを行う。活用事例では、ワナでの鳥獣捕獲検知や遠隔操作等がある。
安心！広島ブランド認証制度(あんしん ひろしまブランドにんしょうせいど)	食の安全・安心を確保するとともに、地産地消を推進するための認証制度として、平成16年(2004年)8月に創設。「広島県トレーサビリティシステム導入指針」に基づいたシステムを認証するトレーサビリティシステム認証と、化学合成農薬等を慣行使用の5割以下に抑えて栽培された農産物を認証する特別栽培農産物認証がある。→「特別栽培農産物」を参照
EPA(イー・ピー・エー) FTA(エフ・ティー・エー)	EPA(経済連携協定)はEconomic Partnership Agreement、FTA(自由貿易協定)は、Free Trade Agreementの略。物品の関税やサービス貿易の障壁等を削減・撤廃することを目的として特定国・地域の間で締結される協定をFTAという。FTAの内容に加え、投資ルールや知的財産の保護等も盛り込み、より幅広い経済関係の強化を目指す協定をEPAという。
AI(エー・アイ)	Artificial Intelligenceの略で人工知能のこと。学習や判断といった人間がもつ能力をコンピューターでも可能とする技術。画像解析による病害虫診断と防除、家畜の健康監視などで活用。
SDGs(エス・ディー・ジーズ)	持続可能な開発目標。平成27年9月の国連サミットにおいて全会一致で採択。「誰一人取り残さない」持続可能な社会の実現を目指し、令和12年を年限とする17の目標(169のターゲット、232の指標)が定められた。「普遍性」、「包摂性」、「参画型」、「統合性」、「透明性」の5つの柱が掲げられている。
か	
化学合成農薬(かがくごうせいのうやく)	「農薬」のうち有効成分が化学的に合成されたもので、有機リン系殺虫剤・殺菌剤・除草剤などがある。「農薬」とは、「農薬取締法」で規定され、農作物等を害する菌、線虫、だに、昆虫、ウイルス等の防除用の薬剤や農作物等の生理機能の増進・抑制用の薬剤をいう。
家畜伝染病(かちくでんせんびょう)	家畜伝染病とは、「家畜伝染病予防法」に規定された家畜の伝染性疾病で、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザなど、26の疾病を家畜伝染病として指定。 同法では、伝染性疾病の発生防止やまん延防止、社会的な影響を最小限にするための措置等が規定されている。
環境保全型農業(かんきょうほぜんがたのうぎょう)	農業の持つ物質循環機能を活かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業(「環境保全型農業推進の基本的考え方」(平成6年4月農林水産省環境保全型農業推進本部)。
高病原性鳥インフルエンザ(こうびょうげんせいとるいんフルエンザ)	鳥インフルエンザのうち、家さんに高致死性の病原性を示すもの等を高病原性鳥インフルエンザという。家さんがこれに感染すると、全身症状をおこし、神経症状、呼吸器症状、消化器症状等が現れ、大量に死亡する。なお、鳥インフルエンザウイルスについては、生きた鳥との濃厚接触により人に感染した例が知られているものの、鶏卵、鶏肉を食べることにより感染した例は報告されていない。
耕畜連携(こうちくれんけい)	米や野菜等を生産している耕種農家が畜産農家から堆肥を供給したり、逆に転作田等で飼料作物を生産し、畜産農家の家畜の飼料として供給するなど、耕種部門と畜産部門が連携を図ること。
荒廃農地(こうはいのうち)	「荒廃農地」とは、「現に耕作に供されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地」と定義され、このうち「再生利用が可能な荒廃農地」をA分類、「再生利用が困難と見込まれる荒廃農地」をB分類として区分されている。

さ	
GAP(ジー・エイ・ピー)	Good Agricultural Practiceの略。「農業生産工程の管理手法」のこと。 GAPは、農産物の安全確保だけでなく、環境保全、農産物の品質の向上、労働者の安全と衛生の確保等に資する管理手法とされる。農林水産省が推奨する国際水準GAPとしては、JGAPやASIAGAP、GLOBALG.A.Pがある。
集落法人(しゅうらくほうじん)	農業経営の基盤となる農地の確保において、集落又は一団の農用地区域を単位に地域の合意に基づく面的な集積を行うことで、効率的かつ安定的な経営が可能となる農業経営を営む法人で、農業経営基盤強化促進法に規定する「特定農業法人(過去に該当したものを含む)」又は人・農地プランにより「地域の中心となる経営体」として位置づけられ、将来的に地域の農地の相当部分を担うと認められる法人であること。
食品衛生法(しょくひんえいせいほう)	飲食による衛生上の危害発生の防止を目的に制定され、食品の製造、調理、加工、運搬、貯蔵などの安全管理、販売食品等の原材料の安全性確保などについて規定している。平成15年度(2003年度)の法改正によりポジティブリスト制度が導入され、平成30年6月の改正により衛生管理手法「HACCP」の制度化や営業許可制度(「漬物製造業」の新設)等で見直しが行われた。
食料・農業・農村基本計画(しょくりょう・のうぎょう・のうそんきほんけいかく)	食料・農業・農村基本法に基づいて、食料・農業・農村に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、政府が閣議決定して定める計画。 食料・農業・農村に関する施策についての基本的な方針、食料自給率の目標及び政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策等を内容とする。情勢の変化を勘案し、施策の効果に関する評価を踏まえて、おおむね5年ごとに見直し、所要の変更を行うこととされている。平成12年3月に初めて策定され、平成27年3月に新たな計画が閣議決定された。
飼料用米(しりょうようまい)	家畜の配合飼料原料として生産される米(稲の子実)のこと。
新型コロナウイルス感染症(しんがたコロナウィルスかんせんしょう)	新型コロナウイルス感染症(COVID-19)は、コロナウィルスの一つである新型コロナウイルス(SARS-CoV2)の感染によって発症する症状。 令和元年12月に中国湖北省武漢市で確認されて以降、世界各地に感染が拡大し、人や物の移動制限とともに、社会・経済に大きな混乱を招いている。
新規就農者(しんきしゅうのうしゃ)	農家世帯員のうち調査期日の前々年の就業状態区分が「勤務が主な人」と「学生の人」で、過去1年間の普段の就業状態が「農業が主な人」になった者。(新規学卒就農者と離職就農者の合計)
スマート農業(スマートのうぎょう)	ICT、AI、IoTやロボット技術を活用した新たな農業を「スマート農業」とし、現在、農林水産省や民間企業等も含め、農作業の省力化、軽労化や栽培管理の精密化、経営管理の見える化、流通・販売の効率化など様々な分野での技術開発や技術の導入、実用化の取組が進められている。
生分解性資材(せいぶんかいせいしざい)	農業用廃棄プラスチックの処理負担や環境負荷を軽減するため、農業用マルチやポット資材等として活用が拡がりつつある。土壌中の微生物により分解が進み最終的には水と二酸化炭素に分解する。
総合化事業計画(そうごうかじぎょうけいかく)	農林漁業経営の改善を図るため、農林漁業者が農林水産物等の生産及びその加工又は販売を一体的に行う事業活動に関する計画。「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」(六次産業化・地産地消法)に基づき、農林水産大臣の認定を受けると、様々なメリットがある。
粗飼料(そしりょう)	繊維質を多く含む飼料のことで、乾草、生草、サイレージ(発酵貯蔵飼料)などがある。 ※家畜の飼料には、大別して粗飼料と濃厚飼料がある。濃厚飼料は、家畜に対してでんぷん、タンパク質等特定の栄養を与えるもので、でんぷん質飼料である穀類(トウモロコシ、こうりゃん、大麦など)、タンパク質飼料であるかす類などがある。

た	
多面的機能(ためんてききのう)	国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等農村で農業生産活動が行われることにより生ずる食料やその他の農産物の供給機能以外の多面にわたる機能。
多面的機能支払制度(ためんてききのうしはいせいど)	多面的機能支払制度は、道路、水路、法面等、農業用施設等を維持管理するための地域の共同作業に対して交付金を支払う制度で、平成26年度から実施された。同交付金には、農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持などを目的とした「農地維持支払」と道路・水路の補修・長寿命化のための「資源向上支払」などがある。
WCS用稲(ダブルユ・シー・エスういね)	WCSはWhole Crop Silageの略。水稻を家畜の飼料として利用するもので、稲の子実が完熟する前に、子実と茎葉を一体的に収穫・密封し、嫌氣的条件のもとで発酵させた貯蔵飼料。(稲発酵粗飼料)
地産地消(ちさんちしょう)	地域の農林水産物の利用を促進することにより国産の農林水産物の消費を拡大する取組のこと。この取組を進めていくため平成22年11月、「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」(六次産業化・地産地消法)が成立した。
中山間地域等直接支払制度(ちゅうさんかんちいきとうちよくせつしはいせいど)	農業生産が不利な条件地域の農業生産活動を継続するため、国及び地方自治体による支援制度として平成12年度から始まった制度。5年を1期とし、現在5期対策(令和2～6年度)を実施中。農地の傾斜度により対象農地を区分し、集落等で協定を締結し、農地保全等の活動に対して交付金が交付される。
鳥獣被害(ちょうじゅうひがい)	鳥や獣などの野生動物による農林水産物への被害。 鳥獣被害の深刻化・広域化を踏まえ、平成19年12月、「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」(鳥獣被害防止特措法)が公布され、さらに、対策の担い手の確保、捕獲の一層の推進等を図るため、銃刀法に基づく技能講習の免除期限の延長、鳥獣被害対策実施隊の設置促進・体制強化等が加えられた改正法が平成28年12月に施行された。
特別栽培農産物(とくべつさいばいのうさんぶつ)	生産された地域の慣行レベル(各地域の慣行的に行われている化学合成農薬及び化学肥料の使用状況)に比べて、化学合成農薬の使用回数が50%以下、かつ化学肥料の窒素成分量が50%以下で栽培された農産物。特別栽培農産物に係る表示ガイドラインに生産の原則等が定められている。
土地利用型作物(とちりようがたさくもつ)	広い面積の農地を利用して生産される作物のことで、水稻、麦、大豆、飼料作物などが挙げられる。
ドローン	マルチローター式小型無人航空機のこと。農業の現場では、農薬散布や作物の生育状況の把握(撮影)など様々な目的で利活用が進んでいる。特に、傾斜地などでの作業効率の向上が期待されている。令和4年6月から航空法に基づく登録などが義務化される。
な	
担い手(にないて)	広島県においては、集落法人、農業参入企業、認定農業者、認定新規就農者のことを指すが、世羅町においては、これに6次産業事業者(六次産業化・地産地消法に基づく「総合化事業計画」の認定者)を含める。→「総合化事業計画」を参照
認定農業者(にんていのうぎようしゃ)	農業経営基盤強化促進法に基づき、市町村が地域の実情に即して効率的かつ安定的な農業経営の目標等を内容とする基本構想を策定し、この目標を目指して農業者が作成した農業経営改善計画を認定する制度。認定を受けた者(認定農業者)に対しては、スーパーL・S資金等の低利融資制度、農地流動化対策、担い手を支援するための基盤整備事業等の各種施策を重点的に実施している。
農家民宿(のうかみんしゅく)	「農家民宿」は、農家に宿泊し農村での生活体験等を提供する営業形態で、その根拠法によって民宿と民泊に区分される。農家民宿は旅館業法(簡易宿所)に、農家民泊は住宅宿泊業法(民泊法)に基づき営業され、年間営業日数等の制約や設備等に係る許可申請などで利点や制約に違いがある。

な	つづき
農業産出額(のうぎょうさんしゅつがく)	1年に生産されたそれぞれの農産物の生産量(自家消費を含む)から、種子、飼料等の再び農業に仕向けられる中間生産物を控除した各農産物数量に、それぞれの農家庭先価格(農産物の販売に伴って交付される各種奨励補助金等を加味)を乗じて算出された額のことをいう。
農商工連携(のうしょうこうれんけい)	農商工連携とは、農林漁業者と商工業者等が協力・連携し、お互いの強みを活かして売れる新商品・新サービスの開発、生産等を行い、需要の開拓を行うことであり、平成20年7月に、農商工等連携関連2法「中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動促進に関する法律(農商工等連携促進法)」が施行され、各種支援策が実施されている。
農村資源(のうそんしげん)	農村には、農地・農業用水、有機性資源(家畜排せつ物、集落排水汚泥、食品廃棄物等)、農村の環境と景観(自然環境、多様な生態系、美しい農村景観)、農村コミュニティ(集落共同作業の主体、伝統文化の継承の主体)などの様々な地域資源が存在し、特に、農地・農業用水等は、農業生産にとって最も基礎的な資源であり、食料の安定供給の確保や多面的機能の発揮に不可欠な社会共通資本である。これらを総称して農村資源と言われる。
農地中間管理機構(のうちゅうかんかんりきこう)	農地中間管理事業の推進に関する法律及び農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律が成立し、平成26年度において全国各都道府県に農地中間管理機構を設置。担い手へ農用地の集積・集約化を進めるため、農用地等の中間的受け皿としての役割を担う。
農地利用最適化推進委員(のうちりようさいてきかすいしんいいん)	農地等の利用の最適化(担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進)を推進するため、市町村が農業委員会に農業委員とは別に委嘱する推進員。
は	
バイオマス	バイオマス(資源)とは、家畜排せつ物や生ゴミ、木くずなどの動植物に由来する再生可能な有機性資源で、化石資源を除いたものをいう。バイオマス(資源)は、太陽のエネルギーを使い、水とCO ₂ から光合成によって生成した有機物である。
繁殖経営(はんしよくけいえい)	肉用牛経営のうち、雌牛に子牛を産ませ、子牛を8ヶ月程度育てた後、子牛市場等で販売する経営をいう。
肥育経営(ひいくけいえい)	肉用牛経営のうち、子牛市場等から購入した子牛を食肉用に出荷するため、一定期間飼育して太らせた後に、食肉市場等で販売する経営をいう。
人・農地プラン(ひと・のうちプラン)	農地中間管理事業の推進に関する法律に位置付けられた農地利用の最適化を図るための中心的な手段。農業者等がアンケート調査や話し合いを通じて地図による現況把握等を行った上で、地域の中心となる経営体(中心経営体)への農地の集約に向けた将来方針等を作成し、市町村が公表するもの。人・農地プランの作成とともに、農地中間管理機構を通じて農地を貸し付けた地域や個々の出し手に対しては、地域集積協力金等の支援を受けることができる。
ま	
密播疎植栽培(みっぱそしよくさいばい)	稲作の低コスト化に向けて、育苗箱の種もみを通常より高い密度で播種することにより育苗箱数を減らすことができる技術。育苗に係るコストの削減に加え、育苗管理・運搬労力を省力化することができる。
みどりの食料システム戦略(みどりのしよくりょうシステムせんりゃく)	地球温暖化をはじめ、環境問題について国民の関心は高く、我が国も令和32年のカーボンニュートラル実現を掲げ、農林水産省は生産方法から流通、食生活に至る全体を俯瞰した持続可能な食料システムの確立を目指し「みどりの食料システム戦略」を公表(令和3年5月)した。
ら	
6次産業化(ろくじさんぎょうか)	1次産業としての農林漁業と、2次産業としての製造業、3次産業としての小売業等を総合的かつ一体的な事業として推進し、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組。 この取組を促進するため平成22年11月、「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び農林水産物の利用促進に関する法律」(六次産業化・地産地消法)が成立した。

[統計用語]

(1) 農林業経営体分類

用 語	定 義																						
農林業経営体	農林産物の生産を行うか又は委託を受けて農林業作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭数が次の規定のいずれかに該当する事業を行う者 (1)経営耕地面積が30㌥以上の規模の農業 (2)農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数、その他の事業の規模が次の農林業経営体の外形基準以上の農業 <table border="0"> <tr> <td>(ア)露地野菜作付面積</td><td>15アール</td></tr> <tr> <td>(イ)施設野菜栽培面積</td><td>350平方メートル</td></tr> <tr> <td>(ウ)果樹栽培面積</td><td>10アール</td></tr> <tr> <td>(エ)露地花き栽培面積</td><td>10アール</td></tr> <tr> <td>(オ)施設花き栽培面積</td><td>250平方メートル</td></tr> <tr> <td>(カ)搾乳牛飼養頭数</td><td>1頭</td></tr> <tr> <td>(キ)肥育牛飼養頭数</td><td>1頭</td></tr> <tr> <td>(ク)豚飼養頭数</td><td>15頭</td></tr> <tr> <td>(ケ)採卵鶏飼養羽数</td><td>150羽</td></tr> <tr> <td>(コ)ブロイラー年間出荷羽数</td><td>1,000羽</td></tr> <tr> <td>(サ)その他</td><td>調査期日前1年間における農業生産物の総販売額50万円に相当する事業の規模</td></tr> </table> (3)権原に基づいて育林又は伐採(立木竹のみを譲り受けてする伐採を除く。)を行うことができる山林(以下「保有山林」という。)の面積が3㌥以上の規模の林業(育林又は伐採を適切に実施するものに限る。) (4)農作業の受託の事業 (5)委託を受けて行う育林若しくは素材生産又は立木を購入して行う素材生産の事業	(ア)露地野菜作付面積	15アール	(イ)施設野菜栽培面積	350平方メートル	(ウ)果樹栽培面積	10アール	(エ)露地花き栽培面積	10アール	(オ)施設花き栽培面積	250平方メートル	(カ)搾乳牛飼養頭数	1頭	(キ)肥育牛飼養頭数	1頭	(ク)豚飼養頭数	15頭	(ケ)採卵鶏飼養羽数	150羽	(コ)ブロイラー年間出荷羽数	1,000羽	(サ)その他	調査期日前1年間における農業生産物の総販売額50万円に相当する事業の規模
(ア)露地野菜作付面積	15アール																						
(イ)施設野菜栽培面積	350平方メートル																						
(ウ)果樹栽培面積	10アール																						
(エ)露地花き栽培面積	10アール																						
(オ)施設花き栽培面積	250平方メートル																						
(カ)搾乳牛飼養頭数	1頭																						
(キ)肥育牛飼養頭数	1頭																						
(ク)豚飼養頭数	15頭																						
(ケ)採卵鶏飼養羽数	150羽																						
(コ)ブロイラー年間出荷羽数	1,000羽																						
(サ)その他	調査期日前1年間における農業生産物の総販売額50万円に相当する事業の規模																						
農業経営体	「農林業経営体」の規定のうち(1)、(2)又は(4)のいずれかに該当する事業を行う者																						
法人経営体	「農林業経営体」の規定のうち、法人化して事業を行う者																						

(2) 農家等分類

用 語	定 義
農家	経営耕地面積が10㌥以上の農業を営む世帯または農産物販売金額が年間15万円以上ある世帯
販売農家	経営耕地面積30㌥以上または農産物販売金額が年間50万円以上の農家
主業農家	農業所得が主(農家所得の50%以上が農業所得)で、1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいる農家
準主業農家	農外所得が主(農家所得の50%未満が農業所得)で、1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいる農家
副業的農家	1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいない農家(主業農家及び準主業農家以外の農家)
専業農家	世帯員のなかに兼業従事者(1年間に30日以上他に雇用されて仕事に従事した者または農業以外の自営業に従事した者)が1人もいない農家
兼業農家	世帯員のなかに兼業従事者が1人以上いる農家
第1種兼業農家	農業所得の方が兼業所得よりも多い兼業農家
第2種兼業農家	兼業所得の方が農業所得よりも多い兼業農家
自給的農家	経営耕地面積が30㌥未満かつ農産物販売金額が年間50万円未満の農家
農家以外の農業事業体	経営耕地面積が10㌥以上または農産物販売金額が年間15万円以上の農業を営む世帯(農家)以外の事業体
農業サービス事業体	委託を受けて農作業を行う事業所(農業事業体を除き、専ら苗の生産及び販売を行う事業所を含む)
土地持ち非農家	農家以外で耕地及び耕作放棄地を5㌥以上所有している世帯

(3) 農家人口等

用 語	定 義
農家人口	農家を構成する世帯員の総数
農業従事者	15歳以上の世帯員のうち、調査期日前1年間に自営農業に従事した者
農業就業人口	自営農業に従事した世帯員(農業従事者)のうち、調査期日前1年間に自営農業のみに従事した者又は農業とそれ以外の仕事の両方に従事した者のうち、自営農業が主の者
基幹的農業従事者	農業に主として従事した世帯員(農業就業人口)のうち、調査期日1年間のふだんの主な状態が「仕事に従事していた者」のこと
農業経営者	その世帯の農業経営に責任を持つ者

(4) 農家経済関係

用 語	解 説
総所得	農業所得＋農業生産関連事業所得＋農外所得＋年金等の収入
農業所得	農業粗収益(農業経営によって得られた総収益額)－農業経営費(農業経営に要した一切の経費)
農業生産関連事業所得	農業生産関連事業収入(農業経営関与者が経営する農産加工、農家民宿、農家レストラン、観光農園等の農業に関連する事業の収入)－農業生産関連事業支出(同事業に要した雇用労賃、物財費等の支出)
農外所得	農外収入(農業経営関与者の自営兼業収入、給料・俸給)－農外支出(農業経営関与者の自営兼業支出、通勤定期代等)

第2次世羅町農業振興ビジョン

発 行 世羅町

編 集 世羅町産業振興課

〒722-1192 広島県世羅郡世羅町西上原123-1

Tel 0847-22-5304(産業振興課)

Fax 0847-22-4566

<http://www.town.sera.hiroshima.jp/>